

# 鹿兒島県史料

旧記  
伊地知季安著作史料集二遺

## 解題

本書は『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集二』として、旧記雑録編纂の基本をつくった伊地知季安の著作史料のうち、前回の一に引き続き「寛永軍徴」の残りの分と「秩父家牒」並びに「新納忠元勲功記」・「琉球御掛衆愚按之覚」を収録している。季安の著作史料は八十余年の長い年月を通じて尠大多岐にわたり、よく知られているもの、あまり知られていないもの、既刊のもの、未刊のもの等様々である。今後ともそれらのうち可能な限り多くのものを収録し、薩藩史解明の史料を提供し、併せて幕末期、それらの収集、記録保存、研究に精魂を傾けた碩学の業績と学問体系、その軌跡に光をあてる予定である。以下、さしあたり本巻に収録した季安著作史料について簡単に説明しておこう。

### 寛永軍徴

『伊地知季安著作史料集一』では巻一―巻十三まで収録したので本巻では巻十四から巻二十までを収録する。底本は東京大学史料編纂所蔵本で伊地知家進上の旧島津家本である。このうち巻十四、巻十八、巻十九は上・下に分かれているから計十冊分である。作成年時については『著作史料集一』解題に記した如く、天保三年（一八三二）頃までに一応成稿、天保十四年（一八四三）藩庁に提出後、弘化四年（一八四七）再び下げ渡され、さらに増補訂正を加えたものと考えられる。巻十四は寛永十五年（一六三八）一月二十六日から、それまでと同様編年月日順に日別に、はじめ「平塞録」（寛永平塞録）、明和四年（一七六七）池辺蘭陵編、天草・島原の乱に関する肥後細川家の事績を記述）や「寛明日記」（幕府関係記録）等を掲げて日毎の状況を説明し、間々「藤掛集書」（藤掛勘九郎編集の島原軍記）や「天草説書」の記事を掲げて補い、続けて関連の薩藩関係の文書を収載し、所々に季安の説

明記事を載せている。筆跡は幾様かに分かれるが、その大部分が季安の自筆になるものといつてよい。卷十五は寛永十五年二月八日から二十二日まで、卷十六は寛永十五年二月二十三日から二十七日までで、原城攻略の準備が逐次すすめられ、遂に大詰めの総攻めに至るまでの緊迫した状況が史料の内容からもうかがえる。ただ当時薩摩藩は鹿兒島にあった藩主家久が重病であり、世子光久は一は家久の病床に侍し、一は松平信綱に協力して島原の乱の鎮定に当るべき旨の幕命をうけて江戸を発し、九州に下向、二月十四日有馬に至って信綱に会い、その指示により、十六日には鹿兒島に帰っている。二十三日に家久は没しているから、薩摩藩としては二つの大事をかかえ、伊勢貞昌ほか藩宿老の対応はきわめて難しかったものと思われる。天草・島原に展開、待機している指揮者との連絡も頻繁にとられていたことが収録文書等からもうかがえる。二月二十六日の島津久元外三名連署書状等はその一端を示す史料であるが、その付覚書には「右評定所案文帳、正月六日より二月廿六日迄之一大冊、島原乱之時分より其御家老座格護ニ而被召置、延享三寅十二月六日、町田仲右衛門五元禄九年御城回禄之焼残ニ而中納言様御病中之儀共相記有之、御記録所見合等ニ相成ニ者無之哉、遂吟味可申出旨を以被相渡、外ニ類冊も無之物故、裏打格護仕置候ハ、後年見合可相成趣」とあつて関係史料伝存の経緯を知ることができる。卷十七は二月二十七日の戦況を物語る史料を収録するが、主として細川家の記録によつたものと思われる。前述の事情から薩摩藩は一部駐在していたものが総攻めに参加したのみで、肥後藩等の如く本格的に取りくむことは出来なかつた。そのことは結果的には大量の殺戮戦にそれ程まきこまれず、彼我の犠牲が比較的少なかつたことにつながっている。乱鎮庄のため細川・黒田・鍋島・有馬・立花・小笠原等、九州の諸大名が功を競つて原城攻囲の陣備えに腐心したのは当然であるが、薩摩藩の場合は藩主病臥を理由に攻囲軍の主力からはずされ、終盤の段階での戦列加入の余地は各大名の思惑もあつてほとんどなかつたといつてもよい。しかし総攻めのはじまつた段階で原城攻囲の陣中に滞留していた薩藩士も多

少はいて、それぞれ攻撃軍に加わり、相應の戦果はあげている。卷十八には二十七・二十八日兩日の戦闘、落城によつて討死、横死をとげた籠城側の夥しい人数の他、攻城軍全体並びに藩別の討死、手負人数の注文等が収録されているが、薩摩藩の分については参加者所屬の郷や個人の差出や覚書についてその関与の状況を窺い知ることができる。たとえば二月二十八日の加久藤衆中手負人衆で六人の氏名があげられていて、これについて季安が「右之衆ハ加久藤衆にて手負人衆ゆへ地頭伊地知左右衛門重政より御届申出たる扣留也、地頭飯屋土蔵に遣れるを天保九年戊二月廿八日季安嫡子喜十郎季直（通）探得たれハ此に載せ置也、赤川兵左は深手にあれとも此晚廿九日に歿死たるにや、廿九日の届書ニハ戦死とあり、末に載おく也」と記している。また同日付の「喜入忠政從臣聞書」には「一同年寅二月廿九日有馬落城仕、男女共に大形被打果候事、一城責之刻、薩州鹿児島より村尾三右衛門・友野七郎其外本丸之屏ニ乗、弓ニ而散々ニ被射詰、無比類働ニ而候、其時細川殿被成御覽、殊之外御誉被成、在國家名御尋被成候、其外新納加賀先として城乗之砌、薩州鹿児島より以上拾八人手をくだき働有之候、一人ハ出水衆中と、一人ハ大口衆中、右之通相知、軍法為背候而皆々先牢人ニ而候事」とあつて具体的に状況を紹介した史料もある。

同日付、田布施土二宮太郎兵衛藏本の文書には「有馬原之城高名究帳」の一本に新納加賀守忠清をはじめとする鹿児島衆二四名、外城衆中として出水衆二九名、大口衆三九名、高尾野衆二一名、蒲生衆一七名、加久藤衆一五名、須木衆二名、伊集院衆二名の氏名が書上げられている。卷十九は寛永十五年三月以降の乱後の始末に関する記事史料が多いが、十二月六日条に捕虜の証言から種子島流寓中の藩主光久の外祖母永俊尼の縁類皆吉長右衛門妻子追捕に関する記事を載せている。そして季安の注に「永俊尼ハ皆吉久右衛門統能ノ女ニテ、弟モ段々アリシト見ヘレハ、長右衛門ハ甥カ」とある。我が国最初のキリスト教伝来地であるだけに、薩摩藩も乱後のキリスト教信奉者の取締り摘発には神経を使わざるを得なかつたであらう。卷二十はその初めに季安が「此末には寛永後の事もまじれど、

「寛永軍徴」(巻十四～二十) 文書・記録・記事等点数

巻数	文書・記事等 収載時期	文書数 (収載) <未収>	記録・ 記事等	総数
十四上	自寛永15年1月26日 至 同 年1月30日	61 (5) <56>	28	89
下	自寛永15年2月1日 至 同 年2月7日	76 (6) <70>	35	111
十五	自寛永15年2月8日 至 同 年2月22日	105 (0) <105>	71	176
十六	自寛永15年2月23日 至 同 年2月27日	21 (2) <19>	27	48
十七	自寛永15年2月27日 至 同 年7月21日	29 (0) <29>	18	47
十八上	自寛永15年2月28日 至 同 年3月 日	13 (0) <13>	18	31
下	自寛永15年2月28日 至宝永2年1月16日	60 (40) <20>	12	72
十九上	自寛永15年3月1日 至 同18年10月5日	37 (4) <33>	64	101
下	自寛永15年4月10日 至 同18年10月5日	31 (11) <20>	18	49
二十	自寛永18年9月28日 至明和6年4月1日	123 (36) <87>	12	135

- 注 1 文書・記事等収載時期と各巻の表紙に記された収載時期には異なるものもある。  
2 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは未収載文書を示す。

皆その餘響にて輔翼する事ども多ければ附おきぬ」と記しているように、概略寛永十八年(一六四一)九月二十八日から明暦三年(一六五七)十月二十六日付までの天草・島原の乱関連史料・記事を掲げ、動員人数、軍陣編成、上下船取仕立入目、寛永十九年(一六四二)七月の荒廃した明地への移百姓人数并馬道具帳、そして正保四年(一六四七)六月の長崎への南蛮船渡来の一件や、切支丹禁制等々を参考資料として追記している。

以上収録内容を通覧すると、季安は初めはともかく後になってからは、単に島原の

乱の戦史、薩藩の関与の経緯を具体的に記録するということだけではなく、戦時（島原の乱）に際し軍勢の動員、軍陣の編成、運送（人馬、兵糧）が如何であったかに関心をもち、その実状を示す記事史料をとくに丹念に収集したのであろう。もちろんまとまった史料は記録所等を通じて入手、編纂に役立てたであろうが、自身も具体的内容に富む地方史料を親縁関係を通じて収集し、それらを随所に載録している。その主たるものが加久藤地頭伊地知重政の關係史料であり、同人が季安の家の先祖にあたること、また子の季通が父の影響を受け、その意図を体して史料収集にあたったことなどが力になったといえるであらう。たとえ全地域を網羅したものではないにせよ、それは近世前期薩摩藩の地方支配の具体的史料として今後の研究に有益であらう。

参考までに、前巻に引きつづき本書収載の文書の中で「旧記雜録」に収録されているものと未収録のものとの数と、文書・記事等の各巻毎の総数を表記しておく。

### 秩父家牒

伊地知季安の宗家である秩父家の家譜、文化十三年（一八一六）九月伊地知季平の作に季安がその依頼により補正を加え、注記を施したものの。文政三年（一八二〇）五月の季安の後序がある。底本は鹿児島県立図書館所蔵の原本によった。季平の序文によれば、秩父氏本姓は伊地知氏で貞享四年（一六八七）、伊地知重直が初めて秩父氏を称した。先祖を桓武平氏の秩父畠山氏の出自とするによる。しかしこれについては不審の点もあり、系譜をめぐる紛議の因ともなっている（後述）。康永三年（一三四四）、初祖季隨が島津家に仕え、文化五年（一八〇八）秩父崩れで季保が自害するまで十九代約四百七十年を教える。季平は同じ伊地知氏一族として本宗家の系譜をつとめて公正に整理し後世に伝えようとしたのであろう。文化十三年といえは季安が右事件に連坐して以来はじめて禁錮を免じられた年であり、また彼の従父兄で直接の勉学指導者であった本田親孚（前記録奉行）死没の年でもある。季平

の季安への校閲依頼の経緯は明らかではないが、不遇の中で研鑽を続け、次第に評価されてきた一族の学徒に期待を寄せたのではあるまいか。

さて季平の記述はまず尊西からはじまる系図を掲げ、その後、歴代として初代季隨、二代季匡、三代季弘、四代季豊、五代重持、六代重豊、七代重弘、八代重周、九代重武、十代重興、十一代重昌、十二代重順、十三代重治、十四代信季、十五代重直、十六代重行、十七代將興、十八代將種、十九代季保に至る各世代毎の事跡を掲げている。重直の代より門地に拘泥して儀式の座次等をめぐる記述が見え、次の重行の代には諏訪社奉幣通行の順位を本田氏と争い、本来本田氏は秩父畠山氏の縁類従臣たる本田親恒の末裔であるのに大隅守護代の家として優遇され、伊地知氏の左列に位置するのは不当として官裁を要求する騒ぎにまで至っている。時に元禄六年（一六九三）のことで、記録奉行は伊地知重英と田中国明、互いに伊地知氏・本田氏の側に立ち論争が拡大、種々調停がはかられたが重行が強硬で、遂に伊地知氏隨行の役は新納氏が代わることになり、重英は退任、重行は宝永二年（一七〇五）まで十二年間幽閉処分をうけたとある。季平の立場は重行の行過ぎを批判、調停に当った重英の立場を支持している。後序によれば、季安もまた重英を先生として追慕し、その学風をついでいると評価する季平の執筆姿勢に共感している。季安の比較的早い時期に示された頑固のようで柔軟、細かい点もおろそかにせず訂正し、かといって身びいきや個人を美化するあまり筆の逸脱するのを自制し、つとめて中正であろうとしたその学問的態度は晩年に及ぶまで一貫しており、史学者としての適性を垣間見せてくれているといつてよい。季安（当時は季彬）の季平本文の訂正は年月日、人名等、補注は「山田聖栄自記」、「安国寺申状」、「樺山玄佐自記」、「箕輪伊賀自記」、「庄内平治記」、「西藩野史」、「覚兼日記」等々、一々典拠をあげての補足説明で再考を促す部分もあり、上下左右の欄外に細字の自筆で書きこまれている。本書では字句の訂正等はその箇所に、補注は一々その場所を番号で示して一括後掲

した。

なお本書の伝来は、県立図書館本末葉に大正五年六月二十六日片山信太郎寄贈の印があり、恐らく季安から季平に返された後、同家から流失して種々の経緯を経て片山氏のもとに伝えられていたものであろう。県立図書館には別に昭和十年三月二十三日購入の写本があり、また東京大学史料編纂所蔵本は旧島津家臨時編輯所本で、大正十五年八月二十四日より三十日の市来邦彦書写本である。また底本のみにある巻末の一葉は、前述元禄十二年（一六九九）重行の条の季平筆の貼付補筆の剥落した分である。

#### 新納忠元勲功記

中世末から近世初頭にかけて活躍した薩摩藩を代表する文武両道に秀でた武将新納忠元（大口地頭）の勲功を年次を追って編述したもの。「新納忠元勲功并家筋大概」はほぼ同内容で増補修訂を加えたもの。（両者共に「忠元勲功記」とよぶこともある。）天保十三年（一八四二）十二月、前半の天正十五年（一五八七）までの分を編成、残りの慶長十五年（一六一〇）忠元没年までの分は翌十四年（一八四三）二月に脱稿。藩命により新納家一族の新納弥太右衛門が作成者となり、実際は伊地知季安が編述に当った。鹿児島県立図書館蔵本（本書の底本）が当初出来のものとの写と思われ、新納家旧蔵本（福岡県草野屏山文庫蔵）が後に増補訂正を加えたものとみられる。前者の奥書には季安の子季通の筆で「此勲功記は伊地知季安が編集する所なり、後人疑を起さん為記置もの也」とあり、後者の奥書には安政六年（一八五九）九月、新納久仰が「此勲功記者忠元靈社御創建之涯、宰相様御覽可被遊旨奥醫師御伽兼務青山道策を以御内々致承知、則写調差上置候処、此節宰相様御逝去ニ付御側廻御取片付相成、矢帳御側江被召置候由ニ而御側役より被相下候、右次第長々御側江被召置難有儀ニ付、此段書記致格護置者也、但忠元代文書写老冊も相添差上置候事」と記し、自署を加えている。斉彬の没後その側近くに置かれていた浄写提出本があら



ためて新納家（久仰）に下付されたというのであろう。（「新納忠元代文書写」も一緒に下付されたともえ、久仰奥書のものが新納家旧蔵本中に現存する。）また前者の別本と思われる東京大学史料編纂所蔵の島津家旧蔵本の奥書には「新納忠元勲功記前天保十三年後寅十二月寅二月二編、伊地知季安為新納弥太右衛門撰之者、而弥太右衛門貽某人以其名耳、明治二十四年三月 平田宗高誌」とあり、その作成の経緯を知ることができる。また季安の「先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留」（鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本）には、「新納忠元勲功并家筋大概老冊」は天保十四年（一八四三）六月九日に藩庁に差し出した旨記している。このように同書は何度か写がつくられたようで、現在季安自筆本はなく、それぞれ若干記述に相違のある写本が数点存在しているのである。（今回は県立図書館蔵本を底本とし、新納家旧蔵本との相違箇所、追補記事を参考資料として本文中、末尾に掲示していた。）

新納弥太右衛門は時升、伯剛と号し、漢学を向井滄浪等に学び、詩文をよくし、「九郎談」、「東行録」等の作がある。季安より二歳年長で親交があった。天保十三年、大口郷より請願の新納忠元霊社創立に関係して自らもその推進役であったことから、藩庁（御納戸奉行格御内用掛海老原清熙宛）に提出する「勲功記」の編集を季安に委嘱したものと思われる。はじめ後者の補筆の部分は時升・久仰等新納家側自身の手になるかと考えたが、内容が日新（忠良）母梅窓夫人の履歴等一層詳細な史伝の追記になっていることからみて、やはり大部分は季安の筆とみるべきであらう。一応成稿のものにさらに筆を加え、字句もたとえば和降を和睦にかえるなど若干の修正を施したのであろう。先述した前後の終りのところに寅（天保元年）十二月廿三日付、新納時升の海老原清熙宛のことであり書があるが、その中で「忠元大口地頭職四拾餘年相勲居候内ニ而、天正十五年迄者纔拾九年之勤勞御座候、猶外ニ式拾三年分之年功相殘、其事長ク教冊之旧記、文書等に致散見候事蹟、其年ノニ拾寄せ、彼此考合せ書綴申事御座候

得者、埒明不申、逆も明日御出立無之内に右躰之綴方難調御座候間」とあるように、季安は編纂に当って新納家伝存の旧記・旧譜や文書（丸田家文書等旧臣伝来の分も含む）等を収集調査、それらを吸収消化して文章化していったものと思われる。『旧記雑録後編』所収の「新納忠元譜」や「新納家文書」等と関連する点が多い。また『旧記雑録後編』一―四にはその大部分を収録しているが、底本とした東京大学史料編纂所本「旧記雑録」にはなく、鹿兒島県立図書館本「旧記雑録」によって補っている。恐らく季通によって補充されたのであろう。そしてその部分の文章は季通後筆入りの県立図書館本の「勲功記」とほぼ合致している。「勲功記」の内容は忠元個人の功績を中心に、島津氏の勢力発展・強化の経過を説明しており、忠元に対する島津義久・義弘・家久の信任のとくに厚かったこと、豊臣秀吉との対面で大いに名をあげたこと、老齢にもかかわらず庄内の合戦では塵取りとよばれた駕籠にのって作戦に参加したこと、先立って死んだ長子の忠堯のこと、次子の忠増の活躍ぶり、後事を嫡孫の忠清が若年故、外孫婿の伊勢貞昌に託したことなど、近代一般に普及した忠元像の骨格を形成するのに力のあった編述といえよう。季安の取りくみも単なる頼まれ仕事というのではなく、先祖に当る伊地知重政の後嗣重頼が忠元の曾孫であるという親縁関係からも、本来の忠元に対する敬慕の念を一層深めてのことではなかったかと推察する。

なお明治四十三年大口村役場刊行の『忠元勲功記』には「新納忠元勲功記」の後に「忠元靈社勸請発起之次第」等が併録されていて、忠元神社創立の経緯を知ることができる。

#### 琉球御掛衆愚按之覚

東京大学史料編纂所々蔵、島津家文書の中、伊地知氏進上本、伊地知季安自作の表紙に「琉球御掛衆愚按之覚全」、内表紙に「天保五年（一八三四）午十月九日、琉球御掛衆愚按之覚」、朱字で「他見可秘也、伊地知氏藏本」とあるが、内容は(1)表題のもの他、(2)「天保六年（一八三五）未五月吉日、宇留満の島并沖繩島一件私考」に(3)「於

琉球大和人唐人江面会御禁止一件愚考」を付加したものの、(4)「増補明清代替ニ付公義仰出一件」、(5)「明清乱中琉球之義御伺公儀仰出始末之愚考草案」、(6)「琉球国是迄押包来候日本随従ニ而和人在番等之内実唐江打明ニ付、願意之考草案」、(7)「琉球国鳩目銭并御当国加治木銭等之しらへ」の合綴本。(1)は朱書にあるように琉球方掛御用人島津主計の指示で御用人座書役相良休右衛門が来訪、早急に調査提出を求められたもので、新納久詮よりはじまる琉球方掛の従来の氏名だけのものではなく、もう少し具体的に知りたいという要望にこたえたもの。(2)はうるまとは琉球のことをいうのか、又は別か。沖繩人とは琉人のことをいうのか、又別島の人をいうのか、諸説と私見を記す。季安の国学への造詣を示す資料といえよう。「此一冊ハ御側御用人衆より書役内田八郎次殿内分被遣、御尋之趣有之、書綴遣候扣留也、漫ニ他見無用可致もの也」とある。(3)は享保四年(一七一九)琉球で大和人(七島・宝島人)を唐人に面会させぬこと(冠船来航による冊封使との謁見のとりやめ)にきめた理由について琉球在番よりの質問に間接的に応じたもので、直接の宛名は天保九年(一八三八)新納<sup>(券)</sup>矢太右衛門(時升)宛となっている。(4)・(5)は中国での王朝(明・清)交替に伴う琉球取扱いに関する対応策について関係史料を収集整理したもので、何れも担当者からの依頼により調査したものをまとめたもの。(6)は中国側にこれまで隠密にしていた日本人琉球在番の存在を、英国人滞留の時局下に鑑み、今後は明らかにすべきではないかとの考案。(7)は琉球鳩目銭・加治木銭発行についての関係史料の集成。終りに嘉永六年(一八五三)丑七月十六日御記録奉行伊地知小十郎の記載がある。同九日に御用部屋で依頼された件の取調回報書。季安には著名な「南聘紀考」等日琉交渉史に関する著述があることから知られるように、南島への関心の深さがうかがえるが、それは彼の従父兄で教導役でもあった本田親孚(「大島私考」の著者)等の影響や、彼自らも若くして喜界島に配流、数年間滞留した経験等も関係しているであろう。

なお(3)に関しては徳永和喜氏の適切な紹介解説がある。一九九五年三月、『鹿児島県教育委員会 歴史の道調査報告書第三集 海の道』所収、薩摩藩近世期の海の道 第三章「虚構の国・トカラ・七島・宝島」及び「近世史料にみる七島・宝島」。

(五味 克夫)

## 例言

一 本書は、「寛永軍徴」(巻十四ノ上〜巻二十)「秩父家牒 全」「新納忠元勲功記」「琉球御掛衆愚按之覚 全」を底本として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵別
寛永軍徴 巻十四ノ上〜巻二十	東京大学史料編纂所
秩父家牒 全	鹿児島県立図書館
新納忠元勲功記	鹿児島県立図書館
琉球御掛衆愚按之覚 全	東京大学史料編纂所

一 総合的な史料名の表記は、原則として底本に従い、収載史料の配列は五十音順とした。

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充箇所は▽△で示した。

イ 補充や校訂に使用した典拠史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録 ㊟

新納忠元勲功并家筋大概（中村孫次郎氏旧蔵本） ㊦

- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
- ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「』（朱書）で囲んだ。
- イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。
- ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」「および並列点「・」を付した。
- 一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□または□を以て示した。
- 一 見せ消は、その文字の左側に「々」を付した。
- 一 頭注や行間の書き込みは、底本の体裁に合わせたが、長い場合は関連箇所文末にまとめた。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 原文中の地名・人名・官名・年号などに施されている朱引は、全て省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、而、茂、者、与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。
- 一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。
  - 吳（異） 早（畢） 亘（事） 帑（紙） 躰（体） 劬（州） 陳（陣） 刁（寅）
  - 旗（旗） 留主（留守） 咲止（笑止） 魔（鹿兒） 見廻（見舞） 祝義（祝儀）
- 一 「秩父家牒 全」について特筆すべき事項については、別に凡例を設けた。

# 旧記雜録拾遺伊地知季安著作史料集二 目次

解題……………一

例言……………一三

目次……………一五

## 寛永軍徴

卷十四ノ上 寛永十五年正月二十六日―三十日……………一

卷十四ノ下 寛永十五年二月朔日―七日……………四五

卷十五 寛永十五年二月八日―二十二日……………九四

卷十六 寛永十五年二月二十三日―二十七日……………一七七

卷十七 寛永十五年二月二十七日……………二一六

卷十八ノ上 寛永十五年二月二十八日―二十九日……………二六二

卷十八ノ下 ……………三一五

卷十九ノ上 寛永十五年三月朔日―十八年九月十一日……………三五五

卷十九ノ下 肥前島原天草軍立之事……………三八五

卷二十 餘饗の卷 寛永十八年九月二十八日―明暦三年十月……………四二八

文書目録……………四九九

秩父家牒 全……………五一九

新納忠元勲功記……………五五五

琉球御掛衆愚按之覚 全

琉球御掛衆愚按之覚……………六二一

宇留満の島并沖繩島一件私考……………六二七

於琉球大和人唐人江面会御禁止一件愚考……………六三六

明清代替ニ付公義仰出一件……………六四一

明清乱中琉球之義御伺公義仰出始末之愚考草案……………六五二

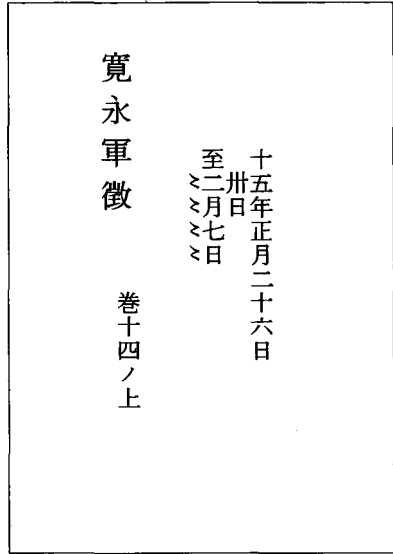
琉球国是迄押包来候日本随従ニ而和人在番等之内実唐江打明ニ付願意之考草案……………六五七

琉球国鳩目錢并御当国加治木錢等之しらへ……………六五九



寬永軍徵

(表紙)



寛永軍徴卷之十三四十五年戊寅

伊地知季安纂輯

正月二十六日庚寅至二月七日辛丑

1 平塞録云、二十六日巳ノ刻、細川妙解公島原へ着陣有、  
傳曰、妙解公先達テ江戸発駕ヨリ途中ヲ急キ玉ケル、其  
節西國へ討手ノ大名衆一同ニ被仰付、各途中ヲ急カレケ  
ル故、込合ケレトモ、妙解公平生ノ心掛故、竟ニ諸大名

ニ先達下向有リ、伊勢國龜山ノ城主本多隠岐守殿家来寺  
木四郎左衛門ハ、折節町支配ノ役ヲ勤ム、右四郎左エ門  
儀ハ、妙解公ノ内寺木八左エ門同姓也、依之妙解公平生  
懇ニ被仰付ケル故、四郎左エ門此節御恩奉報心底ニテ、  
関ノ宿・龜山ノ宿・坂ノ下三ヶ所ノ宿馬ヲ前以掛置テ、  
他家へハ一疋モ不渡、細川ノ人数ニ相渡ス、先ヨリ近江  
國土山ノ宿ニテハ、土山喜左エ門モ人馬ヲカケ置テ、他  
家へ不渡、細川ノ人数ニ相渡ス、妙解公御感悦ニテ、土  
山ニハ知行ヲ下サレケル、此節ハ道中雨天續テ、田村川  
俄ニ洪水ニテ、川越ノ人夫大勢ニテ妙解公ノ御駕ヲ渡シ  
奉ル、家中ハ淺瀬ヲ尋テ馬筏ヲ組テ渡ル、妙解公此時近  
習ノ大頭坂崎内膳(マヤ)ヲ追付黒田右衛門佐可被参、其方残り  
テ淺瀬ノ案内可仕由也、内膳合点行スシテ申上ケルハ、  
只今ノ御道中常ト替リ我勝ニ互ニ先ヲ争申候、黒田様ハ  
別テ途中モ御家ト先ヲ争イ、少モ遠慮ノ御様子無御座候  
ニ、此方様ヨリ丁寧ヲ盡サレ候テモ、役ニ立不申候、近  
来御不通ノ御家柄故、其儀ニハ及申間敷ト申ケル、妙解  
公御笑ニテ、其方申所一理アリ、乍然三齋様黒田甲斐殿

ト不通ハ私ノ意恨ニ依テ也、手前只今右衛門佐ト島原へ下向ハ公用也、自分ノ怨ニ付公用ヲ忘ル、事侍ノ本意ニ非ス、其方ヲ残シ置儀黒田へノ儀ニ非ス、公義へ對シテ御奉公也ト委細ニ被仰ケル、内膳モ合点参リ、御意至極仕候ト申上、澤村字右エ門モ、乍恐御公義へ御忠勤御尤千萬ノ儀可申上様無御座候ト申ケル、夫ニ付坂崎内膳川端へ相扣へケル、引續テ黒田ノ大軍真黒ニ川へ押掛リケルニ、内膳出迎イ、拙者儀へ細川越中守家来ニテ御座候、主人ヨリ黒田様へ此川ノ浅瀬案内ノタメ残置候由申述ル、黒田殿ノ大軍無滞相渡ル、以後向ノ川岸ヨリ黒田家ノ奏者内膳ニ参、今日浅瀬御案内ノ義、主人右衛門佐承知致サレ候、案内苦勞ノ禮トシテ刀一腰相送ラレ候由申ケルハ、内膳申ケルハ、黒田様へ主人トハ儀絶ノ家柄ニ候、今日浅瀬案内ニ拙者ヲ残申候儀ハ、御公義へ奉公ノ筋ニ候、聊モ黒田様へ馳走申上候儀ニテハ無御座候、右ノ通ノ儀ニ御座候間、私ノ御會釋トシテ拜領物可仕様無御座候、乍然主人へ申聞セ、指図次第ニ可仕候、其内貴様(岡カ)へ御預申候トテ立帰ル、斯テ細川ノ一手途ヲ急ギ、同十八

日朝、山城国伏見へ到着ス、此ノ節淀ノ浪人築山兵庫儀ハ、幽齋公ヨリ以来御懇ノ筋ニテ、兼テ少知ヲ御合力有リ、右ノ赴ヲ以伏見ノ川船ヲ用意シ、櫓械ノ類ハ自分ノ藏ニ納メ置テ御出ヲ相待ケル、妙解公甚御悦有リ、其後又々知行ヲ加増セラル、摂津難波ニテ公義舟手ノ御役人小濱民部殿出迎テ、公義ノ御舟ヲ被借、此時播磨国室ノ旅宿ノ亭主名村左太夫モ大小ノ舟數十艘用意シ、大坂ノ川口へ乘廻シ、細川ノ諸勢ニ馳走致シケル、海上ヲ押渡シ、防州加室ニ到着ノ節、先達テ熊本ニ仰有ケレハ、御迎トシテ水橋刑部左エ門又々真源公ヨリ指上セ給、御召ノ舟ハ六十六丁立ノ舟ヲ乗来ル、御自分ノ舟ニ召、公義ノ御舟ハ是ヨリ返上シ、御老中エ使者ヲ以御禮被仰上ケル、同ク廿四日ニハ豊後鶴崎へ到着、即日御打立也、明ル廿五日、龍田口通りヨリ直ニ島原へ御出陣也、御城ニ御立寄ナキ故、長田監物・沼田勘解由左衛門抔、途中ニテ御機嫌相伺ケル、其晩ハ川尻へ御止宿故、侍中川尻迄罷出ケルモ多カリシ、惣テ今度三百余里ノ途ヲ、十四日御着陣也、

今度妙解公御下向ニ付、九州ノ諸將越中守ト諸事相談可致由、上使本郷庄右エ門殿ヲ下サレケル、是モ途中ヲ急キ、同日廿六日島原ヘ到着アル、

同日、上使ノ營ニテ會議、紅毛舟入津ス、傳曰、忠利公御着故、真源公ヲ始、長岡佐渡・有吉頼母、其外組頭各出迎、御祝儀申上、一揆ノ様子、城内ノ手配、寄手ノ勇怯、委細ニ言上ス、上使衆ヨリモ途中迄使者ヲ迎ニ遣シ、長途早速ノ御着目出度由被仰遣ケル、早刻妙解公モ上使ノ陣屋ニ御出ニテ、暫ク城責ノ御軍談有、今日兼テ上使ヨリ御下知ニテ、南蠻舟有馬エ入津ス、上使明日蠻人ニ城ヲ可打崩由被仰渡ケル、右蠻人船美々敷飾立、武器・大筒並ヘ立テ、喇叭吹鳴シ、嚴敷一手ヲ警固シケレハ、日本ノ軍兵ニ違テ珍敷見物也、其上大筒ヲ鍛鍊スル事萬國ニ勝リ、大筒ヲ揃ヘ一同ニ打立ナハ、天守モ忽微塵ニ成ルヘシト諸軍頼母數守居タリ、暫シテ蠻人通辞ヲ以先城内ノ様子ヲ伺イ、其上ニテ大筒ヲ可打掛候間、先物見被仰付候様ニト願ケル、即上使衆御免有ケル故、蠻人大成ル帆柱ヲ立テ、崑崙奴五六人帆柱ニヨチ登リ、段々ニ

柱ヲ継キ、數百丈組上タリ、此柱ノ頭ニ登テ高キ城内ヲ目ノ下ニ見ル體、猿猴ナトノ如ク、更ニ人間ノ藝ニ非スト見ヘケル、委細ニ城中ヲ見分スルニ、家々ヲ塗テ外ニ簾ヲ掛テ、人ハ往来ノ様子モ無、時ニ簾ノ間ヨリ烟リ少シ立ケルカ、急ニ鉄炮響テ、柱ノ頭ノクロホウヲ打ケレハ、忽クロホウハ倒ニ舟ノ中ニ落ル、殘ノ崑崙奴肝ヲツフシ、皆々柱ヨリ飛下テ舟ノ中ニテ啼叫體、見苦事言計ナシ、右ノ大舟ハ碇ヲ切テ押出ス、上使ノ許ヨリ使番ヲ以テ異国舟ニ被仰遣、彼方ヨリハ通詞舟往来シ、諸軍何モ我モノノ騷動シケル、一揆トモノ物笑ニ成ケルト聞シ、其夜妙解公上使ノ陣ニ御出、竊ニ仰付ラレケルハ、今度一揆ノ城ヲ諸大名大人數ニテ取巻候ヘハ一旦ニ攻落ス事案ノ中ニ候ヘトモ、公義ヨリ俄攻ヲ被禁、緩々仕寄候ヘト被仰出候意味ハ、必竟一揆ゾレノ事ニテ、外ニハ見續ノ人數無ク取籠居候ヘハ、日ヲ経テ根ヲ断チ葉ヲ枯シテ、此間ノ慮外ヲ懲ト相聞ヘ候、俄攻仕リ候事ハ、歴々ノ侍ヲ土民ノ箭先ニ掛申候儀、扱々口惜ク存候、然ルニ間延ニ思召レ候ヤ、異國人ニ仰付ラレ城可打崩由、頃日ヨリ

御相談御座候処、拙者不同心ニ御座候、日本勢纔ノ城ヲ責アクンテ、異國人マテヲカリ集候ト申觸候テハ、異国迄日本ノ恥ヲ申合候、若急ニ城ヲ可攻潰ト思召レ候ハ、異國ノ勢ヲ借り申候ニ及不申候、我一手ノ人數ニテモ必死ノ格ニ成リ攻入候ハ、三分一ノ人數ヲ打死致サセ、城ヲ乗取候儀ハ必定ノ儀ニテ御座候、乍然此城ハ取籠申候故、糧米薪等モ大形ハ盡可申候、其上ニテ惣攻仰渡サレ候ハ、公義思召ノ旨ニモ相叶可申候、異國人ノ儀ハ婦帆仕候様ニ仰渡サレ可然候ハン乎、公義ヨリモ越中儀無遠慮軍中相談可仕由被仰渡ニ付、聊存寄候儀得御意申候、尤御了簡次第ノ儀ニハ御座候ト仰ラレ候ヘハ、伊豆殿御合点參、越中殿御了簡御尤ニ存候、拙者異國人ヲ呼寄候儀、一揆トモ南蠻国ト申合、追付南蠻ヨリ人數見ルヘキ候ト申候間、百姓共ヲ欺キ申候段、兼テ聞及申候ニ付、異國人ニ申付鉄炮打セ候ハ、南蠻国ヨリサヘ一揆ヲ攻申候迎、城内ノ百姓トモ彼宗旨ノ虚言ヲ合点參リ、内破レニ成リ候ハンカト計リ了簡致候迄ニテ、曾テ日本ノ恥ニ成申候處心付不申候、其元ノ御詞ニテ合点參リ、

行當申候、最早異國人返候様ニ可申渡候、俄攻ノ儀ハ甚以公義思召ニ違申候、拙者着陣ノ節モ早々諸大名ニ申渡、少モ拙者間延杯申様ナル了簡ハ無御座候ヘトモ、右體ノ儀ヲ諸軍中風聞致候テハ、拙者迷惑仕候、其元ヨリ諸大名衆中ヘハ能々右ノ了簡計ト申儀ヲ御申通シ頼入候、必々俄攻ノ了簡無御座候ト被仰候、妙解公モ拙者存寄、御用過分ノ由仰ラレ候テ、即刻御帰營也、今暁日向縣ノ城主有馬左衛門佐殿・同嫡子藏人殿モ着陣也、

<sup>2</sup> 藤掛集書云<sup>上文ハ七日、右敵城を取巻、昼夜雨の降ことく</sup>  
大筒・小筒・石火矢等惣手より打懸責申候、海手にハ黒田・細川番船押廻りノ、鉄炮無透間放之、長崎より阿蘭陀船老艘・日本前三艘呼寄、海手より石火矢被打せ候処ニ、城内より謀を以、唐人式人打て落候、其故唐人共殊之外迷惑之由申に付、頓而長崎へ被差戻候云々、

<sup>3</sup> 此日、島津豊後守久賀・喜入摂津守忠政薩兵二千を將ひて巢本を発船し、辰の下刻頃に上津浦へ着船しけれハ、

肥後衆は去る五日六日の頃より薩軍の来り代るを、十日許待居たる事なれば、皆く陣屋も焼拂ひ、五十艘の舟に取乗り、海に浮んで待居たり、則久賀・忠政、熊本の備頭清田石見守に面會し、是まで仕来れる番手の次第トモ聞おかれしに、本砥より東は肥後衆既にこれを狩れり、本砥以西の山くを狩られ然べしとの次渡にて、直に受取、夫れく陣屋を掛けて在番せり、然に當手の普請奉行ハ伊地知左右衛門尉重政・相良満右衛門尉頼屋・村尾源左衛門尉重候なりしが、賊等は皆原の城に城守し、上津浦へは敵一人も居らざりければ、壯士斯る所に平行して陣するを欲せず、中にも村尾重候は時年二十九歳、相良頼屋は三十八歳、何れも剛氣にひかされ、大將久賀等の指揮をも窺はず、海上より舟を挺て島原に赴きゆけり、伊地知重政は此時五十三歳、其以前日州庄内の役にもはや初陣したる者にて、頗る軍法をも辨居れば、只一人此に屬き来て、立營の事共、手抜なく下知をなせり、斯て久賀・忠政、川野監物を島原に遣し、加世田士一人を鹿兒島に遣して此事を報告せり、且此時天艸と島原に渡さ

れし薩兵七千九百、いまた出水に屯せし兵三千三百六十八人、糧足らずば、出水に屯せしものハ悉く引取らせ、且渡海せし七千九百の内をも千九百を帰され、六千も参陣をば可ならんと、評議の赴も伺上られしとそ、

3の2 「忠政従兵加世田小川日記」

一廿六日ニ(上津浦)かうつらへ着船候、彼所へ肥後衆在番にて候

ニ、御分國衆相替り候、肥後衆ハ舟五十艘ニのりうかミ被待候ニかわり合候、右之衆陣屋者皆く焼拂候て被立候間、跡ニ陣屋作候、

3の3 「在忠政案文帳」

態令啓候、

一今日四ツ時前、上津浦へ着船申、越中守殿御人衆清田石見守殿へ兩人参會申、御番所請取申候、早々此由為可申、川野監物殿為使差渡申候、

一人数式千程召烈申候、陣拂にて候間、從今日木屋懸申付候、其外之御人衆ハ北郷佐渡守殿・入来院石見守殿

かうねへ未被成逗留、彼方角之山と狩り談合ニ而、五日者逗留可有候、其後如此地可被成談合ニ而候、其元へ為使鯨嶋民部左衛門尉殿進上申候、夜前此地へ越着候て、御条書之御返事承届候、猶以条書川野監物殿申候間可被聞召達候、恐惶、

(喜入)

忠政

(島津)

久賀

正月廿六日

(有榮)

山田民部少輔様

(重薦)

三原左衛門佐様

(島津久元)

下野守様

参人々御中

3の4

一 今日四ツ時已前、上津浦之御番所請取申候事、

一人数式千程罷越、其外者かうねへ為山狩残被成候事、

〔加世田土也〕

一 昨日、鯨嶋民部左衛門尉を以被仰越候条書之御返事承

達候事、

一 松平主税助殿・伊東大和守殿へ、從 黄門様御状被進

之候由、川將監殿より被仰越候、定而其地へ参候へん、

御届候哉、承度候事、

一 御袖判之御条書之案文、爰元以談合可仕由、夜前被仰越候、乍斟酌存寄分少く書付申候、被御覽合、以御談合可被仰付候事、

一 此地山狩之様子ニ付而、在郷之儀御内證申入候、御返事承度候事、

一 爰元へ渡海之衆六人・軍役七八人、軍役ニ被召列候衆者、次第ニ少く充可被返候、左候共七千九百渡海之事候間、此内少く被返候共、人衆餘ニすぎ申間敷候事、

(喜入)

忠政

(島津)

久賀

正月廿六日

(重薦)

三原左衛門佐殿

(有榮)

山田民部少輔殿

(島津久元)

下野守殿

参

3の5

態令啓入候、仍以先書如申上候、天草之内上津浦受取可

申由、御奉行より被仰候通、野州老より鬼塚源太左衛門

尉を以、去廿三日「季安云、忠政自筆之本も如此廿三日と有之候へ

二日を書達 於久玉承候間、則其日豊後守・撰津守かうね為被申欵」

へ罷越候而、北佐渡守殿・入石見守殿へ談合申、廿四日  
 彼地を出船申、今日廿六日早朝上津浦之御番手請取申候、  
 細越中守殿此中番手之物頭清田石見守殿へ逢申候而、様  
 子申達候、爰元御番手ノ様子別ニ替儀無之候、従前々番  
 手之被成様彼是承候而、如其申付候、従本砥東之分者、  
 肥後衆此中念を入被改候間、心遣入問敷由被仰候、本砥  
 より西之分山々狩之儀、石州老・佐州老へ相談申置候、  
 四日五日之間可隙入と存候、其後ハ如此地御人衆皆々可  
 被揃談合候、佐州老・石州老者、富岡之城へ松平主税助  
 殿・伊東大和守殿御越ニ付而、為御使可被越由、從野州  
 老被仰越ニ付而、かうねより志岐へ可被越由にて候、若  
 在郷之改被仰付事候ハ、又々手間可入事候、未相知候、  
 野州老へ得内證候、山民少老近日如此地可有御越由候間、  
 定而様子可相知候、有馬之儀者石火矢数々にて、日夜少  
 之間も無之被打候、見申たる人口柄承候、屏之土手廿卅  
 間打破、二之丸迄見へ渡候由申候、芝手も元日ニ被成責  
 候所、廿間程打崩候故、殊之外城も及迷惑候、普請可仕  
 と存候わん、され共石火矢之間少も無之候間、其ま々有

之由(申カ)候、只今從野州老被仰越候、仕寄殊之外近く罷成、  
 大石火矢毎日毎夜無隙候、以之外痛候由被仰候、夕部城  
 より落人御座候、薪ニつまりたる由申候、久籠城故何篇  
 ニ迫たる由申候、定近日可相済と存候、兼又去廿日之御  
 状只今到來申候、山民部少輔殿此地へ越之儀、有馬へ申  
 入候へと承候、如其談合申候、近日如此地可有越由承候、  
 萬有馬へ御三老御座候、得御意候へと承候間、得其意申  
 候、御國中有米御算用候へハ、三萬程之一ヶ月之兵糧有  
 之内、はや廿日分相渡候、咲止之由尤候、乍去當時出水  
 より市來八左衛門尉殿被書渡候人数、出船之分七千九百  
 天草・嶋原へ御座候、三千三百六十八人ハ出水へ残人衆  
 にて候、前々此出合承候間、昨日も今日も有馬へ得御意  
 候、先出水之衆者被召留能候ハんと存候、無其儀候ハ、  
 可為咲止候、此地へ六千候ハ、天草・有馬分者可調歇、  
 左候ハ、千九百分者被召帰候て者いか、此由有馬へ申  
 入候、何共此方へ七八人軍役ニ召烈(列)候人も御座候、五人  
 六人四人軍役迄ニて候、然時者分限無足迷惑被存候次第  
 ニ被返候ハん、御談合此時候、村田郷左衛門尉殿被仕見



被申候へハ、三人軍役ニ召置帰候へハ、六千之御軍役之内以之外引入候、然共先餘ニ多過上之人者次第ニ御帰候にてハ、大小共ニ以来之御奉公續申ましく候、此由能々御驚可目出候、恐惶、

正月廿六日

(喜入) 忠政

(島津) 久賀

川上左將監様參

3の6 追而令申候、仍只今從野州老被仰越候、薩州様御下向

候由、馬場三郎左衛門尉殿御物語之由候、目出之段承候、

是程目出様子無之候、其元へも定而早々相知候らん、御

悦御申上可被下候、恐惶、

正月廿六日

(喜入) 忠政

(島津) 久賀

川上左近將監殿參

3の7 季安小川監物が上津浦にての日記を按に、二月二日時分

世子寛陽の御下向ある事を聞たると見ゆ、此二十六日よ

りは一七日あと也、御内くの事にて、必定の御左右に非れば、大將達なほ弘められざりしニヤ、然ハあれど斯く久国まで御祝儀申上られ、且公の御機嫌をも伺奉らる事、左の如し、

3の8 黄門様御氣色未然々共無御入由被仰越候、嘆止奉存候、

頃者御食事なども参かね候哉、心遣千万候、餘々無心元奉存候ニ付而、以早打申上候、可然様御取合所仰候、恐惶、

正月廿六日

(喜入) 忠政

(島津) 久賀

川上左近將監殿

参入々

3の9 一書申入候、仍御急用ニ付、はや使として加世田衆一人

指上候、夫丸之儀者無足之故、吾等之夫を付申候て、其

元まで相届候、此方へ則彼人可参候間、以宿送夫一人被

仰付可被下候、又従出水以小船て天草かうつらへ着候様

ニ御取成所仰候、兼又杉原中紙など之儀、先便ニ申上候、

早々御遣まち入候、恐惶、

正月廿六日

(喜入) 忠政

喜入久右衛門尉殿

鎌田源左衛門尉殿

相良李介殿

伊東二右衛門尉殿

人々御中

4 [去カ] 廿一日之御状委曲令披聞候、然者嶋原町人[先カ]年より加

世田へ罷居候、無別儀者共にて候間帰被下候様ニと、松倉殿家老衆より野州老・左衛門佐殿迄被申候、其手形うら書参候間、帰宅之手形調遣可申候、其地江御太儀無申計候、書状を以も可申入候処、不得寸暇故無其儀候、恐惶、

正月廿六日

(川七) 久國

喜入撰津守様貴報

(本文書ハ一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

5

[去カ] 廿四日之御状具令披見候、

一有馬・天草へ渡海の人數之外、相殘而三千三百六十八

人、米之津へ参被居候哉、永陳ニ兵糧つゝ間敷候間、

被召帰候而可然候はん、乍去若御人數入事もや候はん、

ケ様成儀者陣へ被得御意尤候、何事も伊豆守殿・左門

殿よりも三老へ社可被仰出候、自此方者とかく難申候、

[ ] 使十人江米二百八十石可被進由候、先人[ ] いか

ほと可被召置と陣江御談合相極、其[ ] 糧ハあてかひ

候て、其上残候ハ、可被進候、[ ] 御陳の御下知次第

可被成候、

[ ] 楯之板、いかにも籠相ニ辱目の儘早々被遣候、

[ ] 自陳も遅々候由被仰越候、

天草へ兵糧きれ候由、豊後守殿・喜入撰津守殿・北郷

佐渡守殿・入来院石見守殿被仰越候、無油断可被遣候、

一有馬へ御用候而状遣候、便次第早々可被遣候、恐々、

正月廿六日

(川七) 久國

岩切六右衛門尉殿

川上彦左衛門尉殿

市来八左衛門尉殿

御宿所

次飛脚

(本文書ハ一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

「島原軍衆人數差出留上文は二十三日に載おけり」

正月廿六日

一主従式十人

上津浦土持左馬権頭殿

同日

一人躰廿四人内老人ハ正月十八日ニ參着

高江衆中

同日

一倅者夫丸六人

右同

内四人ハ三人間ノ夫

式人ハ内老人其方讚岐守殿 老人樗木源太左衛門

尉殿

同日

一主従式人正月九日ニ小松原へ參着候、舟廻ニ付

有泉坊

同日

一同式人

渡邊源太郎殿

同日

一同九人正月八日ニ小松原へ着津、舟廻ニ付

深野主膳正殿

同日

一同九人同七日ニ船廻ニ付、坊之津へ着津

大脇舍人佑殿

正月廿六日

一主従式人右同

岩切与介殿

右舍人殿・与介殿兩人米三石被請取由候、

同日

酒匂利左衛門尉殿

合四百四拾三人 かこしま衆

内人躰四十人

御道具衆四十九人

三百五十四人 倅者夫丸分

三口

合千八百四十六人

鹿兒嶋分

右之外ニ、喜入舍人殿ハ米津より被帰候間除也、

内 人躰百六拾六人

道具衆四十九人

千六百三十一人 倅者夫丸分

軍衆人數差出留は是までにて畢れり、三口合とは正月十三日に計る所と、同十四日に計ると、此二十六日の都合まで三口なり、七日八日より前立の衆も段ノ多かりしと見ゆれとも、賦方村田郷左衛門経乘・猪俣為右衛門則康、十三日に米津へ着して人數差出をも取揃へられけん、十三日より此帳にハ載せられ、二十六日まで絶筆也、尚別に此以後の人數増減ありし帳も在つらんに、見當らざるこそ口おしけれ、

7 「久賀從兵時任氏日記」

同廿六日上津浦江御着船にて候、

一上津浦番手衆・肥後殿衆清田石見守殿と申人江替合、

但廿六日より同二月十七日迄上津浦江御逗留、内日数二日ハ有馬へ往来有之、

季安云、正月十三日米津ニ而之御法度一通、天草ニ而之御法度一通、從鹿兒嶋之御條書一通、御袖判一通、同十五日城中矢文一通等、其外此所へ在之候得共、夫々其日に記おくなり、

8 「全」

貴理師且一起之事

寛永十四年丑十月廿一日、嶋原之貴理師且衆松倉殿城井〔本ま〕

鹿焼立、城責仕候、其戰場貴理師且衆赤〔共カ〕・松倉殿双方人

数百五拾餘戦死有之、右城責之由天草江相聞、上津浦・

本戸・大嶋子・小嶋子・亀之川、此五ヶ所之衆我々家

ニ火を懸、即相集、上津浦へ陳取仕候ニ付、寺澤殿軍衆

百五拾人ハ嶋子・本戸・富岡此番手として被指渡候、左

候而番手衆其所中相揃、十一月十五日ニ上津浦陳責可仕

候由談合申候処、嶋原貴理師且上津浦へ致渡海、上津浦

陳衆ニ押合、十一月十四日ニ嶋子ニ相掛候、右番手衆受

留不得、本戸迄追放候、但上津浦より嶋子迄二里、嶋子

より本戸迄三里、合五里、然處ニ本戸番手衆受留、本戸

亀川にて相戦候、左候得共番手衆茂皆討亡候内ニ、大將

計廿七人戦死、其雜兵之數不知候、四郎方其夜ハ本戸泊

り、同十五日富岡之城〔アツカ〕近相責候、本戸より留岡迄六里、

左候而富岡之城責仕候処にも、てきと申所之人數百人、

四郎方二百程打取申候故、責不逢候而有馬之如く引申候、

富岡より有馬之城まで海上七里、其より城構仕候、此地

より右之如く出船之砌、乗おくれ候衆三百人御座候、是

ハ上津浦陣番として召置候、其後右之内百五十人ハ船大

小六拾艘にて、有馬之如く繰渡候、但上津浦より有馬ま

て海上五里、残而百五拾人ハ上津浦山ニ入隠居候を、肥

後殿軍衆渡海にて、山々を狩出し、皆擲取、富岡之城

籠者にて被召置候、〔下文ハ二月十三日ニのす〕

9 「正文在文庫」

以上

預御使札致拜見候、先以御氣色于今然共無御座、御草

臥被成御通被仰下、御苦身之段奉察候、不及申入候得共、御心静御養生專一御座候、随而此表仕寄築山以下過半致首尾候、兎角急仕儀ニ而無御座候、将又御人数御領分之内出水迄罷出置候通被仰下、得其意奉存候、萬事嶋津下野殿可申談候、爰許之様子者、三原左衛門殿頓而御帰國之由ニ候間、委細可被仰入候条、書中不能具候、恐々謹言、

『寛永十五年』

正月廿六日

松平甚三郎

德恒(花押)

波

林丹後守

吉政(花押)

牧野傳藏

成純(花押)

(島津家久)  
松平大隅守様

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一二〇九号文書ト同一文書ナルベシ)

10 去廿一日之御状、委曲令披閱候、然者嶋原町人<sup>(先カ)</sup>□年より加世田へ罷居候、無別儀者共ニて候間帰被下候様ニと、

松倉殿家老衆より野州老・左衛門佐殿迄被申候、其手形うら書参候間、帰宅之手形調置可申候、其地へ御太儀無申計候、書状を以も可申入候処、不得寸暇故無其儀候、恐惶、

正月廿六日

(川上)  
久國

喜入撰津守様貴報

(本文書ハ四号文書ト同一文書ナルベシ)

11 去廿四日之御状、具令披見候、

一有馬・天草へ渡海の人数之外相殘而、三千三百六十八人米之津へ未被居候哉、永陳ニ兵糧つゝ間敷候間、被召帰候而可然候はん、乍去若御人数入事もや候はん、ケ様成儀者陳へ被得御意尤候、何事も伊豆守殿・左門殿よりも三老へ社可被仰出候、自此上者とかく難申候、上使十人へ米二百八十石可被進由候、先人数いかほと可被召置と、陳へ御談合相極、其兵糧へあてかひにて、其上殘候へ、可被進候、其御陳の御下知次第可被成候、楯之板いかにも匱相ニ辱目の儘早々被遣候、

自陳も遅く候由被仰越候、

一天草へ兵糧され候由、豊後守殿・喜入撰津守殿・北郷佐渡守殿・入来院石見守殿被仰越候、無油断可被遣候、一有馬へ御用候而状遣候、便次第早く可被遣候、恐く、

正月廿六日

(川上) 久國

岩切(信憑)六右衛門尉殿

川上彦左衛門尉殿(久康)

市来(宗友)八左衛門尉殿御宿所 次飛脚

(本文書ハ五号文書ト同一文書ナルベシ)

去廿三日之御状細く令披見候、

軍衆之兵糧續かね可申由、爰元出合申候、先札ニ申越候、然者二番立衆米之津へ留置申候、皆御帰候て能候はんかと出合申候、乍去若人衆入儀候者、俄ニ又く可被相立事可難成候、御陳之物音又者各御談合次第被仰付、尤ニ存候事、

一天草へ番手五六千可被仰付由、伊豆守殿・左門殿より為被仰渡儀候、又江戸よりハ弐三千可被遣哉と被仰越

候、畢竟其許御談合次第たるへく候、此方より推量沙

汰ニ申候ハ、天草へ敵なと居不申所ニ、結句御加勢被居、狼藉共出来候而ハ御蔵入ニ可成由候間、可為咲止候、富岡へ松平主税助殿・伊東大和守殿御座候、彼方之物音も可被聞召合儀、可為御談合次第候事、

一上使達十人江米弍百八拾斛被進候而能候ハん由被仰候、御尤ニ存候、乍去有馬・天草へ可被召置人数ニ兵糧之高御合せ候て、米餘候者八左衛門尉殿・六右衛門尉殿・彦左衛門尉殿へ可被仰遣事、

軍衆ヲ高百石ニ付三人軍役ニ當可被召置由候て、賦之書付御持せ候、御使衆又ハ福屋五郎兵衛殿などへ見せ申候、一段能さうニ御座候由被申候、右如申、去元日ニ板倉内膳正殿など被成討死候、其往来之御左右、定頃日江戸より聞得可申候、自然 公方様被成御立腹、九州表不残寄候而攻落候様ニと被仰下候ハん、此物音ヲ被聞召合、いつとなき仕寄責ニ而候ハ、人数御へらし可被成哉と各被申候事、

一爰許御城之御番衆不足ニ而候、多分出陳たるへきかと

取沙汰候、御賦之外之衆ハ兵糧被出間敷由、最前より御談合相究候間、日記ニ御合せ候て外之衆へハ兵糧被出ましく候、物奉行衆用捨ニて被出候、□到物奉行へ御沙汰ニて、尤存候、恐惶謹言、

正月廿六日 (川上) 久國

嶋原 (三原重勝)

三左衛門佐様

鬼塚源左衛門殿使

(山田有榮) 山民部少様

(島津久元) 下野守様

二十七日辛卯

13 平塞録云、廿七日、松平右衛門佐殿島原着陣、

14の1 普請奉行伊地知左右衛門重政、大將島津久賀・喜入忠政に訴へて島原に行ん事を請て曰、相役村尾重候・相良頼屋の両士は既に彼地に行けり、我は御下知無きゆへにこそ氣張つれ、願くは是非往て事を共にせんとの申分なり、久賀・忠政強てこれを留おき、一先その成行を島原の大

將久元等に問越し、可成ハ重政を上津浦に置ん、軍衆ハ多けれども、少壯の士若クは野老などにて、與に事を謀る程の功者なく、又士衆を靡きあるハ、諸侯の陣屋などに使者をも勤むへき人物外に相少しとて、細く問合れて、遂に其隊下に留おかれしとなり、

14の2

猶々、其元城共様子被仰聞候、万事手迫ニ罷成由、落人申候哉、尤之事候、大石火矢にて屏・土手何も被打崩候よし、案中存候、爰元へ石火矢聞得候事、日夜殊々敷事に候、近日可為落去と申事候、

態令啓候、仍昨日者御道具衆を以御状被差越候、則御報申入候、定而可為御覽候、山民少老御事、如此地近日可為御渡由追々相聞得、大慶存事候、早々御越まち入候、此地之様子中々我々申事不被用候、昨日も此方へ陣替之衆之内、如御方船一艘被乗渡候、人傳承候、弥爰元番手二千ノ内、如此御座候、此上ニも可在之物音に候、とかく一途御法度被仰越候へてハ、咲止千万ニ候、能々御談合御申候て、明日方も如此地御越待入

候、為其態一人如此候、

一 爰元上津浦之事、昨日より木屋懸申躰候、近邊ニ百姓一人も無之候、野山も程遠、海人已下無之、万無弁之儀迄候、

一 薩州様御下向之御左右、從御國元も可相聞と奉待事候、黃門様御氣相然々共無御座由、吶止之至候、川將監殿よりの書状、為御覽進上申候、其内ニ御兵糧難續由被仰候間、爰元出合之様子申入候、乍不申人数ニ分量御定候て、餘可申衆者一刻も早々御帰候へてハ、如何成合候様ニ御談合此時候、行當候てハ如何ニ存候、出水江三千三百六十八人被居候衆茂、定而被仰留被帰候覽と存事候、

一 伊地知左衛門尉殿普請奉行役にて被參候、於此方被申候者、相奉行衆相良満右衛門殿・村尾源左衛門尉殿、如其元被參候間、其地へ參申度候、乍去無御下知候故、于今爰元へ罷居候、是非參度由被申候へ共、我々申候ハ、御方へ得御意御返事次第ニ被成候へと申留置申候、相奉行兩人ハ何ぞ御下知にて被渡候哉、不存候、從鹿

児嶋之御意ニて彼人被渡候へと御座候ハ、其心得可

申候、又者從其元御用共候ハ、御返事次第渡可申候、同者此方へ被召置候へかし、爰元も万談合可申功者無之候、又方々下知、公界之使共可被申人無之候、何も

若キ衆・又者・無足之老者などにて御事闕に候、普請奉行入候共、兩人其方へ被渡候と承及候、然時者此方へ被召置候て可被下候、恐惶、

正月廿七日  
(喜入) 忠政  
(島津) 久賀

三原左衛門佐様  
(有米)  
山田民部少輔様  
(島津久元)  
下野守様參

15 「忠政地頭所加世田土小川監物日記」

廿七日ニ巢元・嶋子より百姓來候ニ、天草在所之數間付書付候、合三十八ヶ所内十一ヶ村者きりしたん之故一キ衆ニ加り、有馬之城へ籠候、其餘者人有之由申候、凡高一万石と申候、小日記別帛ニ記之候、仁礼右京亮殿・愛



徳四郎兵衛殿ハ嘍衆代、本民部右殿・市伴介殿・鮫民部左殿・それかしハ諸事賦衆と被仰定候間、毎日番衆彼是之賦六ツ數候、人数ノましおとり替りかましく候て、飯米之賦さし出等口能有之候、

16 此日、細川越中守忠利ミつから島津下野守久元の陣所ニ見舞給へり、此晚川野監物島原の使より上津浦に還れり、舟奉行平田宗直、甲根より上津浦への陣替り、四五千人を繰渡さる、舟手の下知を掌りながら私に四艘を挺て、有馬に抜駈す、是におひて久賀等假に余人を奉行とせり、

17 □書申入候、仍 黄門様御氣色無易儀候、昨日之□御飯不参候、晝已後ハ如早晚参候、昨夕ハ□御心安候、今朝琢庵御脉被為窺候、此中よりハ少和キ候由被仰候、御もやうも左様ニ御見得被成候、乍去宮内脚殿被申候ハ、横ニ御寝被成事ハ勿論不罷成候、次第ニ御よるの物などニ御よりかゝり被成候而も、御息ヲ御ひき被成候、すくニ御座ヲ被成候、つよく□むり候刻者、御か

うへ晝へ付候ほとに御座候へ共、物に御かゝり被成事不罷成候、何共御難儀之躰ニ御座候事、

一從伊豆守殿、野州老・左衛門佐殿帰宅候様ニと為被仰由候、定如其可為御帰宅候、自然天草へ御隙入候共、

野州老御事ハ被成御帰宅可然存候、江戸他國方々の儀題目御氣色無然々候、□是非御帰宅可被成候、最前

ハ縦御煩大□御究り被成候共、軍衆一人も引不取□申候様ニと被成御意候、夫ハ城責共可有之と思召、

左様ニ被仰遣候、御加勢御當□被成時ハ、御大将も豊州御一人にて御番可相済候間、左様ニ御談合尤候、勿

論御談合衆者可為御番候事、

一從琢庵御状参候間持せ申候、そこく御届可被成候事、

越中守殿・飛騨守殿・玄番殿・鍋嶋殿御下向之儀、必定候哉、其外他方之物沙汰よくく御聞候て、可被仰

上候、恐惶、

正月廿七日

(川上)  
久國

(島津久元)  
下野守様

(山田有米)  
山民部少様

(三原重庸)  
三左衛門様人々

18 「島津久賀從兵時任氏日記」

從鹿兒嶋 御袖判

- 一 今度以御袖判被 仰出候條々、被承届可相守其旨矣、
- 一 軍衆祈念被仰付、御札被遣候、能々何茂忝可被存事、
- 一 他之手ニ番付衆於有之者、後日遂糺明可致其沙汰事、
- 一 一心々之技懸令停止事、
- 一 夜白共さへき事可有候時者、大將被居候所江集、其時
- と可任下知事、
- 一 於木屋場火之本堅可申附事、付野ニ火を付間敷事、
- 一 他國人江相合、不入談合并押買停止事、

正月廿七日

19 「肥後天草人永野九郎兵衛輝澄家藏輝澄字厚義号對岳樓」

手形

大嶋子之清左衛門尉、此方案内之者也、さつまの軍衆少  
もらうせきいたすましき者也、

寅正月廿七日

(忠政)  
喜入撰津守 (印)  
(久賀)  
嶋津豊後守 (印)

20 「正文在文庫」

尚々、上様御氣嫌一段能御座候、貴様御氣色之御  
吉左右承度存候、以上、

態以飛脚申上候、我等儀正月十二日ニ御暇被下、同廿六  
日ニ嶋原へ着仕候、夜ニ日ニつぎ参候故、道より以書状  
も不申入候、御煩又發申候由、下野殿物語承、驚入如斯  
候、御吉左右待存候、爰元きりしたん之儀、替儀も無御  
座、唯今去仕寄仕候、聽而辨きわへ仕寄可申、我等へな  
と仕寄廿間計辨きわへ寄申候、惣手を待合候へと之儀ニ  
而、諸手を待合申候、薩摩殿之儀も御暇被遣候、御満足  
と存候、爰元へ於御越者御心易可得御意候、恐々謹言、

「寛永十五年」

細川越中守

正月廿七日

忠利 (花押)

(島津家久)  
松平大隅守様

人々御中

(本文書ハ、「旧記雜錄後編五」一三二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

二十八日壬辰

21 寛明日記云、廿八日、上使石川彌左衛門・宮城越前守有馬へ着、

22 平塞録云、廿八日、鍋島信濃守殿島原着陣、

23の1 島津久賀・喜入忠政、上津浦より甲根に屯せし北郷久加入来院重國に書を飛ハして、甲根及び亀川に在陣しをれる兵共に、御袖判の軍令を觸渡さしむ、

23の2 態申入候、仍其元出船之後者不申通候、去廿六日、上津浦番手受取申候、然者有馬へ川野監物殿為使一昨日差越候、夜前帰にて候、野州老被仰候ハ、富岡之城へ為御使御越候事被急可然由候、松平主税助殿・伊東大和守殿、彼方へはや御越にて候、從 黃門様之御状者從嶋原御遣之由候、野州老被仰候ハ、佐州老御一人御越候て御使可相濟由被仰越候、其御心得御尤候、其元之山狩とろ、

表迄相濟候らん、左候ハ、早々如此地皆々御方之衆も龜之川之衆も被越候様御談合候て、船奉行へ被仰渡可然様ニ御分別尤候、兼又兵糧舟二艘從長嶋參候へ共、道にて後于今不參候故、手廻之衆多候、今日小舟を以湊々尋候、出水へも兵糧舟被渡候へと申遣候、土持左馬權守殿其元被仕廻候ハ、片時も急此方へ被越候様可被仰付候、將又在郷改之儀ハ、山狩相濟後日之事たるへく候、今分者御沙汰有間敷由野州老被仰越候、山濟候ハ、一刻も御急如此地御越、可目出候、細越中守殿茂有馬へはや御着候而、野州御陣へ御見廻之由候、城攻ハ近日可在之共不聞得候、嶋原より御袖判之御條書參候間、寫候て進覽申候、其元之衆へも龜之川之衆へも急ニ可被仰聞候、恐惶、

正月廿八日

(喜入)  
忠政  
(島津)  
久賀

入来院石見守様

(重國)  
北郷佐渡守様  
(久加)  
參人々

24 季安按に、山ノ狩をバ薩州などに仰付られ、在郷改

の儀は二月四日に寺澤・松倉の両家へそれノ其領内の  
百姓竈を改させ、何程邪宗に陥り、何程は残居との訣(訳カ)

細ノ可書出の旨仰渡され、同十日・十二日に書出せり、

細川越中守忠利は正月二十六日有馬に着陣なれば、其日

欽翌二十七日にも島津久元の陣所に御見舞ありつらんを、

川野監物まさしく見て、其晚上津浦に還り為申なるべし、

御袖判の御條書をへ、此月二十七日に載をく七ヶ条、從

鹿兒島の御條書に 公の御袖判トあり、是なるべし、龜

の川の衆にへ、吉利下總守忠張・東郷若狹守昌重・肝付

三郎四郎兼屋・敷根筑前守久頼など物頭しをれり、

25の1 島津久元等、島原より本田帯刀長親秋を鹿兒島に還して、

公の御機嫌を窺ひ奉る、その御返答、久國より、

25の2 黄門様御氣色為御見舞、本田帯刀長被差越、則以児玉筑

後守致披露候、御不例之儀被為申、被成御満悦候、去廿

一日御痰血出、火急之御躰候処、從昨日少御心易候間、

何とそ可被成御養生由被成御意候、巨細者帯刀長可被申

候間、不能詳候、恐惶、

正月廿八日

(川上)  
久國

三原左衛門佐様

(有榮)  
山田民部少輔様

(島津久元)  
下野守様御報

26 此日午の刻、鬼塚源太左衛門鹿兒島より上津浦へ到着せ

り、此中伺おられし事共、川上久國の返簡にて仰渡さる、

大將の下知を守らで(原カ)氣候に有馬へ抜ゆく輩は、自飯米に

て往来も自船と定られ、其上に後日重て御取扱にも及へ

きとの御意有しと也、則久賀等上津浦の兵にへ申渡され、

直に鬼塚はまた有馬に渡して、其事を久元等に報告せし

む、是より抜け駈を心掛たる早雄の壯士等、混と締れる

となり、

27の1 一瀬戸之浦へ右同前之事 一片浦へ右同前之事

一坊津へ右同前之事

一鹿兒嶋知行取衆何人役并

無足衆賦之事

一外城衆右同前之事

一外城衆御兵具可被持人数之事

正月廿八日

27の2

覺

一甌嶋へ可被立人数分量之事

一京泊へ右同前之事

一阿久根へ右同前之事

28

覺

野州老・左衛門佐殿帰陣可被申由、從伊豆守殿被仰候通

被仰越候、御到来之刻者 黃門様御氣色大事ニ御座候つ

る故、野州老被成御帰宅可然候へん由、東郷肥前守など

へ致談合申入候、昨日よりハちと御心易、御脉も直り申

候由、醫者衆被申候、如此被成御座候間、御陳へ御付可

被成衆、誰々此方より指圖難申候、御談合次第一人ハ被

成御帰宅、可目出候事、

仁禮主計助殿下向之刻、以糸書被仰、最前獅子嶋□人数

被出置候処ニ、中比引取候事、薩州様不入御意、于今

殊外御腹立由候、讃岐守殿も林丹波守・牧野傳藏、獅子

嶋之人数可被引取由、□入下知を被申と為被仰由候、松

平越中守殿も天草ニて切死丹御討候ハ、天草ハ可被成

拜領處ニ不入家老衆遠慮為仕由被仰候故、越州様弥御無

念かりにて候通、主計助殿□ケ様ニ御座候處ニ、從伊

豆守殿ハ何も帰宅候、□被仰候、被成にくき儀候、

能々御談合□入候事、

主計助殿口柄、爰元御使衆東郷肥前守殿為被承、御心得

可入儀候、從江戸ハ別而御國之□加勢題目ニ□思召候処

ニ、脇より御仕合悪敷様ニ申成候哉、無心元由被申候、

就夫後立之人数帰陳之儀も何も難申候事、

正月廿八日

川上左近将監(久國)

野州様(島津久元)

山民部様(山田有來)

使本田帶刀長

三左衛門佐様参(三原重勝)

29

□廿四日之御状今朝見候、(去カ)

一黃門様御氣色、去廿一日以来殊外御おもり被成候而、

氣遣千万ニ候処、昨日よりちと御心安候、今分ニ而候  
ハ、可被召立哉と存候、乍去以之外御草臥ニ而候、琢  
庵御菜能御相當と見得申候、

一松平主税助殿・伊東大和守殿へ從 黃門様之御書、稱  
留軍介不請取由申候哉、無心元儀候、其由出水江可被  
成御尋候、次第ニ可参と存候、兵糧無之由被仰越候、  
為其八左衛門殿・六右衛門尉殿・彦左衛門尉殿・三右  
衛門尉殿、出水・川内へ被居候間、彼地へ可被仰越候、  
又紙之儀被仰候、持せ申候、恐惶謹言、

正月廿八日 (川上) 久國

(島津久賀) 豊後守様

(忠政) 喜入撰津守様

(重國) 入来院石見守様

(久加) 北郷佐渡守様

御報

尚々、岩切六右衛門殿・川上彦左衛門殿ニも御心得

被成候、

急度申越候、

〔立之人数三千人、其許滞留之由候、可被成御帰儀、  
三老へ能々可被成御談合候、幸本田帶刀長陳へ被参候  
間、可被仰通候、

一軍衆之兵糧無油断御渡し候哉、承度候、川越殿ニも次  
飛脚にて節々可被聞召候、從天草者兵糧不参、咲止之  
由、此方へ被仰越候へ共、爰許江者不相〔 〕、楯之板  
いかにも麁相ニなされ、早々可被遣候、伊豆守殿機嫌  
かましき由承及候、遅々候者可為御腹立候、

一富岡へ御座候松平主税殿・伊東大和守殿へ、去廿一日  
之御日付之御状、其許へもたせ申候處ニ、我等付状者  
天草へ相届、御書者不参由申来候間、御糺候て可有御  
覧候、

一黃門様去廿一日より御氣色相重り、大事ニ存候處ニ、  
從昨日少御心易候、乍去御草臥之儀不大形候、帶刀長  
者早々有馬江被遣、天草江者便次第可有御届候、恐々、

正月廿八日 (川上) 次飛脚ニ而遣候 久國

(宗本) 市来八左衛門尉殿御宿所

31 御状令披見候、如仰 薩州様可被成御下向由、從御陳場

相聞得、目出度存候、左候へハ治定嶋原之御加勢御當被

成、可為御下向かと推量仕候間、跡立之衆先御返し候ハ、

舟元□衆を被召婦尤候、近き衆者又急度可被参事□可

罷成候、巨細者本田帶刀長可被申候、恐々謹言、

正月廿八日

(川上)  
久國

(宗友)  
市来八左衛門尉殿

32 黃門様御氣色為御見廻、態使者被成御進上候、以東郷肥

前守致披露候、遠方迄□様子御申被成、御満足之由被

仰出候、何様追而可申入候間、不能詳候、恐惶謹言、

正月廿八日

(川上)  
久國

(島津久元)  
野州様

(山田有榮)  
山民部少様

33 追而申入候、此中者上使達へ御状参候事、ちと間御座候

一条、其元にてさつと御調候而、本田帶刀長輕御使之由候

而被進候而者如何候へん哉、為其御判紙持せ申候、恐惶

謹言、

正月廿八日

(川上)  
久國

(島津久元)  
野州様

(山田有榮)  
山民部様

34 一書申越候、仍肥後八代之御家老衆一色本□書状遣候

間、從其許輕衆ニもたせ早々被遣、返事参候者、以次飛

脚此方へ可被相届候、油断有ましく候、恐々、

正月廿八日 次飛脚ニ而遣候 (川上) 久國

勝部助左衛門尉殿御宿所

35 尚々、以条書其元之様子被仰越候、細々見届申候、

去廿六日之御状今晝到来、具令拜見候、薩州様可被

成御下向由、馬場三郎左衛門尉殿被仰候哉、一段目出

度奉存候、黃門様被聞召上、殊外御満足被成候、定

而此方へも飛脚可罷下候、御方へ又替儀共候ハ、可被

仰聞候事、

一黃門様御不例無替儀候、昨日者朝之御粥、晝・晚之御

めし少ツ、相残り候、今宵九ツ時分ニ御痰のほりさう

ニ御座候つる故、御菓參御粥も少あかり候て御痰さかり候、又八ツ時過時分ニ御痰のほり候、是も御茶又御焼めしなど少參候而、御心安為罷成由候、今朝者御草臥之躰と承候事、

一左衛門佐殿帰宅之由被仰越候、左様ニ候ハ、其元之様

子具承、可得其意候、恐惶謹言、

正月廿八日 使本田帶刀長(川上) 久國

(島津久元)  
下野守様

(山田有榮)  
山民部少輔様

人々御中

36

尚々、彼是以御由断有ましく候、以上、

急度申候、仍有馬之儀ニ付、薩州様可被成御下向由、

陳より御左右御座候、越中守殿・立花殿などハ、今月十

二日ニ御暇出たる由候条、薩州様も急度可為着船候間、

正右衛門尉殿・縫殿助殿、細嶋迄衆中少々召烈、御迎ニ

可有參上候、道作御迎ノ夫馬少も無油断可被仰付候、恐

々、

正月廿八日

(川上)  
久國

大野正右衛門尉殿

伊地知佐渡守殿(重頼)

37 追而申候、御迎夫馬之賦、伊地知四郎兵衛殿へ此元ニて

申渡候、正右衛門尉殿御談合被成可被仰調候、此方より

ハ有川右近殿高岡迄被參候間、可被仰談候、彼是御油断

有ましく候、恐々、

正月廿八日 (川上) 久國

大野正右衛門尉殿

御宿所

38

年長崎へ江川弥左衛門尉為御借銀被遣候刻、有馬屋

休庵へ二拾貫目の御借状申遣、其寫御持せ候、御借銀帳

ニ添置可申候、帰宅之刻帳ニ書付可申候、此比從琉球申

来候者、自唐糸船不參候、為左右聞小船可遣候間、御物

銀百貫目欸五十貫目程可被召下由、相良權兵衛尉殿被申

上候、就其長崎江為御借銀大山九郎兵衛尉可遣由申付候

処、長崎江曾御借銀無之由相聞得候故、使差越不申候、



さてハ御借銀御座候哉、唐へ□銀も此元御用銀も不調、  
笑止之儀

正月廿八日

(川上)  
久國

三原左衛門尉様

(有榮)  
山田民部少輔様

(島津久元)  
下野守様人々

本田帶刀長殿被持上候

二十九日癸巳

39の1

二十九日、三原重庸島原より御暇にて帰國、松平信綱重  
庸に傳言して、公の御病氣を問上られしに、此日未尅  
鹿兒島に帰着し、乃ち兒玉利昌を以て其事を上聞せり、  
公一入御満足に思召す、細事は案文に見へたり、

39の2

(今カ)  
□日ハツ時分、左衛門佐致婦宅候、黃門様御病氣ニ

付、御養生御心持之様子、從伊豆守殿被仰通、以兒玉  
筑後守申上候、一段被成御満足之由被成御意候事、  
一御氣色之様子、日ニ増次第ニ被成御草臥候、一兩日者

御喉内外腫候而、御喉之内茂せばく罷成たる由、安心  
道益被申候、御胸も被成御痛、御食難成由被仰候、昨  
日も三度之御膳御かさニもられ候を、半分程充候□、  
御薬も一日ニ一服者参不取由候、如此一日ノニ而御  
おとろへ被成候間、心遣千萬ニ候、替儀候へ、可申入  
候事、

一薩州様御下向弥必定之由候、殊ニ急度可被遊御下着由、  
自大坂申来候間、目出度存候、則大坂之状もたせ申候、  
御迎など之儀、日向筋者無油断申付候、自然小倉表御  
下向之儀も可有之候間、涯分被聞召可被仰越候事、

一野州様江方ノより参候御状、持せ申候、

一薩州様陣へ直ニ被成御着候ハ、乗馬御供衆など被迫  
付ましく候間、乍不申其元之衆何れもそなへ候て、御  
迎ニ被成可然候へんかと存候、猶追々可申入候、恐惶  
謹言、

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

正月廿九日

(島津久元)  
野州様

山田民部少様人々御中(有榮)

態令啓候、然者園田清左衛門尉殿在江戸ニ早々可被罷立之由、兎玉筑後守を以被仰出候、急速被罷帰候様ニ可被仰付候、薩州様御下向之由、從大坂も到来御座候、定近日中ニ可為御光着候、目出度奉存候、黃門様御氣色廿一日已来御食参かね、増日御衰被成候へ、咲止ニ奉存候、定次第ニ可為御快氣候条、重而御吉左右可申入候、其許御番手何程ニ被仰付候哉、弥狼藉無之様ニ御談合専用ニ候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

正月廿九日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

天草  
北郷佐渡守様

入来院石見守様(重國)

喜入撰津守様(忠政)

豊後守様(島津久實)

次飛脚

猶々、此舟大小三艘、則如此方可被遣候、爰元へ方

まくり渡ニ舟数入事候、為御存候、御方より御用之人々可有御乗候、

態令申候、仍其地江御逗留御太儀候、然者軍衆兵糧少候故、餘過上之人衆多召置候衆者次第ニ帰候へと將州老より被仰越候間、兩人之人衆之内相帰申候、兼又此地江被渡候衆、都合七千九萬「季安云、九之由候、此内三千餘者百之額也」有馬へ被渡候、其餘者此方へ御座候、兵糧ニ被行迫、自堪忍之衆も在之躰ニ候、從長嶋米七百石程三艘ニて参候、内一艘者かうねへ石州・佐州御殘候人衆為引兵糧殘候、二艘者此方上津浦へ召烈候へ共、風惡候哉、未着船候、定而可参候、米續而早々可被渡様ニ其元物奉行衆へ御談合此時候、無其儀候へ、則可及咲止候、自今以後者兵糧舟も御使舟も如上津浦可被差越候、惣人衆此方へ一兩日中可被揃談合候、為御存候、兩人者此地番手細越中守殿衆ニ早可遣由、御奉行衆より被仰越候間、二千之衆召つれ、去廿六日受取申候、兼又鹿兒嶋へ早使折々差上可申候、當時も兩度差上申、未帰候、不移時刻此地へ罷渡候様御校量專一候、小舟餘多御用意候て可被召置事不及申

候、尚追々可申候、

(喜入)

忠政

正月廿九日

(島津)  
久賀

市来(宗丞)八左衛門尉殿

参人々

40の1  
久賀・忠政、加世田内記を鹿兒島に還して、書を久國・重庸に致す、

40の2  
一書令啓候、仍此地上津浦御番手受取申候通為可申上、  
一人差上申候キ、定参着申候覽、

一鬼塚源太左衛門尉殿、昨日九ツ時上津浦へ被参候、御方より条書之御返事之趣委承届候、右之御条書何も御尤存候、有馬へ為御覽野州老・山民少老へ持せ申候、其内ニ無御下知有馬へ被渡候衆之御沙汰、自船・自飯米、其上ニ後日御覽可有様子御座候、肝要之御意ニて候間、爰元之諸軍衆へ其由可申渡候、定而有馬ニても被渡候らん、一昨日もかうねより此方へ人衆くりこしの舟之内、平田民部少輔殿我々へ無談合如有馬渡海

被申候由、傳承候、四艘立之由申候、定而子細候らん、如此船奉行として御座候間、舟賦四五千人之繰渡之始末不調候、餘之事ニ兩人以談合不案内之衆を奉行ニ申付候、何共可仕様無之候、其様子を見被申候て、氣任之衆者かうねより直ニ可被参衆可多候、

一於有馬ハ野州老堅御沙汰之由申候、左様ニも候哉、舟ニ被隠居候と風聞申候、御舟御兵粮徒ニ成候事、咲止千萬ニ候、ヶ程迄御米入候事ヲ不存寄、氣任被仕候事餘々無正躰事ニて候、能々不被仰付候ハ、後日為何御奉公多候共、誰人ニ而も物頭調間敷候、左候得者御國家之御為ニ不成候、能々被仰付尤存候、三原左衛門佐殿御帰之由、細々御談合無申迄候、差過たる申様に候へ共、物頭被仰付候故不殘心底候、猶加世田小内記へ以条書申入候、恐惶、

正月廿九日

(喜入)

忠政

(島津)

久賀

三原(重庸)左衛門佐様

河上(久國)左近將監様

参人々

41の1

此日久賀等、御袖判の条書を甲禰と亀の川の物頭せし衆に檄をそへて觸渡さる、且氣任にして有馬にゆける人くハ自飯米にて、往来も自船に定られ、其上後日御取扱にも及べきとの仰渡共通達ありし事、左の如し、

41の2

尚々、此地へ早々御越待入候、昨日以飛札申入候、定而可相届候、以上、

態令申候、仍従有馬御袖判之御條書被指越候、爰許之衆へ者申渡候、其元へ被居候衆へ早々可被仰渡候、又鹿兒嶋へ条書を以数々得御意候、御返事之内ニ題目ケ条書三ヶ条為御覽ニ書寫進之候、氣任ニ有馬へ渡海之衆ハ自船・自飯米と被仰出候、此儀早々何も被承候ハすハ、從其元又々氣任ニ可被渡衆可有之候、為御心得候、平田民部少輔殿船奉行今度之諸役人第一之役ニ而候処ニ、如有馬之昨日被渡候由承候、にかく敷事候、右之御法度早々可被仰渡候、恐惶、

正月廿九日

(喜入) 忠政  
(島津) 久賀

入来院石見守様

(久加) 北郷佐渡守様

参人々

かう祢へ参候

41の3

態申入候、仍鹿兒嶋へ得御意候条書之御返事相聞得候、氣任ニ有馬へ渡申候衆自飯米・自船之由候、其上ニ後日御覽可有之由被仰出候間、右条書内書寫為御覽被進之候、從其元直ニ氣任有へく衆も候する、能々此御意其元之人數不殘可被仰渡候、恐惶、

正月廿九日

(喜入) 忠政  
(島津) 久賀

(島津久頼) 敷根筑前守殿

(兼屋) 肝付三郎四郎殿

(昌重) 東郷若狹守殿

(忠兼) 吉利下総守殿参人々

龜之河へ参候

久賀・忠政昨日鬼塚源太左衛門を島原に遣し、久元・有榮に議問せられし事あれとも回報なく、此日また今井市兵衛兼諫を遣せり、

猶々、此返事、則今市兵衛殿にて可被仰聞候、  
 態令啓入候、仍昨日鬼塚源太左衛門尉殿渡海ニ付而、一  
 書申入候、定可為御覽候、彼是為可申入、今井市兵衛殿  
 差上申候、口柄可被聞召達候、かう祢の衆も小舟之繰越  
 難調候而無越候、猶追々可申入候、恐惶、

正月廿九日

(喜入)  
 忠政  
 (島津)  
 久賀

(有榮)  
 山田民部少輔様

(島津久元)  
 下野守様 参人々

覺

一昨日鬼塚源太左衛門を以申入候、定而可相届候事、  
 一平田民部少輔殿此方へ無越着候、舟奉行之事候間、若  
 其方へ被渡候様風聞申、於其儀者、如此地御遣待申候  
 事、

一かう祢の衆未此方へ不被越候、舟賦彼是不調故と存候  
 事、付此地はや四所ニ陳替申候、船奉行無之味止ニ存  
 候事、

一山田民部少輔殿御隙明候へ、此地へ早々御越待申候  
 事、

一無御下知有馬へ渡海之衆、自兵糧船間被給間敷由、從  
 鹿兒嶋被仰越候、其上ニ後日科を可被仰付由相聞得候、  
 其由昨日御方へ申入候、定而御談合候らんと存候事、  
 一鹿兒嶋衆三〇〇〇十人程被罷立候、御賦之内五十六人此  
 方へ被参候、少々かう祢へ未被残候、先爰元五十六  
 人御佗被申候様子申上候事、

一出水衆可有渡海由被申候へ共、彼是三百人之由候、然  
 共此方へ被召置由被仰置候間、可為其分由申渡候、為  
 御心得候事、

正月廿九日

(忠政)  
 喜入 撰津守  
 (島津久賀)  
 豊後守

(有榮)  
 山田民部少輔様

(島津久元)  
 下野守様

手形

本砥へ用之儀候て、使二人遣候、無異儀可被通者也、

正月廿九日

薩摩番所まいる

(書入忠政)  
喜撰  
(島津久賀)  
豊後守

43 此日鹿兒島より島原の陣所へ御注進ありしハ、世子日

州筋より下らせられ、鹿兒島へ一夜御逗留遊し、紫尾山を御越へ獅子島に御渡ありて、有馬へは様子次第に御渡海あらんとの御消息也、因て御陸衆は皆待上て 御出陣に從ハしめ、普請奉行伊地知左右衛門重政・長谷場兵右衛門純正等は馳来て、御陣屋などの備を設させ、賦方村田郷左エ門経乗・福崎新兵衛等も来るへしとの事共をバ、久元・有榮より上津浦に問越されたり、

44 此夜戌の刻、また鹿兒島に御到来ありけるハ、世子直に島原に御下向あらんと、別て路程を急かせられ、僅の小隊にて、夜を日に繼て馳向かふとの御左右なり、是におひて即刻久國・重庸諸方に檄を飛ばして、此中上使の御下知とて、追々減少にあひ帰郷せし衆も、抑手形に賦

45の1

【古爲在蒲生有馬氏】

られし如く駈着け、御光着に間を合せ皆く從軍すへしと觸渡さる、此により諸外城兵馬の催し、またく騒動せり、

急度申候、

一薩州様江戸より嶋原表江直ニ被成御下候間、先日之如賦早ニ可被罷立候、此中中途迄被罷越候處、從 上使人数不入由被仰出候故、被罷帰候へ共、只今江戸より被仰越候間如此候、各度々往來大儀ニ候へ共、可被入精事此時候、

一少身之衆ハ先日如申渡候、三人間ニ夫丸壱人ツ、  
□へく候、御藏入可有之所ハ出水船元迄可被烈候、

又持合之所者領主可被召烈候間、左様なるはつれの衆於有之者致談合つれらるへく候、領主事闕無之様ニ可有才覺候、

一右之談合も難成□手ニ不及人者しかと可被罷居、此度者 薩州様御事殊之外御急ニて、上  
□<sub>下四</sub>五人ニて海道

夜白御通之由、只今戌之刻到来候、是程の儀候間、可  
被心懸事肝用候、此中被罷立候而逗留被仕候衆者、不  
及口能候、此頃被罷歸候衆へ被仰觸儀候、嶋原表より  
被仰渡候而被罷歸候間、かこしまへ然と不相知候条如  
此候、恐々謹言、

正月廿九日

(三原重勝)  
三左衛門 佐  
(川上久國)  
川左近將監

吉田 蒲生 山田 帖佐

加治木 國分 清水 曾於郡

日當山 踊

噯衆中

右ノ通ニ、遽ニ又兵ヲ催サレ、 世子親カラ御出陣マシノ  
玉ハ種々御備モ替ルベシト、頭書ニテ御手當左ノ如ク也、

寛永十五年正月廿九日

就御出陣種々御賦頭書之帳

〔同案此日之末「右帳ノ外題ナリ」ニあり、見合宜敷方可載也〕

御備之覺

△昇百本 △鉄炮三百挺外城衆中

△弓二百張同 △鎗二百本御道具衆

一馬乘衆五拾騎内十騎但分限役ニ出候馬ハ此外

一御陸衆百五十人内五十人但外城衆ハ此外

一被召立候乘馬五拾騎欵、

如右先談合申候、薩州様御下向候而可相替哉、此外

人衆者次第ニ重可申と見得申候、御旗本之賦為御覽持

せ申候、

野州老へ書付遣候、

〔御供之賦、軍衆之兵糧・船手之様子被為聞候衆、喜入

久右衛門尉殿・鎌田源左衛門尉殿・伊東二右衛門尉殿・

相良左助殿、

△御兵具方送夫馬御普請方御方諸調方新納右衛門佐殿・

仁禮主計助殿・新納勘解由殿被為聞候、

〔御供衆都合之事、但日向庄内肝付衆ニ番立者被罷歸候而、又被立候、

〕有馬・天草江被居候人数都合之事、

大形上下九千欵、

有馬へ三千二百六拾二人内七百八拾二人ハ被帰之由候、

天草江五千弐百老人内千六百廿四人ハ被相帰候、残而

有馬・天草江人数都合六千五十七人罷居候、

『馬乗并御陸衆人数之事、

『御持道具の事、國分民部少輔殿存、

△御番道具数之事、道服千四百有之、

一 備奉行与分之事、

一 普請奉行之事、相良満『頼屋』右衛門先ニ被参候、

一 兵粮賦衆之事、物奉行付衆三十人欵、御分國中泊『宗友』、『信堯』、『久康』、市来八左衛門・岩切六右衛門・川上彦左衛門米ノ津へ

而、軍衆飯米之事、物奉行沙汰有へし、被罷居候、

一 軍衆御法度書之事、先年 龍伯様 惟新様 黄門様以

御談合之上被仰出候、其留御座候欵、

一 御船手奉行之事、是枝喜右衛門殿『快温』 平田民部少輔殿『宗直』

一 御先備二番そなへ賦分之事、

一 玉葉賦衆之事、但十人欵、但別ニ賦有之、

『御供衆与分の事、

一 組分ニ付、さし物などの可有験事、

『外城衆御供ニ可被参所之事、

一 螺数定之事、 一 火番觸賦之事、

一 あひしるしの事、 一 鍮あひしるしの事、

△御兵具衆之事、三原傳左衛門尉殿 平田藤右衛門尉殿『重隆』『宗則』

『御使番定之事、付乗馬衆・御陸衆之内可被定置哉之事、

一 うつり俵之事、

一 桶・竹たば・熊手かき・登りはし・なた・鎌・斧・鍬

之事、御蔵入又外城可被仰渡候哉、

一 馬可被出衆之事、

一 具足可被出衆之事、

△昇奉行三人たるへぎ哉、但昇さし之事、

△鉄炮備頭五人内小さし千五十本、

△弓備頭三人、 △鍮そなへ頭三人、

一 惣備奉行拾騎、 一 御備なをし弐十人、

『御仮屋見舞衆三人早先ニ被参候而普請被申付候、『拓昌』

一 御南戸衆之事、 一 御使衆之事、伊東二右衛門殿 喜入久右衛門殿

一 御右筆衆之事、 一 酒奉行并ともし奉行之事、『久供』 既國分帯刀長被仰付候、



一御振舞奉行付御包丁人又料理小番之事、國分十右衛門【友知】殿・相良主計助被仰付候、

一御代官之事、松山六兵衛尉被仰付候、并付衆迄相濟候被相附候、

一繪書衆之事、△のほり具足数差遣事、出之

一御物荷奉行之事、一夫馬可被下無足衆之事、

一御小者衆・御道具衆・御中間衆数付送夫高之事、

一御膳配衆之事、一御同朋衆付御茶湯坊主之事、

一御小姓衆之事、一御評定衆・御筆者衆之事、

一御祈念坊主但宝珠院。一醫師衆但外科衆之事、

一納戸衆者喜入丹波殿・平野六郎左衛門殿・東郷藤兵衛【重方】殿・弟子丸治左衛門殿、

一進物奉行之事、一御旅中大番・小番・奏者番、

一御門番【經乘】かり火焼之事、

一試奉行之事、村田郷左衛門・猪俣【則康】為右衛門米之津へ被

罷居候、

一陣僧之事、一衆中觸衆之事、

一給人の米被召留、仕上用意之衆於有之者、長崎又大坂

之直成ニ坎、代銀可有御談合哉之事、

△御旗役之事、一役者之事、

【本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二二二号文書ト同一文書ナルベシ、但シ後半欠ク】

自是以下ハ二月朔日ト肩書アレハ、其日ニ寫載ル也、右

ノ条書ニ軍衆御法度書之事、先年云々ノ留トハ、左ニ載

ル三公ノ御掟ヲ云ナラン、関ヶ原イマタ御和睦ナキ頃

ノ仰出ナリ、

### 掟

45の3

一諸士何篇申付儀、於相應之儀者不可致難渋、若及吳儀者可有其沙汰事、

一武器無油断可誘事、附百石ニ付具足一領宛可致用意事、

一出陣之時、式拾五石取之衆より可為自飯事、附式拾五

石之内之衆茂、門屋鋪持者可為自夫事、

一殿役於不相勤者、門卷ツニ付領主之知行卷石可被召上

事、付百姓無之門屋鋪たり共、領主前より殿役者可仕【ニイ】

事、

一諸士番普請符等若懈怠於有之者可為曲事、自然及三度

者可没取所領事、

一 不依上下喧嘩可為停止、縦無理非道を仕懸ものと  
も、其場を致堪忍可遂言上、若私にて事を破におひて  
は、不及理非之沙汰ニ双方共ニ可加成敗事、

一 諸外城衆中諸事地頭之下知不可相背、別而於戰場地頭  
之手を離、他之手ニ付ていかやう之高名仕候とも、不  
可為忠節、曲事之段可申付、若又地頭無理之儀あらは  
可致披露、

付出陣之時少給人衆者、從在所持具自身可持之事、

一 於戰場無御免衆、乗馬可為停止事、附弁當類其外手お  
もき道具不可持候事、

一 百姓耕作、卯之時に出、戌之刻ニ可罷帰事、附女共作  
に可出事、

一 一俵者百姓以下によらず走たらん時ハ、互ニ許容いたす  
へからざる事、

一 諸士召仕者、不依男女日夜片時も徒ニ居間敷事、

一 就用段召寄人、不依遠近不可移時日打立之儀、或者供  
或ハ夫至飛脚迄、為指當日限不可有相違事、

一 縁者親類を催一揆いたす事あらハ、本人之儀者不及是

非、同心之者をも可成敗事、

一 常々の振舞二汁二菜、塩・山柝者此外たるへき事、附  
私之大酒可為停止事、

一 毎度出物之儀、日限に過無沙汰之者あり、如斯之類、  
後日其科可有糺明事、

右之條々、若違犯之輩有之者、至士ニ者必可没収所領、  
於凡下者可加成敗者也、

忠恒御判

慶長六年八月七日

惟新御判

龍伯御判

(本文書へ旧記雜録後編三二一五三四号文書ト同一文書ナルベシ)

按ニ、此島原衆ニ 御袖判ヲ以テ正月十三日 仰出サレタル、

第一ニ當手之人數諸法度相背間鋪トアルハ、右御掟ノ事ヲ指

テ、平日諸士モ心得タルコトナレバ、 御袖判ニハ略セラレ、

只諸法度ト 仰出サレシ事併セ觀ヘシ、其為ニ此ニ拜寫スル

ノミ、但本書ハ猪俣為右衛門家藏ヲバ田中綱紀先生ノ寫オカ

レシヲ借テ此ニ載ス、季安按ニ、猪俣氏ノ先祖為右エ門則康、

此年ノ正月三日ヨリ賦奉行ニテ、此軍衆ヲ賦ラレシモ、カヤ

ウノ留メニ萬ツ基ツキシナラン、因テ彼家ニ傳ハルカ、抑又

後世ノ寫本カハ知ラス、御掟ハ専ラ此御判物ニ據テ斟酌セラ  
ント見ヘタリ、

46 「北郷久加世別記」上支在  
十八日

富岡江松平主税介殿・伊東大和守殿被成御番候間、從

太守家久公為御使者久加可相勤由、有馬より嶋津下野守

久元以書狀承之付而、同正月廿九日、かう祢致出船云々、

□文ハ在  
二月二日、

47 一書申候、仍有馬へ御用候而狀遣候間、可有御届候、昨

晚從大坂 薩州様も近日可為御下着候、御藏元より被申

下候御舟も從公儀被仰付候、日向筋ニ御迎次第ニ遣候、

自然嶋原表へ直ニ御下着物音候ハ、追々御注進待入候、

恐々謹言、

正月廿九日

市来八左衛門尉殿  
(宗左)

48 熊令啓候、然者園田清左衛門尉殿在江戸ニ早々可被罷

立之由、児玉筑後守を以被 仰出候、急速被罷帰候様  
ニ可被仰付候、

一薩州様御下向之由、從大坂も到来御座候、定日中ニ可

為 御光着候、目出度奉存候、

一黃門様御氣色、先日已来御食參かね、頃日御衰被成候、

何共咲止ニ奉存候、定次第ニ可為 御快氣候条、重而

御吉左右可申入候、

一其許御番手何程ニ被仰付候哉、弥狼藉無之様ニ御談合

専用ニ候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

正月廿九日

天草

北郷佐渡守様  
(久加)

入来院石見守様  
(重國)

喜入摂津守様  
(忠政)

豊後守様  
(島津久實)

次飛脚

49 急度申越候、

一薩州様去十三日ニ御暇出、同十七日ニ駿河迄御着候、

直ニ有馬へ可為御着由被仰下候間、此状早船にて御陳へ可被遣候、

一御陳道具早々追々ニ可被遣候、

一公儀御用之楯之板も、此方之御用ニ可被成候、跡立之

人数次第ニ被帰由候、近所衆者被召寄□渡有へく候、

遠方之衆者送夫を遣、急度可被参由可申渡候、参次第

御□渡尤候、□如有馬可被遣候、恐々謹言、

正月廿九日

宗庸  
〔まよ〕  
〔川上〕  
久國

川上彦左衛門尉殿  
(久康)

市来八左衛門尉殿  
(宗友)

岩切六右衛門尉殿  
(信龜)

尚々、今度被罷帰候衆、追付可被罷立候、以上、

急度申候、仍有馬陳立衆従上使被召留ニ付、跡立衆ハ出

水より被召帰候、雖然 薩州様有馬陳へ直ニ被成御着陳

候間、最前御賦之人衆早々被罷立候様ニ可被申渡候、不

依夜白如出水可被差越候、油断有ましく候、恐々謹言、

正月廿九日

宗庸  
〔重カ〕  
〔川上〕  
久國

志ふし  
囃衆中

今八ツ時分左衛門佐致帰宅候、

一黄門様御病氣ニ付、御養生御心持之様子、從伊豆守殿

被仰通、以兒玉筑後守申上候、一段被成御満足候由被

成 御意候事、

一御氣色之様子日ニ増次第ニ被成御草臥候、一兩日者御

喉内外腫候而、御喉之内もせはく罷成たる由、安心道

益被申候、御胸も被成御痛、御食難成由被仰候、昨日

も三度之御膳御かさニもられ候を半分程充、御茶も一

日ニ一服者参不取由候、如此一日〳〵と御おとろへ被

成候間、心遣千萬ニ候、替儀候ハ、可申入候事、

一薩劔様御下向弥必定之由候、殊急度可被遊御下着由、

自大坂申来候間目出度存候、則大坂之状もたせ申候、

御迎など之儀、日向筋者無油断申付候、自然小倉表御

下向之儀も可有之間、涯分被聞召合可被仰越候事、

一 野州様へ方より参候御状持せ申候、

(山田有榮) 山民部少様

一 薩州様陳へ直ニ被成 御着候へ、乗馬御供被追付ま

(島津久元) 野州様 以次飛脚紫尾筋・伊集院筋二通ニ参候、

しく候間、乍不申其元之衆何□□そなへ候て、御迎ニ

被成御参可然候はんかと存候、猶追々可申入候、恐惶

謹言、

正月廿九日

(三原) 重庸 (川上) 久國

(島津久元) 野州様

(有榮) 山田民部少様人々御中

53 急度申越候、仍 薩州様如有馬直ニ可為御下向由、今晚  
自駿河去十七日之日付の書状□□て被仰下候、定早々可為  
御着陳候、天草□□人衆も勿論可有渡海候間、野州へ被為  
得御意、御下知次第ニ可被為繰渡候、恐惶、

正月廿九日

(三原) 重庸 (川上) 久國

(久加) 北郷佐渡守殿

(重高) 渋谷石見守殿

(忠政) 喜入撰津守殿

(島津久實) 豊後守殿

右飛脚ニもたせ候、

52 急度申越候、仍 薩方様直ニ如嶋原御下向之由、今晚六  
ツ時分ニ相聞得候、最早今十七日ニハ駿河迄御着之由、  
兵部少輔殿より被仰□□、殊外御急にて候、御船も自 天  
下可被成御給由候間、追付可為御着陳候条、夜白御陳場  
御誘可被成候、天草之人衆も次第ニ可被差渡候、御陳道

具者市来八左衛門尉殿へ申遣候、恐惶、

正月廿九日

(三原) 重庸 (川上) 久國

54 急度申候、然者 薩州様御暇出、如有馬直可為御下向由  
今晚申候間、兵粮并舟之儀万事無油断可被肝煎候、出水  
米之津へ自是申遣候、両方へハ從其許可被仰通候、聊延  
引有間敷候、恐々、

正月廿九日

(三原) 重庸  
川上 久國

川越三右衛門尉殿御宿所 右飛脚

55 【正文在文庫】

寛永十五年正月廿九日

【二重除之】

就御出陳種々御賦頭書之帳

御備之覺

△昇 百本

一鉄砲 三百挺 外城衆中

△弓 二百張 同道

△鍮 二百本 御兵具衆

一馬乘衆 五十騎 但分限役ニ出候馬者此外

一御陸衆 百五十人 但外城衆者此外

一被召立候乘馬五十騎欵、

如右先談合申候、薩州様御下向候而可相易哉、此外

人衆者次第ニ重可申と見得申候、御旗本之賦為御覽持

せ申候、

野州老へ書付遣候、

『御供之賦・軍衆の兵糧・船手之様子被為聞候衆、喜入  
久右衛門殿・鎌田源左衛門殿・伊東二右衛門殿・相良  
本助殿、

『御兵具方送夫馬御普請方・其方諸調方新納右衛門佐  
殿・仁礼主計助殿・新納勸解由殿被為聞候、

『御供衆都合之事、但日向庄内肝付衆二番立者、罷帰  
候而、又々立候、

『有馬・天草江被居候人数都合之事、大形上下九千欵、  
有馬へ三千二百六拾式人、内七百

八十二人ハ被相帰候由候、天草へ  
五千二百一人、内千六百廿四人ハ

被相帰候、残而有馬・天草へ人衆  
都合六千五百拾七人罷居候、

『馬乘并御陸衆人衆之事、

『御持道具の事、國分民部少輔殿存、

『御番道具数之事、道服千四百有之、  
一備奉行与分之事、

相良滿右衛門尉

一 普請奉行之事、先<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>參候、

市來八左衛門尉・岩切六右衛門・川上彦左衛門米津へ被罷居候、

一 兵糧賦衆之事、物奉行付衆三十人欵、御分國中泊<sup>ニ</sup>

て、軍衆飯米之事、物奉行へ、  
沙汰有之候、

一 軍衆御法度書之事、先年 龍伯様 惟新様 黃門様御

談合之上被 仰出候、其留御座候欵、

一 御舟手奉行之事、是枝喜右衛門尉殿・平田民部少輔殿、

一 御先備二番そなへ賦分之事、

一 玉菓賦衆之事、但十人欵、但別<sup>ニ</sup>賦有之、

一 御供衆与分之事、

一 与分<sup>ニ</sup>付、さし物などの可有驗事、

一 外城衆御供<sup>ニ</sup>可被參所之事、

一 螺敷定之事、

一 火番觸賦之事、

一 あひしるしの事、

一 鐘あひしるしの事、

一 御兵具衆の事、三原傳左衛門尉殿・平田藤右衛門尉殿、

一 御使番定之事、付乘馬衆・御陸衆之内可被定置哉之事、

一 うつり俵之事、

一 桶・竹たば・熊手かきし・のほり橋・なた・鎌・斧・

一 歟の事、御蔵入又外城可被仰渡哉、

一 馬可被出衆の事、

一 具足可被出衆の事、

一 昇奉行三人たるへき哉、付昇さしの事、

一 鉄砲備頭五人・同小さし千五十本、

一 弓そなへ頭三人、

一 鐘備頭三人、

一 惣備奉行拾騎、

一 御備なをし二十人、

一 御假屋見舞衆三人早先<sup>ニ</sup>被參候而、普請被申付候、

一 御南戸衆の事、

一 御使衆之事 伊東二右衛門殿、喜入久右衛門殿

一 御右筆衆の事、

一 一 既 國分帯刀長被仰付候、

一 酒奉行并ともし奉行之事、

一 御振舞奉行付包丁人又料理小番之事、

一 國分十右衛門尉・相良主計助被仰付候、

御代官之事、松山六兵衛被仰付候、并付衆迄相濟候、

絵書衆之事、

△のほり道具数差出候事、

御物荷奉行之事、

夫馬可被下無足衆の事、

御小者衆・御道具衆・御中間衆・数付送夫馬の事、

御膳配衆之事、

御同朋衆付御茶湯坊主之事、

御小姓衆之事、

御評定所筆者衆の事、

御祈念坊主但實珠院、

醫師并外料衆之事、(科カ)

一納戸衆者、喜入丹波守殿・平野六郎左衛門尉殿・東郷

藤兵衛尉殿・弟子丸治左衛門尉殿、

進物奉行之事、

御旅中大番・小番・奏者番・御門番・かゝり火焼の事、

一賦奉行之事、村田郷左衛門尉・猪俣為右衛門尉米津へ被罷居候、

一陳僧之事、

衆中觸衆の事、

一給人の米被召留、仕上用意之衆於有之者、長崎又大坂

之直成ニ欵代銀可有御談合哉之事、

御旗之役之事、

役者の事、

△御幕之事、進物蔵江十文字幕一頭有之由候、船手へも

可有之候哉、又物奉行へ三頭可被仕立由、新納右衛門

佐殿を以申渡候事、

一段子幕之事、(マ)

朱本ノマ被罷立候衆之送状賦所より可被出事、

△阿久根 星御休 御泊 市来湊

△宮之城 星御休 蒲生 普請御賄之儀、

二月七日 右両条、新納右衛門佐殿可有首尾由申渡候、

此方へ可入御賦之覺

一殿役奉行、船奉行、普請奉行、殿中奉行、町奉行、高

奉行、出物イニ請取衆、御蔵入取納衆、米蔵、琉球蔵、口金銀蔵、雜物蔵、進物蔵、酒蔵、御

兵具奉行、御馬屋・物奉行、



一御使衆之事、

一小番并大番衆之事、

一おく番の事、

一ぬめり川并御臺所御番衆事、

一御南戸衆之事、

一御祈念奉行之事、

一御用之御細工人之事、

一御道具衆・御中間衆・御小者衆、

一振舞奉行・包丁人・小番之者、

一納戸衆・御代官、

一御右筆、

一御評定所筆者、

一御同朋衆付茶湯坊主、

一衆中觸衆、

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一二二号文書ト同一文書ナルベシ)

晦日甲午

56 平塞録云、晦日、公義ヨリタメシノ具足二十領・鐵楯

五枚宛、島原ノ諸大名へ拜借、

57の1 此日、山城新介有馬ヨリ返りて忠政等ニ反告ス、

57の2 「蒲生土佐々木氏藏」【有馬家臣ニテ来テ  
平人セシ家也】

法度

一軍法可相守事、

一何時も人数丸く可成事、

一大將・物頭の下知の聲槌ニ聞届、腕を見立、夫ニ可随、

并抜掛仕間敷事、

一物頭同心を捨置、自身の働仕間敷事、陳屋の内にも

片時も油断仕間鋪事、

一少の事にて、物頭之下知背間鋪事、

一他の備にて手柄仕候とも、則曲事可申付事、

一夜惣陳さわき候時、弥くミくをはなれず、無聲ニ而

も与頭の備へ丸くかたまり、其上にて大将の下知を可

相守事、

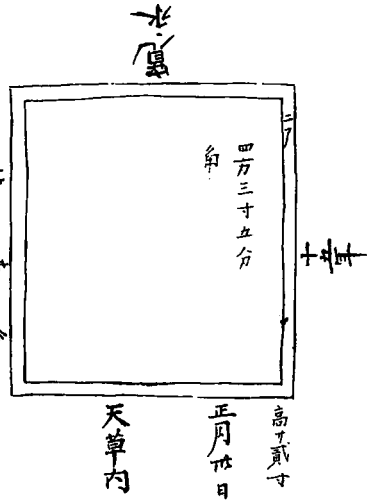
- 一 陳所にて武道具猥立間敷事、但持道具のそはへ心かけ下に可罷在事、
- 一 鉄炮打放無届仕間敷事、
- 一 馬取放し申間敷事、
- 一 使番の者、或ハ旗本より先江遣候共、申付候首尾不調内に自分の働仕間敷事、又跡に遣候共右同断、
- 一 物見に差越候刻、諸事念を入、或ハ池ふけ悪所を見分、人馬の足場を見定、所々に心を可付事、
- 一 近習頭と者与を引まとい、散し候ぬ様に可仕事、
- 一 騎馬の与頭下知を守、卒尔に掛申間敷事、
- 一 足軽大将共同心半分も分ヶ候而、米をつかひ打せ可申候、二ノ備無下知ニ鉄炮一ツも放申間敷事、
- 一 足軽の者、弓之者、長柄の者、諸道具おのれか持候道具、初終捨申間敷事、并刀切仕まじき事、
- 一 旗少も不乱様に立、旗奉行少も旗の(場)ばを放れ申間敷事、
- 一 屏の内に乗入候而勝負になり、屏の外にて長柄の者足軽にましり掛候ハぬ様の事、
- 一 高聲・小歌・大酒・若衆狂、門立仕間敷事、
- 一 他方の付合、縦親子・親類たりといふとも堅停止候事、
- 一 濫妨・狼藉・押買仕間敷事、
- 一 竹木・薪取場、頭之指圖次第たるへく候、したらくに参間敷事、
- 一 喧嘩口論仕間敷事、
- 一 火用心堅可入念、自然火を出候ハ、其小屋く主取可為曲事、
- 一 陣屋かけられ候ハぬ様に掃除堅可入念事、
- 一 走こミ者有之ハ、ぬかし候ハぬやうに、則時にとらへ届可申候、卒尔ニ切申間敷事、
- 一 小屋く罷出候時、跡番念を入可召置事、第一火の用心之為なり、
- 一 又小者作法迄を学可申付事、

右条堅可相守者也、

寛永十五年正月晦日

(有馬) 直純判  
(有馬) 康純判

「始良士人森田此右衛門家藏ノマス也トシ」



右ノ升始良士森田氏ニ傳ヘテ、近頃マテハ平日ニ用ヒケルヲ  
 合  
 珍シキ物ト誰カ言ヒタルヨリ、今ハ能ク格護セントナン、  
 其頃ノ地頭ハ兒玉筑後守利昌ニテ、息男四郎兵衛尉利實ニ屬  
 キテ出陣セシ列ノ一人ニテ、龜ノ川番手ニ居レル時、兵糧ヲ  
 量ル用ニ山助指シタルナラン、左アリテ歸陣ノ寸持カヘリシ  
 ト見ヘタリ、利昌ノ位牌始良ノ含粒寺ニ在ルコトヲ、季安聞  
 出シテ、子孫今ノ隠居可睡利政ニ告タリケレバ、天保二年五  
 月、利政夫婦遂ニ参詣シタリ、其時寫キタレルヲ此ニ載セ置

ク也、

59 薩州様御下向ニ付而、諸所より御迎衆可被参候、御船元  
 迄他領被罷通儀候間、貴老より通手形可被出候、為其如  
 此候、恐々謹言、

正月卅日

(川七) 久國 (三原) 重庸

仁禮藏人殿御宿所

60 急度申越候、薩州様東目被成御下向候、去廿三日ニ大  
 坂御出船之由早打参候、鹿兒嶋へ一日被成御逗留、獅子  
 嶋迄御渡海候而、松平伊豆殿へ被成御尋、有馬へ可有御  
 渡海由候、先獅子嶋へ黒木作ニ御かりやちいさく立させ  
 可被成候、大工ハ其元へ楯之板作ニ十一人か参候間、七  
 八人早々可被遣候、野州老へも状遣候、可有御持せ候、  
 其許江御越之道筋可為紫尾越候、恐々謹言、

正月卅日

(三原) 重庸 (川七) 久國

市来(宗友)八左衛門尉殿

61 去廿三日 薩州様大坂へ被成御着候、其晚□□て日

向筋被成御下向、鹿兒嶋へ一日御逗留□□獅子嶋へ

御渡海候て、伊豆殿へ被成御尋、有馬へ可為御出張由被

仰下候、其御心得可被成候、恐惶謹言、

正月卅日

(三原)重庸

(川上)久國

(島津久元)野州様

63 從 薩州様松平伊豆守殿へ御書参候間、持せ申候、早

々早船にて有馬へ可被遣候、

一 薩州様も日向筋を三日中ニ此元江□□一日も被成御逗

留、出水へ可被成御越之間、御油断有間敷候、恐々謹

言、

正月卅日

(三原)重庸

(川上)久國

市来(宗友)八左衛門尉殿

64 一書申候、仍 薩州様去廿三日大坂へ被成御着、其晚可

為御出船由被仰下候、誠千秋萬歳、一段目出度奉存候、

黄門様御悦不大方候、今日者御氣色も御かるくと御

座候、御正木を被寄、御腰を被懸、御はた・御馬驗な

と被成御覽、納戸衆なども驚惑被申候、御殿も東之丸

ニ被仰付候、我々も中途迄伺可仕由申上候へ共、御

陳之儀申調候様ニ被仰出候間無其儀候、此等之趣御披

露頼入候、恐惶謹言、

(三原)重庸

62 從 薩州様松平伊豆殿へ参候御文箱持せ申候、早々可被

成御持参候、何とそ御返事を御取候而、御持せ有へく候、

定可被成御出陳由可被仰かと存候、就其御人数之くり渡

彼是可被仰付様可有之候□□、薩州様三日中ニ此元へ可

為御下着由候、恐惶謹言、

正月卅日

(三原)重庸

(川上)久國

(島津久元)野州様

正月卅日

伊勢(直書)兵部少様

(川上)  
久國

(表紙、コロニ「寛永軍徴卷十四ノ下」ト補フベシ)

自二月朔日  
至七日

二月小朔日乙未

65 寛明日記云、二月朔日、上使酒井因幡守・駒木根長次  
郎下着、

一有馬玄蕃頭豊氏、今日有馬へ下着、同兵部少輔忠重、  
都合八千三百人、

66 平塞録云、二月朔日、江戸上使酒井因幡守殿・駒木根長

三郎殿島原エ着陣、今日一揆ノ大將益田四郎太夫、書附  
ヲ以一揆中持口不用心ノ儀申渡ス、傳曰、朔日到着ノ上  
使衆ハ、公義ヨリ先手ノ大名衆エ炮烙火箭七十挺・楯百  
枚御貸下サレ候ニ付、着下ル大名段々有馬エ着陣、夥數  
大軍故、一揆トモ見恐候テ持口モ油斷ニ成リ、永々籠城  
ノ躰退屈ノ躰ニ見候故、四郎太夫諸頭取ニ當テ嚴密ニ書  
附ヲ出シ、落城モ程モ有間敷ヤ、其内無油斷持口可守由  
示之ヲ、其趣、今夜中ヨリ塙裏ニ居申候者ニハ、口上ニ  
テ申聞候ト也、尤手強キ箒城ニテ、何モ必死ノ覺悟ニテ、  
諸手ニモ申傳ケルト也、四郎書通ハ諸記録ニモ有之、且  
又眞源(細川光利)公ヨリ三齋様ヘノ御書中ニモ、大將四郎頃日城中  
へ相觸候書一通寫申候て、差上候トノ儀相見え候ニ付、  
其書付ハ省キ申候、蠻語ニテ書シ訣不聞文躰也、

67の1 此日蒲生衆廿八人出足して、先鹿兎島に参越す、

覺

四位与四郎殿	染川九右衛門殿	原弥右衛門尉殿	家村仲兵衛殿
松田土佐守殿	別府加右衛門尉殿	飯牟禮六左衛門尉殿	朝倉善兵衛殿
岩下慶左衛門殿	同名織部佑殿	古川内蔵丞殿	満尾傳左衛門尉殿
清水源太兵衛殿	石塚休兵衛殿	内山平内左衛門尉殿	山下金兵衛殿
川北権右衛門尉殿	桑畑次郎兵衛殿	福本弥左衛門尉殿	長嶋早右衛門尉殿
池田宗左衛門尉殿	窪田弥左衛門殿	竹下源七殿	柳元主殿助殿
染川早介殿	柳元小外記殿	石牟礼善兵衛殿	北原吉左衛門尉殿

二月朔日

右之人数鹿兒嶋へ被参候衆二十八人

此日、北郷佐渡守久加、富岡城の警固、伊東大和守殿などへの御使者勤相済て、上津浦に還れり、

被仰付候間、為物頭嶋津豊後守・喜入撰津守・入来院石見守・北郷佐渡守召置候、御用可被仰付と申候御返事ニ、御用之儀者可被仰合と御座候、

〔薩本島原軍記〕

天草之内富岡へ、松平主税助殿・伊藤大和守殿御番ニ付而、從中納言北郷佐渡守ニ而申候者、御番手御太儀ニ候、天草之内上津浦へ番手之人数、松平伊豆州老より薩摩江

此日、日高十兵衛正盛御陸衆として発向すと云々、

寛永十五年寅二月朔日

嶋原立重人数賦帳

乘馬衆

高千八百四拾七石八斗

伊勢兵部少輔殿

高千百五十七石

同 穎娃長左衛門尉殿

高千三拾四石

同 伊東仁右衛門尉殿

高三百十式石

同 喜入丹波守殿

高七百廿三石

同 本田弥五郎殿

高四百拾七石

同 國分十右衛門尉殿

高四百八拾八石式斗

同 本田右衛門佐殿

高五百五拾七石三斗一升

同 東郷藤兵衛尉殿

高四百石

同 平田藤右衛門尉殿

高四百四石

同 堀弥右衛門尉殿

高三百三拾石

同 相良主計助殿

高四百三拾九石

同 鮫嶋五郎左衛門殿

高式百八拾七石

同 山口内蔵助殿

合拾三人

御陸立衆

高百五拾石

新納二右衛門殿

高八拾式石

川上五兵衛殿

高式百拾式石

田代縫殿助殿

高三拾七石

伊東少右衛門尉殿

高(マ)

竹之内重兵衛殿

高式拾五石

堀之内仲右衛門殿

同式百八拾三石

福嶋清右衛門尉殿

同六拾壹石

楠元五郎右衛門殿

同百八拾八石

肥後与左衛門尉殿

同拾六石五斗

高崎甚左衛門尉殿

高八拾三石

堀切平右衛門尉殿

無足

築瀬清右衛門殿

高百拾石

渋谷恕兵衛殿

高百六拾四石

野村吉次殿

高百三拾石

同名清右衛門殿

同四拾九石

川上七郎左衛門尉殿



高四拾四石式斗八外  
七合

宮里与兵衛殿

高

鎌田兵介殿

高貳百九拾石

塩津市右衛門尉殿

高貳百廿五石

城井三郎兵衛殿

高百六石

仁禮善左衛門尉殿

高九拾老石

山元利介殿

高八拾老石

日置吉兵衛殿

高貳百五拾八石

鮫嶋次郎左衛門尉殿

高貳百三拾七石

國分隼人助殿

高五拾八石

川村伴左衛門尉殿

高百六拾七石

平田少左衛門尉殿

高五石五斗

鶴丸弥兵衛殿

高百七石

弟子丸治左衛門尉殿

高五拾石

伊地知覺右衛門尉殿

高

平山内匠允殿

高貳百六拾五石

園田新次郎殿

高百廿七石

永吉伴兵衛殿

高七拾五石

海老原喜右左衛門尉殿

同四拾四石

丸尾隼人助殿

同四石

坂元織部助殿

同百廿八石

肥後宗兵衛殿

高八拾老石

日高十兵衛殿

高七拾五石

諸留千左衛門尉殿

高百石

折田權五左衛門尉殿

高四拾七石

川内二兵衛殿

高貳百石

貴嶋采女正殿

高五石七斗

野村治兵衛殿

高廿石

肥後弥右衛門尉殿

高六石式斗八外  
四外

染川六左衛門尉殿

高無足

園田助兵衛殿

同七拾五石

野田喜兵衛殿

同七拾石四斗五外

否笠治左衛門尉殿

高九石四斗

梶原善介殿

高【押札】合四拾九人

諸役人衆

高三拾石

御陳道具付衆  
山口相左衛門尉殿  
御膳配衆

高

高廿二石六斗

大迫大学助殿  
右同

高五拾三石

岩元弥右衛門尉殿  
御進物奉行  
折田兵部左衛門殿

高卅五石

右同  
鶴丸織部助殿

高八石八斗

御陣道具付衆  
宇都長兵衛殿

高九拾六石九斗

御陣屋奉行  
税所小兵衛殿

高百八拾三石

賦所付衆  
大山民部左衛門尉殿

高五石

右同  
岩切八兵衛殿〔九〕

高五拾七石

同〔伊東二右衛門殿付衆也、下ノ牧ノニツ、ク〕  
市来勘解由左衛門殿〔十一〕

厩屋付衆

稻津因幡守殿

厩屋筆者

稻津長右衛門殿

御中間

御南戸筆者

肥後新右衛門殿

右付衆定衆

相右衛門

御庖丁仁方小番衆

森与五郎殿

御庖丁仁

内山新兵衛殿

御庖丁仁方小番衆

前田喜介殿

御道具付衆  
〔十〕 牧野次郎兵衛殿  
御茶湯坊主

為斉

右同

千阿弥

御振舞道具奉行

閑斉

右付衆

戸右衛門

同

弥右衛門

酒奉行

坂元喜右衛門殿

右付衆

七兵衛尉

右同

大介〔八〕

燈奉行

助右衛門尉〔九〕

大工衆

柴山土佐守殿〔十〕

同

武元兵右衛門尉殿

同

橋口万右衛門尉殿

右同

二木少次郎殿

田中助右衛門殿

御代官衆

松山六兵衛殿

右付衆

園田与右衛門殿〔左〕

御代官座付衆

吉井相左衛門殿

御ほつかい  
木村弥吉兵衛殿

同  
二木長次郎殿

同  
大迫少右衛門殿

御めしたき  
小左衛門

詰夫八人

金細工  
三坂仲左衛門尉殿

兼村ハ刀鞘師ニテ、始テ  
黒塗ノ□ヲ他邦ニテ傳  
受シ、本藩ノ□祖トテ、  
寛永ノ始メ高岡ヨリ府  
下ニ召出サレシ人也ト  
云ヘリ」

野崎五左衛門殿「兼村」「有馬へ  
ツ、ク」

合五拾四人 外詰夫丸廿老人

『押札』惣合百十六人

内十三人乗馬衆 六人定衆

四十九人御陸衆 八人御中間衆

三十二人諸役人衆 五人大工衆

同 「イナシ」  
一関弥吉殿

同  
竹之下為左衛門殿

伊東二右衛門殿付衆  
薬師寺六左衛門殿「十」

御庖丁仁  
有馬幸右衛門殿

御庖仁付衆  
伊地知長兵衛殿

御付衆  
山下甚藏殿

外 三人茶湯坊主衆

詰夫廿老人

70 二月朔日「上ノケ条載于  
正月二十九日」

△御幕之事、進物蔵江十文字幕一頭有之由候、船手江茂

可有之候哉、物奉行江三頭可被仕立由、新納右衛門佐「久詮」

殿を以申渡候事、

一段子幕之事、  
(一ツ)

○被罷立候衆之送状、賦所より可被出事、

△御泊 昼御休 御泊 昼御休

△阿久根 西方 向田 市来湊

△宮之城 昼御休 蒲生 普請奉行御賄之儀

二月七日  
右兩条、新納右衛門佐殿可有首尾由申渡候、

此方江可入御賦之覺

一 殿役奉行 船奉行 普請奉行

一 殿中奉行 町奉行 高奉行 出物請取衆

御藏入取納衆 米藏 琉球藏 徳藏

御兵具奉行 御馬屋 物奉行

一 御使衆之事 一小番并大番衆之事 一 おく番之事

一 ぬめり川并御臺所御番衆之事 一 御南戸衆之事

一 御祈念奉行之事 一 御用之御細工人之事

一 御道具御細工人之事 一 振舞奉行包丁人小番之者

一 納戸衆御代官 一 御右筆 一 御評定所筆者

一 御同朋衆付茶湯坊主 一 衆中觸衆

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一二二号文書ト同一文書ナルベシ、但シ前半欠ク)

71 「志布志東下町太兵衛名字付之願書」

平田藤右衛門様嶋原御陣江御立被成候付、主計世倅大垣

【宗則】

太郎右衛門と申者、是茂拾八歳之年、右旧例を以御供仕

候得共、最早嶋原落城之由ニ而、中途より御帰之故、御

供仕罷帰申候云々、

72 覺

一 御殿東之丸ニ被仰付候事、

一 御旗御馬驗・御持筒・御持弓之儀者、黄門様直ニ以

御見合被仰付候、其外御兵具随分談合申候事、

一 御人数も有馬へ三千餘、天草へ四千九百餘、出水へ三

千三百餘、船頭水手共千餘、合屯萬三千餘被致出陣候、

薩州様爰元へ御出張之刻者、北郷殿を初分限之衆餘多

可為御供候間、御人数者餘不足有間敷と存候事、付兵

糧可為不足事、

一 先獅子嶋・長嶋之間ニ可被成御渡由候、獅子嶋、有馬

近キ方ニて御座候間、被成御渡海可然存候、御仮屋も

黒木作ニ可被立之由、出水へ市来八左衛門尉被居候ニ

(宗友)

申遣候事、

一 御陣并中途之御調無油断申付候、付渡りの御船参逢間

敷候事、

一 有馬へ御陳屋可被相立之由、野州・民部殿へ申越候事、

(島津久元)(山田有栄)

二月朔日

御使相良李助殿

73 急度申越候、薩州様も定此比ハ可為御着船と存候、從

此方ハ俄之儀ニテ諸事難調候条、細嶋より高岡之間御振舞等も少も無油断様ニ可被仰付候、御送などの儀も不及

申候へ共、御油断有ましく候、恐々謹言、

二月朔日

(三原) 重庸 (川上) 久國

仁禮藏人殿

74 急度申越候、

一 殿役奉行有川右近殿差合にて、日向へ不被参候、

薩州様俄ニ御通被成候ハ、御送之夫馬少も無緩可被

申調候、於御事闕者、後日到其所可致沙汰候間、少も

油断有ましく候、

一 道橋普請之儀可被入念事、

一 福山より順風悪候ハ、陸路を可被成御通事も可有之候、

道橋入念可被作候、勿論御送之儀も無緩可申付候、恐

々、

二月朔日

吉野 脇本 帖佐 加治木 小瀨 瀨市

國分 敷根 福山 嘉例川 通山 都城

平江 高城 田尾 岩井くら 去川 浦名

高岡 地頭衆中

75 一書申候、如御存田布施之瀨へ舟を上ケ、唐人共致木屋

掛居候処、火を出し、木屋不残焼、荷物等も焼失候、何

共迷惑之躰候、最前末次平藏殿より飯米を遣、如長崎送

届候様ニと被仰越候へ共、有馬之儀、天草之番手ニ人衆

を渡、兵糧を漕せ候、殊ニ薩州様茂近日獅子嶋迄可有

御渡海由候間、弥舟有ましく候、自長崎迎船被差越候様

ニ、其元ニテ平藏殿へ被仰候而可有御覽候、木や焼候事

ハ、自火之由書物仕候間、後日持せ可申候□為何出合

も候得者御國御為ニ可悪候、早々御談合可為肝要候、恐

惶、

二月朔日

(三原) 重庸 (川上) 久國

(島津久元) 野州様

山田民部少様(有榮)

二日丙申

76 寛明日記云、二日、去頃伊豆守為下知、自長崎阿蘭陀舟

一艘・日本船三艘被召、海上ヨリ原ノ城中へ大筒ヲ令放、然處自城内以調略唐人二人ヲ鉄炮ニテ討落ス、因テ残ノ唐人トモ甚怖恐シ乞暇故、今日飯遣于長崎、但日本丸并黒田・細川ノ番船ハ大筒・鉄炮ヲ城内へ放入事如元、

77の1

平塞録云、二日、上使衆ノ營ニ於テ諸大名へ申渡ノ儀有リ、傳曰、松平(信綱)伊豆守殿ノ陣屋ニテ、頃日下着ノ上使宮城越前守殿・石川彌左エ門殿、公義ヨリ上意ノ趣ヲ被申渡テ、今日不参ノ面々ニハ松平右衛門佐殿兄弟三人・寺澤(堅高)兵庫殿也、被仰渡趣ニハ、今度一揆引籠候城責ノ儀、板倉内膳(重昌)ヲ始何モ郷民ノ一揆トノミ悔リ、先達テ両度ノ城責乗損シ、剩内膳致討死候仕形、疎忽ノ至ニテ候、此儀達 御耳、御機嫌甚以不宜候、仍テ

77の2

覺

俄攻ヲ被禁、諸手一同ニ力ヲ合、靜ニ仕寄、竹束ヲツケ、次第々々ニ詰寄、城ヲ取巻、一揆一人モ不逃出様ニ相心得、兵糧詰ニ致シ、味方不損、邪宗門ノ断絶仕候様ニ心掛、一人達テノ高名拔掛ノ働キ堅停止可仕候由、御墨印ヲ致持参候、何モ此段相心得、家中ニモ可申渡由被申渡ケル、諸大名何モ奉畏候ト御受、判形相濟、兩人ノ上使衆ハ今日江戸へ被帰、尤今日不参ノ面々・無着陣衆へハ、伊豆守殿・左門殿(戸田氏鉄)ヨリ被仰聞候、一同日、牧野(成純)傳藏殿ヨリ諸大名へ書附一通被相渡、

- 一 城より間敷何程ニ而仕寄可相附候事、
- 一 火矢之事、
- 一 弓射申候者之數之事、
- 一 玉薬置所之事、
- 一 築山之事、
- 以上

一二日ニ 殿様江戸より御下向之由相聞得候、左候ハ、有馬へすくニ御着とも、又ハ御國へ御着候て有馬へ御立とも申候、諸外城より之軍衆三ヶ一者被召掃之由候間、無そく衆分賦わけ候て、頃日被打立候て又御留候、

一同年二月二日、富岡江致参着、右御両所へ罷出、家久公之御意趣者、富岡御番手之為御奉行御下向之由、御太儀存候、大隅守事長と相煩、頃日者最中重り候付而、有馬へ茂不罷渡候、上津浦へ番手之人数可差渡之由、松平伊豆守殿(信綱)より被仰越候付而、物頭申付人数遣置候、御用等於有之者可被仰付之由申達之、主税介殿ニ而取次太田三左衛門、大和守殿ニ而取次渡邊半右衛門也、御返事被入御念御使忝存候、御煩重り候由、御養生肝要存候、上津浦へ御番手人数被召置候哉、御用之儀者物頭衆へ可申入之由、得其意候旨、何れ茂直ニ御返辭承云々、下文在

三日、

晦日之御状今日八ツ時分披見仕候、然者 薩州様大坂へ廿三日ニ(成脱カ)被御着、其晚 御出船、日向筋御下向なされ、鹿兒嶋ニ一日御逗留候而、先獅子嶋へ御渡海被遊、伊豆守殿(信綱)に被成御尋、有馬へ可有 御出張由被 仰下候哉、先以目出度存候、今朝廿九日の御状披見仕候、其趣ニ者此元のことく直ニ 薩州様御出張之由承候間、御陳場之儀則豆州へ我等罷出、御直ニ得御意候へハ、當時此方之人数餘多御座候間、 薩州様御越之儀者御無用ニ候、縦御越候とも、天草を被成御見廻、 黄門様御煩を專ニ御見廻候而可然候条、此元へ御陳場など、有事入間敷候間、其心得可仕由堅被仰聞候、左候而豆州御前を罷立候処ニ、石谷十藏殿我等を御送送被成被仰候者、只今豆笏如被仰、此地へハ 薩州御越御無用に候と被仰聞候間、出合之通申入候、 薩州様御着候て出水迄御越、獅子嶋へ御滞留候て、豆笏へ可被得御内意由、八左殿迄被仰越候哉、其段申来候、左様ニ候ハ、相知可申候、恐々謹言、

二月二日

下野守

82

「此猶々、前之状ニ可付事也」  
猶々、此書状伊勢兵部少輔殿へ可被成御届候、  
之御出陳ニ付、御供衆御道具等切角申付候、巨細之

仁禮藏人殿御宿所

(頼景)

(川上) 重庸  
久國

二月二日 次飛脚ニ而参候 (三原) 重庸

追々御吉左右可申入候、恐々、  
度奉存候、薩州様被成御着候者、弥可為御快氣候、猶  
將又 黃門様御氣色、此比者些御軽被成御座候而、目出  
遣奉存候、雖不及申候、渡之船等ニ被入御念可被仰付候、  
候、此三日者大雨にて候条、日州表洪水ニ而候ハんと心

81

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一二一三号文書ト同一文書ナルベシ)

三原左衛門佐様 (重庸)  
川上左近将監様 (久國)  
御報

(島津) 久元在判

候、仍 薩州様御着船之御到来御座候哉、承度存

83

一 黃門様御氣色、三日ハちと御かろく被成御座候、御食  
も少ツ、ハ被召上候、今朝ハ御脉も和キ為申由、琢庵  
被仰候、此儘にて次第々ニ御快氣被成候へかしと奉

去廿九日之御状令披見候、鬼塚源太左衛門尉にて申入  
候儀共、相達候通承届候、

伊兵部少様 (伊勢貞昌) 人々

(川上) 重庸  
久國

二月二日

追々御吉左右可申入候、恐惶、  
候、御食も二三日者如常被召上候条、目出度奉存候、尚  
と奉待候、將又 黃門様御氣色、此三日者ちと御かるく  
御座被成候、就中今朝者御脈も少和キ申候由、琢庵被仰  
候、御食も二三日者如常被召上候条、目出度奉存候、尚  
一書令啓候、仍 薩州様御舟、此比者定細嶋へ可為御着  
と奉存候、然処三日大雨にて、日州□々川可為洪水候ハ  
んと心遣ニ存候、就其□申付候間、早々可被成御下着  
候、御食も二三日者如常被召上候条、目出度奉存候、尚

中途迄御徒衆にて可申上候、



存候事、

薩州様御着船之御到来、唯今迄ハ座候、昨今之大

雨ニ日州可為洪水と心遣ニ存候事、

一薩州様御出陳之御供衆、其外御道具等之儀、切角御使

衆と談合申候事、

一伊兵部少殿之書状定御覽可被届候、薩州様ハ先完嶋

迄被成御越、其元之御下知次第ニ天草ヘカ有馬ヘカ可

為御渡海由候、雖不及申候、其元にて御陳屋之道具被

仰付尤候、此方よりも御座之間之分ハ木作にて持せ可

申談合候事、

一薩州様御出陳ニ付、かこしま衆・外城衆立重申渡候、

御陳も久候者兵糧いかゝ可相續哉と、是耳心遣候事、

一立重之衆、はやく米津へ被参候て、其儘天草へ被渡候

者、治定狼藉共可被申条、長嶋へ被罷居可然候、此由

市八左殿迄申越候事、

一石火矢ほこれ候て、戸田左門殿もニあたり、少被為

痛候通、又黒田甲斐殿・黒田市頭殿出陳よし、同前

御耳ニ入申候事、

一永井監物殿より之披露状、則上申候、尚其元易儀候者、

追々御注進御申肝要候、恐惶、

二月二日

下野守様

山田有榮

山民部少様

重庸  
川上  
久國

84 去晦日之御状令披見候、

一有馬より之文箱慥相届申候、又此文箱其元より有馬へ

可被遣候事、

一黄門様御氣色、此三日者少御輕様ニ御座候、此まゝニ

て漸々ニ被成御快氣候へかすと奉存候事、

一薩州様御着船之御到来、只今迄ハ無御座候、此中之大

雨ニ日州表可為洪水と心遣ニ存候事、

一薩州様御出陳ニ付、外城衆立重之儀申渡候、はやき衆

其地江被参候者、長嶋へ被渡置可

一天草へ被参候者、治定藉蕨被仕、還而御為可惡候間、

於其地氣任無之様ニ堅被仰渡尤候、自然隠候而天草江

渡候者、後日以御沙汰稱可被仰付候旨、御届候而可被召置候事、

一兵部少輔殿書状参候へ、於大坂御城番衆へ被成御相談(伊勢貞昌)

候得者、薩州様へ先獅子嶋へ被成御渡、有馬へ御座

候上使之衆へ被仰通、天草へか有馬江か、御下知次第

御渡海候て可然候はん由申来候、内々御心得尤候

事、

□<sup>二カ</sup>其元へ被成御着候者、御假屋等之掃除、又獅子嶋御か

りや之儀、出水嚙衆へ御相談候而可被仰付候事、

一薩州様御船并御供衆之船之儀、無油断舟奉行へ可有御

相談候、式部様も可為御供由候、其外之御供衆之分量

未相究之条、追而可申越候事、

一御供衆過分ニ可有之候条、引兵糧之儀岩切六右衛門尉

殿・川上彦左衛門尉殿へ御相談候而、相續候様ニ可有

御校量候事、

一御臺所調物之儀も、御代官松山六兵衛尉可被申越候間、

可被入精候旨、六右衛門尉殿へ可被仰達候、猶追々可

申越候、恐々謹言、

二月二日

米之津にて

市来八左衛門尉殿

(宗左)

(三原)

重庸

(川上)

久國

三日丁酉

85の1 三日、島津久賀・喜入忠政、上津浦より島原の薩將島津

久元・山田有榮に書を復す、

85の2 御札令披見候、仍從鹿兒嶋御注進候哉、然者 薩州様日

州筋御下向候て、鹿兒嶋へ一夜御逗留被遊、出水表へ紫

尾山を御越、獅子嶋迄御渡、有馬之様子次第御渡海も候

はん哉、左候へハ御陸衆御留之通承届候間、一人も被参

間數由申渡候、伊地知左右衛門尉殿・長谷場兵右衛門尉

殿ニ可被参之由、則申渡候、兵右衛門尉殿者龜之川より

未此地へ不被参候、参着次第可申渡候、福崎新兵衛殿へ

為使村田郷左殿へ付申候、無順風候て延引之處、可被参

由被仰越候、使之首尾被申候はん間、必々如此方御遣候

而可然候、御侘被申候共、其御心得可被遊候、無其儀候  
 へ者、爰元之衆各々申分出来可申候、次ニ者北郷佐渡守(久加)  
 殿一昨日此地越着候、富岡之御使相濟申候、右之様子村  
 田郷左衛門殿にて申上候間、追々可相達候、御状被下候、  
 遣候ハニ参書、其御心得候て同前可被遊候、石州者未  
 越着候、今明日風止候者可為越着候、今井市兵殿為使差  
 上申候、然共順風惡候哉、未被帰候、彼人之事是非共早  
 々使之首尾ニ候間、御帰候て可被下候、若直ニ御侘共ニ  
 て被召置候へ者、爰元之衆氣任可被申事案中候、為御存  
 申上候、兼又此地之人衆百石ニ三人半或者三人、或ハ四  
 人之御賦ニて候、餘者可被返由、山城新介を以被仰越候  
 間、村郷左衛門殿へ打合談合候て被罷帰候、郷左衛門尉  
 殿も其儀ニ而、色々可申上事多故、為使出船不被申、風  
 惡候而延引申候、大形從爰元千四五十可帰欵、御船共如  
 出水数参候間乗せ申度候へ共、龜之河へくりこしのため  
 船ハ参候間難成由候、左候て從彼地直ニ出水へ為御迎舟  
 可参由候間、人衆婦分ノ此節者不罷成候、乍去七八端帆  
 二艘在之由候条、外城之衆ニ□程相中より以賦乗可申談

合候、少とても不入人衆逗留候へ者御米入可申候間、左  
 様之所差過候へ共、如此談合申候、右之船共いたつらニ  
 如出水参候事咲止存候、何共舟之様子御下知候て、可帰  
 衆者、早々不被仰付候ハ、御米差廻候て被成にて候ハニ  
 欵、存寄候通令申候、恐惶、  
(喜入)

二月三日

忠政  
(島津)  
 久賀

山田民部少輔様  
(有榮)  
(島津久元)

下野守様御報

85の3 御船奉行土持平右衛門綱辰長島ヨリ上津浦ニ到着セリ、

86 「北郷久加世別記上文在二日」

同月三日、上津浦へ致帰陳矣、  
下文在  
 九日、

87 (本文書ハ八八号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

88 『正文在島津圖書久見』

尚々、阿久根へ可被成御一宿候處、地頭・噯衆其地

へ被居候而何篇可為不自由候条、四郎左衛門殿可被

罷帰候哉、噯衆可被戻候哉、被成御談合可被仰渡候、

將又出水表迄御泊・ひる御休憩、別紙ニ遣申候、已

上、

去晦日之御状、夕令披見候、

一黄門様御氣色、此三日者御輕御座候、今朝も御同前候、

先以目出度奉存候、

一薩州様御着船之御到来、今朝迄者無御座候、此中之大

雨故、海陸共ニ少者可為御延引かと存候、御迎之衆者

追々申付差越申候、

一軍衆為祈念大ふう六十六本之御神舞被仰付候、御礼之

通具申上候、

一軍衆兵糧續かね可申由申越候處、式千余可被召戻由被

成御談合、天草へも被仰越之段承届候、

一天草之御番手、最前從伊豆守殿(松平信綱)・左門殿者五六千可差

渡旨被仰出候、又從江戸者二三千可被遣由候間、畢竟

其元御談合次第と申候處、江戸御奉行衆之御下知にて

候哉、左様候者松伊豆守殿・戸左門殿へ被得御意可被

相定由御尤候、併兵少老御供ニ而下向候条、談合申候

て重而可申越候、就其天草へ被居候衆、蕨藉なきやう

に其許より慥可被仰遣事肝要候、

一富岡之物音、何とそなされ、具被聞召通候て、御注進

御申尤候、如仰委儀者知申間敷と存候へ共、可被入御

念候、

一軍衆高百石ニ付三人軍役、其外高之多少ニより賦之様

子御書付被遣候、爰許賦衆へ見せ申候へハ、一段尤候

御談合之由被申被遣候書立を以、今度御供衆之賦も仕

由被申候、

一越中守殿去十六日、鍋嶋殿廿九日、飛驒守殿・玄番頭

殿先晦日迄無御着由、則達上聞候、

一今日從山川申来候琉球舟、米式百六十石・上布・焼酎

など積申上り候由候間、則如出水乗廻、岩切六右衛門

殿へ合點申候へと申越候、猶爰許之様子追々可申越候、

恐々謹言、

『寛永十五年』

三原左衛門佐

二月三日

重庸 (花押)

川上左近将監

久國 (花押)

山田氏部少輔様  
(有榮)  
(島津久元)

下野守様

御報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二二四号文書ト同一文書ナルベシ)

89 【正文在文庫】

尊書忝致拜見候、此間者一入御氣色悪敷被成御座候由、如何無御心許奉存候、不及申上候得共、御養生専一存候、隨而當地之様子、(島津久元)下野介殿より委細可被申上候間、不能具候、恐々謹言、

『寛永十五年』

石谷十蔵

二月三日

(貞徳)  
忠成 (花押)

(島津家久)  
松平大隅守様

尊報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一二二五号文書ト同一文書ナルベシ)

90

去晦日并朔日之御状相届候、

一 黄門様御氣色、此三日者少御輕御座候、先以目出度奉存候事、

一 薩州様御着船之御到来、今朝迄ハ無御座候、此中之大雨ニ海陸共ニ少ハ御延引可被成軟与存候、御左右候者早々可申通事、

一 出水表へ御越之道筋、大方双方用意候て、御意次第可相定候、爰元出合申候ハ、祁答院筋者路次近く候へ共、御泊・昼御休所之御宿御座有間敷候、多分川内筋たるへくかと申候、とかく上意次第にて候条、道橋の普請等被仰付尤候、出水并米之津へも御宿之掃除等可被仰付候、若瀬之浦へ可有御越候も未定候条、内々出水衆へ御相談尤候事、

一 野州老・民少老より之書状相届申候、又此文箱有馬へ可被遣候事、

一 琉球より米式百六十表・焼酎・上布積候船、山川着津之由、今朝申来候間、早々如其元可被廻旨申渡候間、六右衛門殿へ此旨可被仰事、

91

(本文書ハ八八号文書ト同一文書ニツキ省略ス、但シ「尚々書」ナシ)

一 楯之板最前三百八十枚、晦日ニ式百枚相調、出船被仰

付候哉、御肝煎之段專要ニ存候事、

一 軍衆飯米之儀何とそ相續候様ニ、川彦左殿・岩六右殿

へ御談合有へく候、今度御供之衆も多分壹万四五千も

可有之欵、ケ様ニ候ハ、諸□之仕上せ之米□先被召留、

後日以代祈可有御算用かと、爰元御使衆被仰候、其表

□被成御談合重而様子可承事、

一 薩州様御臺所之御調方、不如意無御座様ニ六右衛門殿

へ可被仰渡候、猶御着船之到来候ハ、追々可申入候、

恐々謹言、

二月三日

(三原) 重庸

(川上) 久國

米津ニテ(宗友)

市来八左衛門尉殿

御宿所

四日戊戌

92 寛明日記云、四日、伊豆守下知トシテ、自正月中頃城内

(松平信綱)

へ射入矢文事度々也、是求回忠為分城内ノ謀也、然トモ

一揆徒黨且テ不從、今日天草四郎カ妹ヲ城内へ被遣

此ハ去頃母共、其赴ハ宗門ニテ無之者ハ可助、縦令ヒ宗門

ニ被捕妹也、タリトモ降参ニ罷出候者ハ、如前々田島作等可申付ノ由

也、然ニ四郎返答ニ、宗門ニテ無之者ハ一人モ無之、宗

門程ノ者ハ死而昇天ト觀念仕上ハ、降参思寄不申候ト、

此外様々ノ儀トモ申テ、少モ隨者一人モナシ、

93の1 平塞録云、四日、上使衆ノ營ニテ諸大名中へ申渡ノ儀有

(松平信綱)

リ、傳曰、伊豆殿諸大名中へ被申聞候ハ、最早數日ノ籠

城ユヘ城ノ様子モ弱リ候様ニ見及候、然ル上ハ一揆不圖

諸手へ突テ出ルカ、又ハ夜軍ナト仕掛ケ可申候、其用心

ニ相柵ヲ二重ニシテ堀ヲ深ク拵、柵ノ中ニハ常々用心ノ

鉄炮ヲ構へ、小屋ニ居候者、外張ニ相詰候者、昼夜ヨク

く心ヲ附、若一揆出申候様子ナラハ、相圖ノ貝ヲ吹可

申候、其節小屋ニ居申候者、先主人へ知セ、六具急ニ着

用仕、火ノ用心ヲ專申付、隨分靜ニ受取ノ所へ揃へ、皆

共ヨリノ差圖ヲ相待ヘク候、玉藥彌以常ニ舟中ニ置キ、少々所用ノ分ヲ見積、足輕ニ持セ置候様ニ可致、若城ヨリ突テ出候トモ、拙者ナト下知無之以前ハ、一人モ堅ク柵ノ外ニ出候儀禁止ナリ、敵ヨリ火矢ヲ射掛候儀モ可有之候、小屋又ハ栖樓ノ辺ニハ常々水ノ手ノ用心可致旨、委細被申聞ケル、寺澤殿・松倉殿ヘハ、島原・天草両郡モ所ニ成リ耕作ノ者無之候ニ付、右両郡ノ百姓何程邪宗門ニ成リ、何程相残り居申ト、委細ニ書附ヲ可差出、残り候百姓中ニ申渡、耕作ニ取續候様ニ可被仰付候ト被申ケル、其節松倉長門守殿書附ヲ以、家老岡本新兵衛・多賀主水ヘ被相渡、

二月四日被 仰渡候覺

一柵二重并堀之事柵の間九間之事  
堀口九尺之事

一鉄炮仕掛ケ置事 一小屋ニ居申候者ニ申付様之事

一貝之事 一城より出たり共柵より外ニ出る間敷事

一火矢之事 一高来天草作仕付様之事

以上

94 天草説書云、正月申比より、伊豆守城中ヘ火矢射させ候事毎度也、又双方より出合ひ、文箱の取替し有之しか、

子細しれ不申候、其後宇土にて擲取候四郎か母妹などを呼寄せ、二月四日妹を城中ヘ遣され、宗門にて無之者ハ出し候へ、一命御助け候て前の如く作等可被仰付候、たとひ宗門たりといふとも、何時にても罷出候ハ、命の義ハ御助け可被成由、両度出入有之、相謀られ候へ共、四郎返事ニ、宗門にて無之者老人も無御座候、宗門の者ハ死して昇天と観念仕る上ハ降参おもひもよらず候、我々宗旨の義ハ、同宗ニ不成候ヘハ御合点不参候条、先ツ伊豆守殿切支丹に御成候て可然よし、様々の義共申候て一圓降参不仕候、従者老人もなし、妹返し候時、新敷饅頭を持出候へ共、誰人も遠慮にて喰申者無御座候、如此城中にて拵申候哉と沙汰仕候、其後ハ妹ハ肥後ヘ歸し申候、

95 此夜亥の刻、島津久元等島原よりの書簡上津浦に達す、

平田民部少輔宗直及び出水・阿久根の衆を島原に徴しよせらる、且計議して千五百を班らしむ、先四百人に命し

て発足せしむ、

96 此日、川上久国鹿兒島より久賀・忠政・久加・重國(喜入)に書(北郷)、  
を復せり、事は六日の下に見へたり、  
(入米院)

98

右、下人九人 日数右同『下文切テナシ』

尚々、天草へ兵糧くり渡之儀、舟不足にて不調由候、  
題薩州様御渡海ニ而候ハ、船路入可申之間、

其元之舟御座候へかすと、出水・天草より申来候、

又平田民部少殿其元へ渡海、氣任之儀ニ候、第一

御事關之由、天草より被申候、又山田民部少殿天草

へ御越候て、彼地之御談合候て能候へんと出合申候、

以上、

態用使札候、

一 下野守・山田民部少を始、何れも長々致在陣、太儀ニ  
(島津久元)

思召候由、東郷肥前守を以被 仰出候、巨細者口上ニ

申達候事、

一 其元之様子委被 聞召上度由、被成 御意候間、いか

にも細ニ御見及、又者御知人衆へも被成御尋可被仰上

候事、

一 黄門様御氣色茂無替儀候、昨日より之御せき 御食

も参かね候て、何共笑止ニ存候、 薩翁様 此方

97 『蒲生土有馬氏藏、上文キレナシ』

人式人 日数右同

一 赤米九斗五舂者

右者、人躰拾人寅ノ正月拾五日ニ蒲生ヲ打立、同十六

日ニ出水ニ参着申候処ニ、沓岐主水佐殿兵具奉行とシ

テ嶋原へ被為立候、就其市来八左衛門尉殿下知ニて嶋

原へ被遣候条、正月廿一日ニ御兵具船ニ乘被申候而、

同廿二日ニ嶋原へ着船仕候而、主水佐殿より野州老へ

被仰入、日数八日相詰申候、然処ニ諸所人数も少し被

召戻ニ付御暇被下、同二月四日ニかまふニ罷戻候、日

数十九日之飯米とシテ、出水六月田御藏より請取申候、

外一日除、

一 赤米八斗五舂五合



之御下向之由被 聞召上、殊外御満足かり被成候而、

99 覚

三日者御氣色茂御能候つる処、ちと風を御ひき被成候  
と、醫者來被申候事、

一 鬼塚源太左衛門尉殿、昨日廿八日上津浦へ越着候、仰  
之通承達候事、

一 薩州様御船茂去朔日迄者細嶋へ御入津無之由、(仁礼顯景)

右、承達候事、

殿より申來候、 黄門様も殊外御待久敷 思召之由被  
成 御意候事、

一 以条書得御意候趣、御返事之様子被遊付、披見申候事、  
右、承置候事、

一 薩州様御陳屋ニ可入道具被仰越候、大かた何れも申付  
候、疊長崎へ被仰越候哉、左候ハ、 も此方へ者無

一 黄門様御氣色、弥御快氣候之覽、御左右承度奉存候事、  
右、御氣色無替儀候、昨日より御いきをつよく御ひ

へ申付候、先獅子嶋へ御渡海候て、松平伊豆守殿へ   
(官綱)

き被成御難儀由、納戸衆被申候事、  
一 薩州様御下向之由承及、目出度奉存候事、

〔御参陳之儀、可被成御尋由被 仰下候、先日從  
薩州様伊豆守殿へ参候御状之御返事、何とそ御取候而

右、御同前ニ目出度存候、去朔日迄者細嶋へ未御着  
船不被成由、仁禮藏人殿より申來候事、

御上候へ、定而御参陳之儀可被成御尋かと存候、恐惶  
謹言、

一 前々如申上、無談合有馬へ渡海之衆有之事候、平田民  
(宗)  
部少輔殿も渡之由傳承候、題目之役人にて如此之事、

二月四日 此使鎌田平右衛門殿 (三原)  
(川上) 重庸  
久國

笑止候、有馬へも此由申入候事、

(島津久元)  
野州様

右、有馬へ被仰越候ハ、定可被召婦と存候、題目御  
船可為事關儀、笑止ニ存候事、

(有榮)  
山田民部少様参人々

一 御袖判之御条書、有馬被差越候、書うつし御覽進入申

候事、

右、委見届申候事、

一天草御番手之衆も分量定候ハ、餘者可為帰陳候欵、

有馬へ其通申入候、御返事未無之候事、

薩州様大勢被召列可為御出張由被仰下候間、人数帰

陳之儀、今少可有御待候、

一兵糧米此地へ少々七百石参候、其舟未此津へ不参、事

闕候ニ付、出水江茂追々可被渡由申遣候事、

右、米之津へ物奉行衆へ可被仰遣候事、

二月四日

(三原直備)  
三左衛門佐

(川上久國)  
川将監

(島津久實)  
豊後守殿

(忠政)  
喜入撰津守殿

100

猶々、北郷式部太輔殿御供ニて候間、為御存候、

御状令披見候、薩州様御出陣ニ付、御宿之儀其外条々

被仰越候、致談合、条書ニ御返事書付申候、巨細御使口

上ニも申達候□可被聞召達候、折角取籠候間、御報大方

候、恐惶、

二月四日

(有榮)  
山田民部少様

101

寛

一薩州様此地へ於御越者、道筋并御出船之湊承度候事、

右者、御下向被成、以御意可相定候間、御通道二筋

共道作・御宿誘等申付候事、

一出水江被成 御一宿、米津より可為御出船候哉、又米

津へ可被成 御宿候哉事、

右、民部少殿御校量次第御誘可有候事、

一獅子嶋御飯屋、近年修理普請不仕候間、普請相調まし

く候事、

獅子嶋へ必可被成御渡海之間、普請被仰付候様ニと、

(宗友)  
市来八左衛門殿へ申越候、御方よりも被仰付可為肝

要候、

一獅子嶋御飯屋へ御座之間、家一ツ疊三十帖、御物置ノ

家一ツ分疊廿帖入申事、

右、爰許より疊表とさし手列越可申事、

一 米津御寢所へ疊十二帖入申候、但両所之疊ノ表、備後

ニても琉球表ニても可為御校量次第事、

右、同前ニ申渡候事、

□□元へ表へりさし糸、物奉行へ被仰渡可給事、

右、申渡候、

一 御寢疊二枚之事、但表へり絹、

右、申渡候、

二月四日

(三原重庸)  
三左衛門尉

(川上久國)  
川將監

山田民部少殿

参

猶々、阿久根へ可被成御一宿候処、地頭・噯衆其地

へ被居候而、何篇可為不自由候条、四郎左衛門尉殿

可被罷帰候間、噯衆可被戻候哉、被成御談合可被仰

渡候、将又出水表迄□□昼御休賦、別紙ニ遣申候、

一 書令啓入候、然者此比者可為御着船と存候、併此中大

雨故無心元奉存候、御左右為可承彼飛脚申付候、将又

黃門様御氣色昨夜者御せき出候て、御脉もちとはやく御

座候得共、今朝之御脉者少和申、御氣色も御輕様被成御

座候、雖然御食参兼、御衰者日増中心遣奉存候、猶追々

御吉左右可申上候、恐惶、

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

二月四日

伊勢兵部少様

参人々御中

尚々、有馬表之儀者、朔日迄者替儀無御座候、肥後・

肥前衆之仕寄、屏際より五間十間ほとツ、取寄候由

申来候、城攻之沙汰者とかく無御座候、以上、

一 昨日之御状相届候、御着船之御左右朔之申之刻迄者無

御座候哉、承届候、其後之御左右候者、早々可有御注進

候、将又此文箱從其許細嶋へ早々可被遣候、恐々、

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

二月四日

仁禮藏人殿

御宿所

104 急度申越候、薩州様御出陳ニ付、其表可有御通候間、

道橋普請之儀、無油断可被申付候、近日中可為御返候間、早々可被相調候、恐々謹言、

二月四日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

普請方 吉野 吉田 蒲生 いむた 久留木

宮城 しひ 出水

普請方 よこ井 伊集院 市来 くしきの 隈之城

水引 高城 あくね 高尾の 出水

105 態申越候、薩州様御出陳ニ付而、其表御通之儀も可有

之候、左候者其元ニ而御昼休可有御座候間、御宿ニ可罷

成所可被誘置候、其表共川内筋共未相究候得共、為用心

如此候、恐々謹言、

二月四日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

蒲生 噯衆

まいる

106 從 黃門様 薩州様へ御書被遣候間持せ申候、可然様可

被成御披露候、將又今日者御氣色御輕御座候而、御膳も能被召上候而、目出度奉存候、薩州様御下向、殊之外

被成御満足、御氣色少御輕御座候、萬事御着越被成御待候、恐惶、

二月四日

(川上) 久國  
(三原) 重庸

伊兵部少様

(伊勢貞昌) 参人々御中

107 猶々、鎌田平右衛門尉有馬へ為御使被遣候、舟之儀

可被仰付候、

急度申候、

一 薩州様御着船之御到来、今朝迄ハ無御座候、定而今明

日ニ者爰元江可被成御着候条、其表之儀無御油断諸事

可被仰付候事、

一 先獅子嶋へ可被成御渡由、從大坂被仰下候、内々可有

其御心得候、出水ニてハ米之津へ可被成御着候哉、出

水へ可被成御着候哉、上意次第ニ候、乍去いつ方御

勝手能候へん、左様之御談合候而承候者、其通申上御意次第ニ可仕候事、

一紫尾山越ハ御勝手茂路次も悪敷候条、川内筋被成御越可然候へんかと可申上覚悟候、とかく道橋之儀者伺御意、重而御注進可申候事、

一従琉球船三艘山川来着候由、昨日相聞得候条、如其地直乘廻候得と申渡候、三艘之内に南はん人の道具乗申候間、此道具者有馬へ早々可被遣候、右之上乗寺師与左衛門尉申付候事、

一薩州様御供衆上下老萬計も可有之候哉、其外外城衆追々ニ可被参候条、殊外之多人数たるへく候、兵糧何と可相續候哉、心遣候事、

一爰許出合申候ハ、兵糧續不申候者可被成様無之候条、南方・市来・川内・祁答院・菱刈・出水表之給人、又分限之衆之米を御取候而、先兵糧を御續被成、重而代銀ハ高直成ニ可被遣哉と各被申候、此儀者未定候、其元ニ而も御談合候而、如何様ニ被成可然候へん哉、重而可承候事、

一軍衆先日之如賦皆々可被罷立之由、以廻文申渡候間、

追々ニ其地へ可被参候、然者大坂より被仰下候ハ、松

平伊豆守殿(信濃)へ被成御尋、依御返事有馬へ可有御渡海之

由申候、若有馬へ御渡海不被成候ハ、餘多人数ハ入

間敷候、又有馬へ御渡海被成候者、責而三萬計ハ不被

召列候而者、今成合申間敷候、鍋嶋殿ハ四万余、肥後

守殿者式萬五千にて候、御當家者御分限も右之衆より

ハ多御座候処ニ、無人にてハ天下之聞得も□ろし、何

共一着之儀未相定候間、爰元人数賦之儀も難定候、猶

追々可申入候、恐々、

(三原)

重庸

(川上)

久國

二月四日

市来(宗左)左衛門尉殿

御宿所

108 加世田内記を以被遣候御状御条書之趣、何茂得其意候、

薩州様被成御下向、大勢召列可為御出張由被 仰下候、

左様ニ候者何事茂可相替候、若又伊豆守殿より御参陳被

成間敷由被仰候者、番手計被召置過□可為帰陳候条、

先之可被聞召合候、折角取込□御報大方ニ候、條書ニ返事申候間可相達候、恐惶謹言、

猶之、佐渡守殿・石見守殿へも御心得可被成候、将

又村田郷左衛門尉殿・猪俣為右衛門尉殿事、筆者衆被召列、早之米之津へ被参候様ニ可被仰付候、以上、

二月四日 鎌田平右衛門尉殿  
有馬へ御使之時 (川上) 重庸 (三原) 久國

天草 (忠政) 喜入撰津守様

(島津久實) 豊後守様 御報

109 急度申候、次飛脚之付状、物奉行衆用所之刻者、彼衆より此節者付状可被遣候間、無吴儀可被次渡候、聊緩有ましく者也、

二月四日

(三原重庸) 左衛門佐 (川上久國) 左将監

高岡筋状一ツ  
鹿兒嶋 吉野 脇本 帖佐 加治木 瀆之市  
國府 清水 曾於郡 大窪 花堂 高原  
野尻 紙屋 高岡

かせた筋同一ツ  
同 谷山ノ山田 同中村 伊作 田布施 阿多

加世田  
出水筋同一ツ  
同 伊集院 市来 串木野 隈之城 水引

高城 野田 高尾野 いっ□ (み)

同 吉野 宮之浦 吉田 蒲生 いむた  
同 答院筋一ツ  
久呂木 (黒木) 宮之城 紫尾

110 去廿九日之御状、委細得其意候、其元御番□迄にて、御人数被召帰候へ、御病躰ニ候間御帰宅有ましき由、御尤存候、乍去 薩劔様急度被成御下向可被聞召合候、取籠之儘御報大形ニ候、恐惶、

二月四日

(三原) 重庸 (川上) 久國

喜入撰津守様 (忠政) 御報 鎌田平右衛門尉殿被持越候

111 一書令啓候、  
一自琉球山川へ舟三艘来着申候、米・焼酎・尺筵・荷筵の類積候由申候間、如米津乘廻候様ニ申渡候、上乘寺

師次郎左衛門尉申付候事、

一去夏自琉球參候南蛮人長崎へ被遣候、其荷物琉球へ埋置候由白状申付、掘出可被上由、相良權兵衛尉殿江被仰越候、今度參候舟ニ少々被積上候条、右之船ニ而

其元へ遣申候、長崎御奉行衆可然様ニ可有御披露候、

一如御存知、琉球へ度々南蛮人參申候、琉球□人々刀なと持不申、女同前のもにて候間、□色々狼藉仕候間、自然以來南蛮人參候者何様申付可然候哉、長崎御奉行衆へ御尋御申候而可然候はんかと存候、伊豆守殿被聞召候得者、一段の儀候、

一相良權兵衛尉殿より參候書状ニツ持せ申候、御覽被届銀子之儀被成御談合尤存候、此元へハ當時銀子無御座候、長崎表江借銀可被成候哉、別ニ御才覚無之候、但をそなハリ候へハ不成候、

一薩州様御下向ニ付、人数可成程御供可申付由、自江戸被仰下候、最前如御賦早々可被罷立候由申渡候而、はや少々出水へも被参たる通承候、然處御着遅候而徒ニ兵糧可費事、咲止ニ存候、

一從大坂兵少老之書状ニ候、急々有馬へ可被成御渡様子

ニ無之、若又急ニ有馬へ御渡候者無人ニ而ハ成合申ましく候、一着之儀相定不申故、此元賦等仕にくき様子ニ候、

一此元無人ニ候而、若輩衆を賦申候、於御出陳□御先へ被參候衆之内を賦替可申談合ニ候、

一出水表へ御越之道筋も、上意可為次第候、雖然先為用心、川内筋・祇答院筋を道橋之儀申付候、祇答院筋御通候ハ、圖書頭殿御宿へ可被成御一宿候哉、別ニハ可被成御宿所無御座候、圖書頭殿御留守之儀候条、如何可有御座候哉と出合申候、

一以条書被仰越候、御用之儀共物奉行衆へ申渡、相調申候、尚追而可申入候、恐惶、

二月四日

山田民部少様 有榮 鎌田平右衛門殿使

島津久元 野州様

参人々御中

五日己亥

112 平塞録云、五日、(細川忠利)妙解公上使ノ營ニテ軍議有リ、傳云、

今日上使ノ小屋ニ御出有テ相談有ケルハ、昨日モ被仰聞候内ニ、一揆夜中ニ突出候節、諸手貝ヲ吹キ申候様ニト

ノ段奉承知候、然ル處拙者存寄候ハ、右一揆不申候トモ、

惣軍中ニ徒者有之候テ、夜中ニ竹ノ筒ニテモ吹申候ハ、

惣軍夜討出タリト大騒動(マヤ)ニ相成候、所詮釣鐘ヲ大栖樓へ

掛置候テ、萬一ノ節突鳴シ申候ハ、則惣軍中ニモヨク

響可申ト被仰ケル、伊豆殿被仰ケルニハ、成程御尤

至極仕候、乍然右ノ撞鐘諸陣急ニ用意難致候、兎角ニ萬

事早埒ニ仕候事ト承及候、鐘ヲ運候テハ中々急ニ一兩日

ニハ難調候ハンカト申サレケル、其時妙解公被仰候ハ、

此儀宜思召サレ、鐘取候儀而已御不同心ナラハ、幸拙者

國本ヨリ大分鐘ヲ致用意、陣中ニ集置申候、若諸大將ノ

陣ニ無御座候ハ、拙者本陣ニ申参リ次第ニ可相渡由仰

ラレケル、伊豆守殿大ニ御悦ニテ、早速諸手へ釣鐘用意

有ヤ否ノ儀可申出候由ナリ、諸大名中モ鐘ノ儀ハ陣中ニ

無之由申出ケレハ、伊豆守殿差圖ニテ、諸手ノ家老中ヨ

リ(松井與長)長岡佐渡・有吉頼母方エ釣鐘ヲ借用ス、持運ノ人數冊

中往来シ、陣々ニ持帰ケル、黒田殿ニモ釣鐘ノ用意無ク、

彼手ノ檢使林丹波守殿ヨリ佐渡守方へ來ル紙面アリ、

七日ノ下  
ニ載ス

113の1 賦方村田郷左衛門經乘及び福崎新兵衛等、軍衆減少の事

に付、上津浦より島原に使にゆく、朔日より順風なく、

此日渡海せり、

113の2 去三日之御状、夜前四ツ時ニ令拜見候、

一出水之衆中此方へ被居候分、不殘御方へ可被参之由、

得其意候、未龜之河へ逗留候、如爰元くり渡にて可被

参候、是も船無之候間、此地迄ハ陸を皆之被越、荷物

計船にて可為越候、御方可被参船ハ無之候、三百人之

儀候間難成候、從其地迎船御遣待入申候、

一仁礼左近將殿此方へハ不被居候、龜之川へも不被居由

取沙汰候、然時ハ御方へ可被居欵と存候間、其元能之

御尋候て可目出候、

一阿久根衆中少之被居由候、龜之川へ申遣候、如爰元被



參候者差渡可申候、是も船無之候、

一平田民部少輔殿御方へ被參候へと申渡候、爰元之儀者

土持平左衛門尉殿為船奉行被參候間、談合被申置候へと申渡候、

一かうつらハ片瀆ニ而船かゝり候事難成由被仰候、乍去

過分之人數被居候間、舟も大形御座候はんハ、鳴之儀候間自用難成候、近邊ニつなき所御座候、為御存候、

一山城新介殿を以被仰越候、人數賦之事弥得其意申候て

被婦人衆賦申候、從此方千五百人欵帰申候、其内四百人餘三日以來帰申候、今千百計殘申候、此衆徒ニ御兵

糧入申候間、御方へ有之船之内、大船十艘程御遣候ハ、

則長嶋迄送付申□者如御方差越可申候、又此外ニ右ニ

承出水衆・阿久根衆などの乗船も御遣候ハ、則渡可申候、爰元へ者舟大小少分候間、龜之川之衆を荷物計

被積、人衆者陸を被參候へ共、今二三度くり候はんハ

濟ましき由申候、五里程有之所ニ而候へ共、風惡候故、

はや五日徒ニ被罷居候、如此候間弥米入申候、乍不申

其元之御船早々被遣、人數御帰候てハ如何、平田民部

少殿可被參候間可被申達候、乍去此由早々申上候へと被申候間如此候、御急御尤候、

一関船荷かた、出水へ薩州様御供立として過分ニ參候、此分ハ此方へハ參間敷候、恐惶、

二月五日

(北郷) 久加

(喜入) 忠政

(島津) 久賀

山田民部少輔様

(島津) 久元  
下野守様參人々

113の3

一書申入候、仍かう祢と申所にて牛を切候者一人成敗申候、其事森元宗節家ニ傳タル説アルトゾ、追テ訪ノスヘシ

候、其由前方申入候彼村之役人陰山二右衛門と申人へ頭

を渡可有由談合申候へ共、彼仁如有馬兵庫頭殿御用ニ付而被參候故、所ノ庄屋へ被届置候間、其元ニ而兵庫頭殿役人へ被仰候者能候はん欵、為御存申入候、恐惶、

(北郷) 久加

(喜入) 忠政

(島津) 久賀

二月五日

山田民部少様(有卷)

下野守様(島津久元)

参

114の1

先是左近允蘇右衛門直純・竹内備前守實(有)等をして崎之津に舟番たらしむ、北郷久加・入来院重國檄を飛し、番を罷やて上津浦に至れと申渡されしに來らず、此日久賀・忠政また檄して、上津浦に召より、且隣近にある二島を狩らしむ、

114の2

一書申入候、仍其元さしの津舟番之儀不入候間、如此方之可被帰由、かう祢より佐州老・石州老より以一書被仰越候由承候、定而可相届候、乍去無心元之間、又々申候、左候ハ、さしの津ノ近所ニ二嶋有之候間可被狩由、先日申達候、如其談合候て早々御越まち入候、恐々、

二月五日

忠政(喜入)  
久賀(島津)

左近允蘇右衛門尉殿(直純)

竹内備前守殿

参

115の1

此日、久賀等甲禰の四將に檄して、兵を上津浦に徴す、

115の2

敷根但馬守殿・伊勢弥市殿を以御返事通承届候、早々皆々可被越様ニ可被仰渡候、今一二度もくり渡すべく候由承候、荷物者舟にて人数者かちを被越尤候、荷物之外ニ陳屋道具被乗せ候故、舟以外ニ入申候、爰元へ陳や之道具多く候間、舟ニ不被乗様ニ可被仰付候、能々御心得第一候、人数不被渡済間ハ、御四人之内下総守殿・若狭守殿御残候て尤存候、次者長谷場兵右衛門殿・肥後内蔵助殿ハ山狩奉行にて候、狩之始末承達、有馬へ可申達候間、早々如此方之被仰越候様ニ可被仰渡候、兵右衛門殿有馬へ参候事候者、此方之御用相達、可為其後候、早々兩人共ニまち入候、恐惶、

二月五日

久加(北郷)  
忠政(喜入)  
久賀(島津)

敷根筑前守殿(島津久願)

肝付三郎四郎殿(兼屋)

東郷若狹守殿

吉利(忠張)下総守殿

参

116の1

富岡城の警固、伊東大和守祐久より上津浦の薩將三人へ書をもて音問せらるる故、此日久賀等の三將より飢肥侯の家老渡邊半右衛門覺まで書を復し、これを謝す、

116の2

猶々、佐渡守申上候、先日者為使参候処、御懇意之段、忝奉存候、

従大和守様御飛札忝令拜見候、如貴意上津浦御番所大隅守へ被仰付候故、我々罷越事候、爰迄御音問之段、忝存事候、程近所候間、節々可奉得尊意候、替儀共於有之者、早々可被仰聞候、此等之旨御披露所仰候、恐々、

二月五日

(北郷) 久加  
(喜入) 忠政  
(島津) 久賀

渡邊(寛)半右衛門尉殿

116の3

かうつら軍衆兵糧積船六艘、柳之瀬戸へつなき置候、從何方仰候共、此方へ申来下知上を以可申付候、無其儀内者何方へもこくましき者也、

二月五日

(入来院重國) 入石見守  
(北郷久加) 北佐渡守  
(喜入忠政) 喜撰津守  
(島津久賀) 豊後守

米舟  
上乘衆中

117の1

此日酉の刻、川上久國の書簡到来して曰、世子直に島原に御着陣あるべきとの御左右なれば、軍衆を歸す事一人も成らずと仰遣されたり、正月廿九日戌の刻仕出之書簡ならん

117の2

只今酉ノ刻、從川上将監殿書状到来候、御方へも書状参候間、則以早船進覽申候、兼又薩州様直ニ其地へ御渡候間、軍衆ハ一人も不帰やうニと被仰越候間、其分ニ心得申候、次ニ者此方へ米舟十二端帆一艘参候間、如御方可参由申付候、此方へも軍衆多人數兵糧無之候間、舟残

置申候、恐惶、

二月五日

(北郷) 久加

(喜入) 忠政  
(島津) 久賀

山田民部少様  
(有卷)  
(島津久元)

下野守様

参人々

118 「加世田土小川日記」

一五日ニ、仁禮佐渡守殿着船候、去廿日御祭礼之御はなから、其外皆くノ宿元より音物相届候、

諸外城不残

廻文八ツ

二月五日

(三原重庸) 左衛門佐  
(川上久國) 左将監

119 從 黃門様 薩劔様江御書被遣候間、此御道具衆兩人江

持せ申候、可然様ニ可被成御披露候、将又有馬より

薩州様御出陳御無用之由、伊豆守殿被仰候之 [ ] 申来

候条、今朝以次飛脚有馬よりの書状もたせ申候、定早々

可相届と存候、恐惶、

二月五日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

(伊勢貞昌) 伊兵少様

人々

御道具衆兩人

120 去四日、從有馬之書状今朝到来候、薩劔様有馬へ御越

之儀ハ可為御無用由、上使様被仰之由候、其元人衆可

被打立儀、重而一左右可申間者可被聞召合候、節々相替

儀者江戸より被仰下と、有馬江御座候 上使之御談合相

違候而如此候、恐々謹言、

121 急度申候、御用之儀候間可有参上之由 [ ]、昨日物奉行

より被申越候処ニ、于今無参着候、御急用之儀候間、必

々今晚参着候而、渋谷与左衛門尉殿并物奉行衆へ可被逢

候、聊延引有間敷候、恐々謹言、

二月五日

次飛脚  
(三原) 重庸  
(川上) 久國

江田市右衛門尉殿御宿所

〔二カ〕書令啓候、仍薩州様有馬へ御越可為御無用之由、伊豆守殿より下野守へ為被仰之由、書状参候条、黄門様

へ懸御目候、御意被成候へ、有馬江薩州様不被成御越候者、日州筋之路次被成御急、夜かけなどニ被成御通儀御無用ニ候、いかにもゆるくと御越可然候、此由貴老前より可有御申旨、東郷肥前守を以被仰出候、為御心得候、恐惶謹言、

二月五日

重（庸カ）  
久國（川上）

伊勢貞昌  
伊兵少様

去四月之御状令披見候、

一薩州様御陳場之儀、伊豆守殿へ被成御伺公、御直ニ被

得御意候得者、薩州様有馬江御越之儀へ可為御無用

候、縦御越候共、天草被成御見廻、黄門様御煩を專

ニ被成可然候条、御陳場など可有儀入間敷候間、可有

其心得由堅被仰候哉、又石谷十蔵殿中途迄被成御送被

仰候者、豆州被仰、薩州様其地江御越者御無用

由承候通、以東郷肥前殿入御耳候、右之旨日州兵部少輔殿迄可申越由被仰出候条、御方より之御状持せ申候事、

一大坂より兵部殿書状ニ而被仰越候へ、獅子嶋迄薩州様被成御渡海、豆州殿へ被得御内意可被任御下知旨申来候、被成御下着候者、可相替儀者不存候事、

一御着船之御到来、只今迄ハ無御座候、昨今ハ天氣能候条、定而可為御着候、御左右御座候者、則御注進可申入候事、

一黄門様御氣色、今朝者一段御輕候、御食さなど多

被召上之由納戸衆被申候、御脉も御醫者衆被申候、

昨日瑞仙ニ御脉被仰付候、瑞仙申も、御脉と御病

症と御相應ニて候、御脉根も能覺申候由被申候、

一段目出度存事候、畢竟薩州様御下向ニ付而、御滿

足ニ思召、御氣色も少御輕被成御座候歎と、珍重ニ奉

存候事、

一上使衆御上洛ニ付而、伊豆守殿御前ニ而、敵城之繪圖仕寄などの様子書申候を被成御覽候哉、□上使一人者

宮木越前守殿、今兩人ハ石川三左衛門尉殿・北郷正右衛門殿たるへきと思召候哉、何そ□替儀候者、追々御注進可有御申候、恐惶謹言、

二月五日

(三原) 重庸

(川七) 久國

(島津久元) 野州様

御報

昨日之御状、今朝相届申候、

一 従有馬之文箱請取申候、野州老伊豆守殿へ参上候而、

薩州様御陣場いつ方へ可然哉と御申候得者、薩州様

有馬へ御渡海之儀御無用之由被仰之由候、其段日州表

へ則申上候、相替儀御座候へ、追而可申越候事、

一 有馬・天草へ當時被罷居候衆并被召戻候衆、書立相届

申候、跡立之衆今一左右次第可被打立由申渡候、此廻

文不参着以前ニ被打立候衆者、定而其元江可被参哉と

存候、節々相替、咲止千萬候事、

一 薩州様於被成御出張者、兵粮續かね可申候間、御供衆

と兵粮之分量相考候て賦可申由相心得候、其段賦衆へ

申渡候事、

一 従琉球米船五艘参候、山川より如其地先三艘廻し候へ

と申渡候、追々従琉球舟可参由聞得申候条、まハし可

申候事、

一 御臺所之諸事、岩六右殿はや被相調候哉、肝要之儀候

事、

一 船手之儀、舟奉行被入情被申付候哉、近比尤候事、

一 薩州様御着船之御到来、只今迄ハ無御座候、御着船之

御左右候者、則可申越候、将又 黄門様御氣色、今朝

ハ一段御輕御座候、御食も此中よりハ少多被召上候、

御脉も十日以来如今朝能事ハ無御座由、醫者衆被申候、

誠々目出度儀不過之候、猶追々御吉左右可申越候、恐

々謹言、

猶々、此文箱有馬へ御届可被成候、

二月五日

(三原) 重庸

(川七) 久國

市来八左衛門尉殿

(宗五) 次飛脚川内筋

去二日之御状、今朝相届致披見候、

一薩州様、去廿三日大坂被成 御出船、日向筋被成御下向、鹿兒嶋へ一夜被成御逗留、紫尾越を出水へ被成御光着、獅子嶋へ御渡海候て、松平伊豆守殿へ被得御内意、有馬ニ可有御渡海之由、市八左殿より被申越候哉、就其獅子嶋之御仮屋柴屋こと〳〵に従民部少殿被仰候哉、御尤ニ存候、紫尾越於被成御通者、宮之城ニ可為御一宿と思召、圖書殿去二日之晩ニ御帰陳之由承届候、祢答院筋を可有 御越哉、可為川内表候哉、 御意次第ニ候、被成御着相定候ハ、早々圖書頭殿へ御注進可申候、

一其地并天草へ有之関船・前之御座船・十五端之関、如米之津之被成御遣候哉、近比御尤之儀候、從江戸御人衆可成程可被成御馳走由被仰下候ニ付、最前如賦之諸外城不殘可被罷立由申渡候処ニ、大坂之書状ニ少相替、先獅子嶋迄可有御越由被仰下候故、諸外城之衆内々用意被申、今一左右次第可被打立由申渡候事、

一薩州様有馬へ 御出陣之儀可為御無用之□、伊豆守殿・

(石谷貞清)  
十藏殿被仰候間、縦天草迄御越候共、多人衆者入間敷候哉、二千計も可被召列哉之由、於 御下着者兵少老

へ御談合可申候、其元へ被參候衆之内七百八十人、天草江被居候衆之内千六百廿四人、今度被召帰之由、別紙ニ而見届申候、過分之軍衆ニ而ハ兵糧續かね可申候、其上加子二千程も可有之由、船奉行被申候哉、弥兵糧され申候条、跡立之衆兵糧之應分量沙汰可申由、相心得申候、其段賦衆へ申渡候事、

一薩州様有馬へ御出陳御無用之由、野州老御一人之御状 慥ニ相届申候、併不圖可有御越哉と思召、御陣屋之用 意折角被仕之旨、於 御下着者、則可達上聞候、御陳屋之上膏者、しゆろ・苦過分ニ其元へ御座候間調可申由、又大工も出水へ從鹿兒嶋參候而罷居候間、可被召寄由肝要候、爰元よりも御陳屋御座之間之分者木作ニて、柴山土佐守持せ候而可罷越談合ニ候、猶重而可申入候、恐惶謹言、

二月五日

(島津久元)  
野州様

山田民部少様  
参御報

126 急度令申候、随而従有馬表去四日之書状、今朝到来仕候、

薩州様有馬江可被成御越儀者可為御無用由、從松平伊豆

守殿(鳥津久元)下野守迄被仰候由申来候、其表人衆打立之儀、於其

地兵少老へ被仰談、其御覚悟尤候、恐々謹言、

二月五日

(三原)重庸

(川上)久國

仁禮藏人殿(頼景)

伊地知四郎兵衛尉殿(重賢)

大野正右衛門尉殿(久武)

伊地知佐渡守殿(重聰)

御宿所

127 一書令啓入候、然者 黃門様御氣色、今朝者一段御輕御

座候、十日計以來ケ様御氣色能儀者無御座候、御食も少

ッ、折々被召上候、御脉茂能候由醫者衆被申候、薩州

様御下向之御到来候てより、御心持茂能被成御座、御氣

色も直為申と目出度奉存候、先々今朝之御氣色為可申上、

以次飛脚申入候、恐惶、

猶々、有馬表之儀無相替儀候、彼方より唯今状参候

間、為御一覽もたせ申候、

二月五日

(三原)重庸

(川上)久國

伊兵部少輔様(伊勢貞昌)

人々御中

128 去四日従有馬之書状、今朝到来候、薩州様有馬へ御越

之儀可為御無用旨、從松平伊豆守殿下野守殿へ被仰之由

候間、其書状写候て為御一覽もたせ申候、將又

黃門様御氣色、今朝者一たん御輕被成御座、御食茂從常

者少多被召上、御脉も十日此方ニ者ケ様能儀者無御座由、

醫者衆被申候、先以目出度存候、此等之趣可然様可有御

披露候、恐々、

二月五日

(川上)久國

(三原)重庸

三原次郎左衛門尉殿

猿渡加左衛門尉殿

御宿所



129 急度申越候、仍從明日爰許御祈念ニテ候間、其地へ被居

候存久坊・本林坊・大鏡坊事、可被致參上通可被仰渡候、  
勿論明日者早々可罷越候、延引あるましく候、恐々、

(川上)

久國

二月五日

(三原)  
重庸

國分噯衆中

御宿所

六日庚子

130の1 寛明日記云、六日、城内ノ徒黨ノ内會津刑部・坂部源八・

山田右衛門佐、此者トモハ有馬左衛門佐方へ内通シ、裏  
切ヲ謀シ者也、然ニ有馬方ヨリノ返簡ノ矢文今日射入、  
他ノ持口へ射入、露顯ニ及、今晚會津・坂部ハ斬罪ニ及  
フ、山田右衛門佐ハ故有由ニテ縛置候ヲ、小笠原右近大  
夫手へ落城ノ時生捕申候、

去頃山田右衛門佐方ヨリ有馬ノ陣へ射遣タル文ニ曰、

130の2 山田右衛門佐、誠恐惶謹言、

請早蒙厚免誅罰四郎時貞已下逆盜致天下之泰平、

右謹考、往古名將之德四海無不賞顯、其忠罰當其罪、若  
其道違、則僅雖建草創遂不得守成諸侯然、況乎於鄉民之  
賤奈奉敵對於天下乎、天責遁何處、愚潛論此理於從兵八  
百餘人、元來此輩者雖為不進之耶蘇宗、一揆始発之砌、

被駢立大軍不心竈城畢、因而此輩者悉奉深志于武家所也、  
然者早被責當城者、随御回章、不違時日、吾兵八百餘人  
眞似防戦而放火城中之諸營、其後鄉民等可參御陣、但某  
者馳行四郎之居陣諫落行事、取乘小舟、輒生捕於四郎、

欲勵忠節、故自竈城之始廻思慮、小舟少々致用意之嚴命、  
早被下厚免者誅伐彼逆徒、致海内之安鎮、且欲遁身之災  
害、不堪慙歎之至、早奉仰漏瀆、誠恐惶謹言、

孟春下旬

山田右衛門佐

諸御大將

御披官中披露

131 藤掛氏云、其後有馬左衛門佐ハ先地の事にて候得ハ、色

〈才覺被致候処ニ、城内一揆の内に會津刑部・坂部源

六日  
一北郷佐渡守久加・入来院石見守重國、甲禰と亀の川を

八なるといふ者共、其外松倉絵書之右衛門佐申様ハ、何とそ手合仕、左衛門佐殿御一命の御手柄に成候様に可仕の由、矢文にて内通御座候、其様子ハ御人数城内へ引入可申候間御攻被成候へ、其相圖は、日暮ならハ火を立可申候、朝にて候ハ、凱を上ケ可申候間、其時分御乗取候得のよし申越候、則又有馬手より返書の矢文射申候得ハ、其矢文餘の者の持口へ落申候に付、内通あらわれ候て、大將四郎・有江監物聞付、則時に搦捕、悉成敗仕候、右衛門佐事ハ生木ニ縛付置候を、落城の時、松倉手へ逃出申手へ生捕候、右衛門佐妻子ハ落城の時、松倉手へ逃出申候を捕へ、長門守成敗被致候、誠ニ宗門の法儀を以一和仕候ゆへ、寄手よりいか様の謀有之候ても、一圓承引不申候、城中ニハ朝夕宗門の法談有之て、決ニ堅固に相守候、何角と打過、二月に越候付、伊豆守も急度乗崩し可申候由に候得共、江戸より節々上使被下、兎角人数損し不申候様ニと御意也云々、下文ハ廿二日にあり、

引拂て、此日上津浦に到着、

一島津久元より平田民部少輔宗直を島原に召るに、此日久賀賀等、宗直をして上津浦を出舟しゆかしむ、上津浦にハ土持平左エ門綱辰船奉行たり、

一川上久國・三原重庸去る四日鹿兒島よりの書簡、此日上津浦に到着す、曰、世子ミつから大軍を將ひて出陣し給ハんとの御消息なり、左あらせ給ふニ於てハ、先日の議定とハ何事もまた替るへし、然共上使信綱より若し御出陣を止め上ケらる時宜にも有なば、番手のミ置れんとの御手當なり、依之賦方村田郷左エ門経乗・猪俣為右エ門則康等を出水に召呼る、時経乗は島原に使い居て、則康ハ上津浦にをれり、則これニ申渡さる、

始良衆中

一高六石 前田分右衛門尉 同拾八石八斗 松山助右衛門尉

同四石五斗 入部仁左衛門尉 同六石五斗 鎌田喜右衛門

同式石式斗 田鍋佐左衛門尉 同 石井早人佐

同式石三斗 海老原七左衛門尉

右、天草へ逗留申人 刁二月六日

134 『山川土人野間口氏藏』

尚々、琉球より参候船之儀心得申候、

態以飛札令申候、仍 薩州様東目御下之由候間、庄内参

候得共、直ニ嶋原へ御通候間、唯今罷帰候、就其明後八

日ニ罷立由、只今承候、其元衆中八日九日之間ニ参候

様ニ可被仰渡候、拙事ハ必八日九日之間ニ罷立候間、

其御心得尤ニ候、三人間ニ夫老人ハ日用ニ而立候答候間、

可為雇候者賃者申理出可申候、為御心得候、恐々謹言、

二月六日 國分十右衛門尉

友知判

野間口彦左衛門尉殿

135 急度令啓候、然者只今從上之関伊勢兵部少老之書状参候、

薩州様直ニ如其表御下之由候間、早々御注進申候、此中

ハ日州表可為御下と、爰元諸事申付候処、俄ニ相替引當

申候、乍去御道具等追々持せ可申候、将又 黃門様御氣

色此三日者少御輕御座候、御脉(食之)も能被召上由、納戸衆被

申候、御脉も和候由琢庵被仰候間、目出度奉存候、猶追

々可申入候、急候故書中大方ニ候、恐惶謹言、

二月六日 次飛脚部答院筋 (三原) 重庸

(川上) 久國

(島津久元) 野州様

(山田有榮) 山民部少様

人々御中

136

一書令啓候、然者日州表可為御下向之由、前廉被仰下候  
ニ付而、黄門様御氣色之様子度々御注進申入候得共、  
如有馬御下向ニ付而不相達候、薩州様御歸國之御左右候

而より、殊外之御満足にて、此中者御氣色御輕被成御座、  
御食も中碗にて參申候、御脉も昨今ハ一段和申候由、琢  
庵被仰候間、目出度奉存候、此等之趣可然様ニ御披露候、  
猶追々御快氣之吉左右可申入候、恐惶謹言、

猶々、日向筋為御迎諸役人被罷越候、俄ニ相替、于  
今不被罷帰候条、其地へ參上、少者可致遅引と心遣  
千萬候、

二月六日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

(伊勢貞昌)  
伊兵少様  
人々御中

137

去朔日上之関よりノ御状、今昼相届候、

一薩州様如有馬直被成 御越之由相聞得候而、此中爰元  
より御打立之賦、皆々相替、其元可為御無人と、心遣  
ニ奉存候、

一御旗二流・御馬驗・御具足・御持弓・御持筒・御將基・  
御敷皮・法螺貝、喜入丹波守・平田藤右衛門へ持せ候  
て、今日立せ申候、

一御馬式疋、今日被遣候、  
一のほり百本・鉄炮三百挺・弓式百張・鎗式百本、追々  
持せ申候、新敷のほりハ四〇〇余出来候而御座候、  
一乘馬衆十騎・御陸衆五十人、先早々可被參由申渡候間、  
急度可有參着候、

一海道御急ニ而、御夜物餘多參間敷候、殊更此中者餘寒  
つよく候間、御つゝら一ツ持せ申候、

一御臺所御代官松山六兵衛尉へ申付、此中用意候間、早  
々可被罷立由申渡候、

一御陳屋道具・御幕等、税所小兵衛尉・柴山土佐守申付  
遣申候、

一御振舞奉行國分十右衛門尉・相良主計助へ申渡候間、  
急度可被參候、

一御茶へんたう、仙阿弥・意齋持せ申候、  
一當地江被成 御着、於 御出陣者、乘馬衆百騎・御陸

衆百五十人、其上外城衆餘多賦申召置候得共相替、直ニ有馬江被成御下候間、右之賦取置申候、

一琉球より追々ニ米船参候間、山川より直ニ如其地廻させ申候、猶期後音候、恐惶謹言、

猶々、御道具衆ノ内、服千四百・鉄炮小□千五

十本、新敷出来申候而在之事情、是又可被聞召置候、

以上、

二月六日

次飛脚 (三原) 重庸 (川上) 久國

伊勢兵部少様 (貞昌)

人々御中

尚以、馬乗十騎・御陸衆五十人・御番道具七百人・

御馬二疋・御持道具・御陳屋之道具追々可参候間、

舟之用意被成候而御待有へく候、貴老御事も其元之

御用被仰濟候ハ、定可有参上候、乍去其地之儀首

尾被仰付□、早々御渡海無之様御校量尤候、

急度申候、只今九ツ時ニ自日州到来御座候、薩州様從

上之関直ニ有馬へ御越之由候間、彼方への御用物不依何

色御事闕ニ無之様、日夜御肝煎候而御調可被差遣候、聊由断被成ましく候、恐々、

二月六日

(三原) 重庸 (川上) 久國

市来八左衛門尉殿 (宗友) 御宿所

七日辛丑

139の1 平塞録五日ノ傳ニ事ハ詳ナリ、左アリテ七日ニ如此、

139の2 一筆令啓上候、然者從御國本参申候鐘老ツ、松平右衛門

佐殿へ御借被成候様ニと、松平伊豆守殿より夜前被仰越候間、越中殿江茂得御意、此方へ御渡可被下候、恐惶謹言、

林丹波守

克政判

二月七日

(松井廣長) 長岡佐渡守様

人々御中

140 七日、立花飛彈守殿島原へ着陣、

141の1 此日島津豊後守久賀等、上津浦番手の四將より川上久國等に書を致し、去四日の狀に報す、

141の2 去四日之御返書、昨日六日令拜見候、

一加世田内記を以申入候条書、御返事細と令承知候、

一薩州様急度被成 御下向、大勢召列可為御出場由被仰

下候哉、於其儀者何事も可相替由、御尤存候、若又伊

豆守殿より御參陣者可為御無用と被仰候者、番手計被

召置候はん由、何も承合談合可申事、

一佐渡守・石見守も昨日迄ニかう祢・龜之河大方仕舞、

かうつらへ罷着候、人衆者舟無之候て、未少々被殘候、

今明日くり越ニて可相濟候事、

一村田郷左衛門殿・猪俣為右衛門殿、筆者衆召列如出水

可被越由、則申渡候、郷左殿ハ有馬へ賦之儀ニ付、野

州老へ為使一昨日參候、今日者可被帰間、即可申渡候、

一黃門様御氣色御同篇之由承候、御息つよく御曳被遊候

哉、御快氣之御左右追々可承候事、

一平田民部少殿有馬へ無案内被越候由申上候、然共有馬

へ一日逗留ニて、此方へ被歸舟之始末被仕候処、從野

州老有馬も諸國着合ニて御心遣候間、差越候へと承候

間、昨日如彼方遣候、爰元者土持平左衛門殿相奉行ニ

て候、四日已前從長嶋越着候間、万事談合被申置候、

かうつらへ五千餘在之事候、船手之心遣迄候、可被聞

召置事、

一兵糧舟千石餘、從出水此地へ參候、有馬へ兵糧相廻、

啖止之由相聞得候間、十二端帆一艘差越申候、此分ニ

而も彼地及三千被居候由申候間、兵糧之儀出水へ申遣

候、爰元之事も人衆五千・加子千計、大方六千ニて候、

一日ニ九百石入候、逗留參候者、啖止存候事、

一粟御藏入方へ可在之候間、被仰付御渡候へかしと各被

申候、下々の分者如何様ニも可相調かと被申候、御油

断有ましく候、指宿表・肝付表へも過分ニ可有之由申

傳候事、

猶追々爰元之様子可申上候、恐惶、

二月七日

(入来院)  
重國

(北郷)  
久加

(善入)  
忠政

(島津)  
久賀

(重勝)  
三原左衛門佐様

(久國)  
川上左近將様

御報

142の1

鶴田地頭東郷若狹守昌重、世子我カ任所の紫尾山を通  
らせ給へんとの事を聞て、率来れる衆中を帰らせ、道筋  
の普請を整んと欲し、書を上津浦の四將に致す、四將許  
さす、世子御出陣に就て人衆を歸すこと御禁止なり、  
道は任所三村の莊屋をして作らしめとの申渡し也、

142の2

御状之趣各令披見候、仍 薩易様紫尾山御越候ハ、彼  
筋道作之儀ニ付、鶴田衆可有御返之由候へ共、今程人衆  
御帰候事御法度候間、可難成候、道作之儀者持合之村三  
ヶ名者庄屋下知を以可相調候、とかく人帰候事者御法度  
候間、無是非候、

二月七日

(入来院)  
重國

(北郷)  
久加

(善入)  
忠政

(島津)  
久賀

(昌重)  
東郷若狹守殿

御報

143の1

去る正月十三日、公の御袖判を以て此度軍中の御法度  
仰出されけれども、大將島津下野守久元等、島原の塞下  
に在陣せし衆へ、此日尚また軍令を觸わたせり、

143の2

『古寫兒玉四郎兵衛家藏』

覺

一 今度軍中之御法度、以 御袖判被 仰出候、弥可被相  
守其旨候、殊更天下之御奉行松平伊豆守殿御出陣候間、  
各氣任於為被仕者、國家之御為ニも不罷成、題目  
黃門様御外聞を被失事候間、能々可有其覺悟事、  
一 上使之御備近邊ニ社可罷居候条、備を被破間敷事、  
一 無御下知軍場へ一人茂被參間敷事、付夜るさハき事雖

有之、陣場を不罷出、大將衆可任下知事、

一他之手より城衆責落候共、無御下知敵城へ被入間敷事、

一打出之時、他國之衆可為差合候間、むざとしたる雑談、

或ハ人につきかゝり、或ハ人をつきのけ、無理非道申

懸間敷事、

一衆たまりニ参候而より、方々立さわくべき儀、堅令

停止事、

一他方之衆、軍乱ニ成候共、於番手者無御下知相懸まし

き事、

二月七日

144 四本六左衛門尉殿(有)在馬へ在陳ニ付、從爰許夫丸一人指越

由候、其地より舟便次第可被差渡候、恐々謹言、

二月七日

(三原重庸)  
左衛門佐

(川上久國)  
左將監

有馬  
次飛脚

伊勢兵部少様

人々御中

米之津(宗友)

市来八左衛門尉殿

145の1 普請奉行伊地知左衛門重政は、世子有馬に御参陣あ

らんとの説にて、島津下野守久元より御陣營の設かた

に有馬へ召寄らる、上津浦の太將島津豊後守久賀等より、

其事を去る朔日或は晦日申付られしかば、即日馳渡るべきに、

朔日より五日までハ風潮心ならず、賦方村田郷左衛門経

乗等も順風を待居て五日に渡海せしとあれハ、其時おな

しく出船する歟、人衆御減少につきて、重政は供の者共

多人數上津浦より八日に歸したるに據れば、其頃までハ

上津浦にをれる歟、その歸したるもの許り残置、手廻人

數までを召列れ五日に渡る歟、詳ならず、附衆中小原織

部佑上津浦にての事を留たるにハ、左の如し、

145の2 米請取方并銀子錢

一真米三斗尅舛

天草之内  
上津浦

右、主従三拾壹人之内

一赤米三斗尅舛

右同

右、主従三拾壹人之内



右貳行肩書の月日なし、正月十八日、米之津にて二十日分の兵糧渡され、二月六日まで二十日に當り、此はその次飯米なれば、二月七日頃ならん、主従三十一人とハ、左の人数なるべし、

伊地知左右エ門内

西田七左衛門 江平宇左衛門 中馬彌市 松岡長右衛門

門 立久井七助五人加久藤土にて家中ニ奉公して也、荒武彌五右エ門山野土

池上内膳正 長崎與吉秀相 長崎六介秀次

三人付衆中にて家中の内ニ隨身也、長野正右衛門祐遠此頃野田より浪人之隨身後ハ羽月土也、

八右衛門 善兵衛或云彦助とも、益右衛門 内匠丞 松介

左之助 久八 彌助 但馬介 吉右衛門 久藏 大藏

介 彦八 喜左衛門 彦作 助市 源兵衛 彌左衛門

清右エ門 休右エ門 山介

以上三十一人

外に三人を加へて、正月十七日晚米津着の時は差出せしとミへ、三十五人とあり、此頃四百六十石余ナレハ、大抵百石ニツキ八人軍役バカリニ當レリ、然とも同二十一

日米津より差帰すと也、其三人は、内藏右エ門 助六 拾郎兵衛なり、

「重政付衆中小原織部取拂帳」

御振舞方

一 上白米壹舁七合五夕。前田彦左衛門。野津安右衛門殿。

。村田郷左衛門尉殿。高木孫左衛門殿。白坂小介殿。御道具衆一人

右者、上津浦ニ而御振舞衆七人分、下文載于二月十四日、

「全帳」

買物方

一 真米貳斗ハ「前撥」

右者、塩四俵之代、米之津ニ而長野正右衛門殿買被成

候、

一 真米壹舁六合

右者、鯛壹ツ壹尺六寸之代、上津浦ニ而買申候、

一 真米三舁五合ハ

右者、さうぢの魚貳尺三寸・鯛壹ツ壹尺三寸之代、上

津浦ニ而買申候、  
下文ハ二月十一日に載す、

一御道具御持せ之為ニ、國分より拾七人被罷居候人数、

米田二之丞殿・海江田藤介殿・小川千助殿・池邊助五郎殿・二渡喜兵衛殿・李田三左衛門殿・蓮香与三左衛門殿・木藤与兵衛殿・江口源兵衛殿・松元織部介殿・前田新兵衛殿・中村弥兵衛殿・満田長左衛門殿・洩脇勘兵衛殿・大迫弥助殿・田野兵左衛門殿・池田藤五郎殿

右之衆二月七日ニ如鹿兒嶋被打立候、但宮内より出

候通、夫四人、又式人ハ出水まで之送夫ニて被參候、

二月七日  
一喜入久右衛門様為御迎出水表之様ニ衆中同心ニ而、伊

瀬知和泉守殿・徳持市兵衛殿・町田甲斐守殿・山内對馬殿・曾山越右衛門殿・宇田讚岐守殿・川上久五郎殿・宮里小藏殿・大迫軍介殿・半田朱左衛門殿・宮里二郎兵衛殿・李田十左衛門殿・岡本吉藏殿・楠元新二郎殿・西川志摩丞殿・佐土原狩野介殿・井尻神太郎殿・肥後

147 急度以次飛脚申候、

孫太郎殿、右之内小兵衛殿・朱左衛門殿・狩野介殿、  
此三人ハ送夫出水まで相渡候、

一薩州様直ニ有馬江可被成御下向由候、定而從小倉筑後之榎津迄陸地を御越候而、從榎津可為御船之間十四端之御座船早々有馬へ被遣、野州様御下知次第榎津ニても何方ニ而も可被遣候、

一薩州様も去朔日ニ上之関迄御着候、 七日ニ罷成候間、定而頃可為御着陣候、彼是御陣之御道具・楯之板又者御賄料之儀なと 無御油断追々ニ可被遣候、

一薩州様嶋原へ御加勢之儀可為御無用よし、伊豆守殿被仰通、從野州老被仰越候間、貴老も先駈其許へ御座候而、御用彼是可被仰調候、題目御加勢入候ハ、御人数不殘可被召渡候、左様之繰渡ニ以之外隙入可申候、又無御加勢候者跡立 人数可被召戻候、是も其許之下知衆無之而者調問敷候間、彼是其許題目候、御加勢 落着者急度可相聞得候間、不依夜白可有御注進候、

恐々、

二月七日

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

市来八左衛門尉殿

(宗友)  
御宿所

猶々、爰許賦所より引付不参人へ、船間曾而被相渡  
間敷候、以上、

昨日之御状、今朝相届候、

一薩州様有馬表之ことく直ニ御下向之由、昨日も度々申

候間可相達候、

一米之津御飯屋大方相調候哉、目出度候、獅子之嶋御飯

屋之儀難調由被仰候得共、いかにもかろく調候様可被

仰付候、

一如承紫尾越者御勝手も悪候、従有馬御帰宅之刻者川内

筋可然由、於其許可被仰上、兎角道筋者 上意次第ニ

候、

一琉球舟先日三艘参候、又式艘参候、跡より十四五艘参  
候由到来候、追々従山川直ニ如其表可相廻由、以廻文

申渡候、

一薩摩衆御加勢ニ相究候者、有馬より一左右次第ニ人数  
之儀可申渡候、内々船可有御用意候、人数分量之儀者、  
従有馬御差圖之由候、

一らうそく之儀、則物奉行衆以伊東二右衛門尉殿申渡候、  
一米之分量、川上彦左衛門尉殿・岩切六右衛門尉殿より

被申由、御状ニ見得申候得共、未相達候、恐々、

二月七日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

市来八左衛門尉殿

(宗友)  
御報

149 一書令啓候、然者今朝東郷肥前守を以、従 黄門様被

仰出候へ、薩刀様如其表之直ニ御下向之[ ]得可然候

はん間、近比御尤ニ思召之由候、就其最前松平伊豆守殿

より被仰候者、縦其地へ薩州様御越候共御在陳御無用

之由、下野守殿迄被仰出候、今度其筋[ ]相違、薩州

様御在陳御無用之由、伊豆守殿被仰候へ、[ ]方へ

軍法稠候条、被任御下知ニ可然候、兵部少被罷居候間、

150

萬事之儀者兵部少可被存之由被仰出候条、伊東二右衛門尉殿口上委細申達候へ共、先々申入候、次者 黃門様御氣色、今朝茂此中ニ替儀無御座候、廿五日ハちと御かるき分ニ而候、併御せき出候て、横ニ被成御寢事難御成、御衰日ニ増申候て、心遣千萬ニ奉存候、猶追々御吉左右可申上候、恐惶、

二月七日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

(伊勢貞昌) 伊兵部様

人々御中

昨日貴札令拜見候、然者 薩州様自上之関如有馬直ニ御参陳之由、伊勢兵部少より被申越候、定頃者可為御下着と奉存候、御着之御到来御座候ハ、早々可申上候、御加勢之儀者何分共未相究候、将又 黃門様御氣色頃者ちと輕被成御座候、  
一 御食も少ツ、ハ被召上候、併時々御せき出申候而、横ニ被成 御寢儀難御成由、御側ニ被居候衆被申候、御脉ハ正月之比よりハ和キ申候由、琢庵被仰候間、近々

151

御快氣之御吉左右可申上候、恐惶、

二月七日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

北郷式部(久直)太輔様

参尊報

猶以、有馬表へ當國より御加勢之儀申来候者、不嫌夜白御注進可申上之間、内々其御用意被仰付肝要奉存候、

猶々、最前從 (松平信綱)伊豆守殿為被仰出筋不相替候而、此地之様可被成御帰國哉と存、川内筋阿久称・西方・

向田・市来□□又可被成事、蒲生・宮之城者圖書頭殿 飯屋普請等用意可被申由申渡候、宮之城者圖書頭殿 御帰宅之由候、從野州老被仰越候間、得意候、

去四日之御状、今朝相届令披見候、

一 黃門様より 薩州様へ御書被遣候間、持せ申候、可有御披露候、

一 其元相替儀無御座候哉、別帑ニ而□□儀被仰越候、則以東郷肥前守申上候事、

一昨日如申、薩州様上之関より直ニ如有馬御下候者、定而此比者可為御下着と奉存候、御陣屋彼は何程ニ相調候哉、此中被入御精御用意之由候間、次第ニ相調候ハんと存申候事、

一御座船米之津へ被召置候而も徒ニ候、筑後表より之御船有之間敷と存候、早々可被相廻由市八左殿江申遣候、いつ方へ参候而能候ハん儀候、於米之津談合可為次第候、巨細者其元へ被得御意候へと申越候事、

一有馬表江 薩州様御加勢ニ相究候者、御人数可入候条、早々可被仰越候、内々諸外城へも一左右次第ニ、不嫌夜白片時も急ニ可被罷立由觸渡候而召置候、此度皆々打立せ可申候得共、先日被仰越候御状ニも、薩州様有馬へ御越之儀者、伊豆守殿御無用之由被仰候、縦御越候共、天草を被成御見舞、黄門様御煩を専ニ御見廻候而可然候、其元へ御陳場など、有儀入間敷候、其心得可被成由堅為被仰由候、左候而豆州御前者御定候処、石谷十藏殿、<sup>(貞徳)</sup>貴老を被成御<sup>□</sup>只今豆州如被仰候、其元へ 薩州様御越<sup>□</sup>御承候、然時者御

在陳之儀致定間敷かと存候、人数之儀一左右次第と申觸候ハ、多人数可入候条、大形人数之分量御談合候而早々可被仰越候、涯分精を入相調候様ニ可申渡候、當國之人数進申儀不大形候、何程御人数入候共、御指圖よりハ可多相聞得候、左様ニ候ハ、船手并軍衆之兵糧可難調と心遣千萬候、乍去琉球より米船餘多参候由到來候間、如其表可相廻之由、山川・坊津へも申付置候事、

一先日書中を以申入候御備之御道具、晚<sup>□</sup>追々遣申候、此人数も都合八百餘程可有之候、定而次第<sup>□</sup>ニ被参候ハんと存候、御陳屋之道具御代官・兵具衆・御厩奉行・振舞奉行・包丁人・茶湯坊主・進物衆・納戸衆・御祈念坊主・酒奉行・燈奉行・御膳配衆、早速可被参由申渡候事、

一喜入久右衛門尉殿日州表江為御迎被参候而、直ニ如御方被相越候、又明朝伊東二右衛門尉殿遣申候、重而御用共<sup>□</sup>刻、御使衆之内さし越可申候、猶追々可申<sup>□</sup>、恐惶謹言、

二月七日 御使國分隼人佑

(三原) 重庸  
(川上) 久國

(島津久元) 野州様

(伊勢貞昌) 伊兵少様

(山田有榮) 山民少様

人々御中

尚々、諸浦より此方へ用段候而状可遣時者、如早晚  
所次ニ早々此方へ可相届候、少も延引之所於有之者、  
稠可有其沙汰候、

急度申越候、此五日者南風ニ而候間、定琉球船可参候、  
山川之儀者先日申越候、何れの浦ニ参候とも、出水表船  
を乗候様ニ堅可被申渡候、左候而何れ之うらに何艘参候、  
米之分量・船頭の名書付候而、以次飛脚此方へ可被申越  
候、於緩者喫衆・浦役人可為越度候、聊油断有間敷候、  
恐々、

二月七日

状卷ツ

鹿兒嶋 谷山 平川 喜入 前之濱 瀬崎

指宿 山川 頼娃 知覽

状一ツ

鹿兒嶋 谷山 川邊 山田 鹿籠 坊之津

泊津 久志 秋目

十五年二月八  
日至二十二日

寛永軍徴

卷十五

寛永軍徴 卷之十五

二月八日壬寅至二十二日丙辰

平塞録云、八日、(細川忠利)妙解公御差圖ニテ細川ノ一手陣城ヲ構フ、傳曰、妙解公段々御工夫有之、今迄ノ陣屋ノ模様被改、陣城ニ直シ、今度江戸ヨリ供ノ面々ト(細川光利)真源公ノ御近習ト打込ニシテ旗本トナシ、連營ノ格ヲ用イ、

方圓八行ノ陣取ナリ、所々ニ空隍カラホリ・違井・土井有、數

箇所ニ栖棲ヲ上ケ、番所ヲ設ケ、夜軍厭フ役者ノ地取

リニ、夜白番鉄炮割符有、一ノ手ハ(松井興長)長岡佐渡父子ニ備

頭志水新之丞相加ル、陰ノ備有吉頼母、(英貴)陽ノ備ハ細川

立允殿へ長岡右馬助加ル、其次右ハ清田石見、左ハ小

笠原備前父子、各相組ノ侍ヲ帥テ、地形ニ隨テ陣ヲ布

ク、其後口ハ即旗本ノ陣所也、其外法令嚴密ニ相示サ

レケル、惣テ陣中軍議ハ京都不二庵ノ住僧阮西堂學問

ノ聞へ有ニ依テ、古今ノ戦法ヲ申上テ、内虎落ノ中旗

本ノ左ニ真源公ノ陣屋有リ、武邊ノ達人澤村大學之助・

近習大頭坂崎内膳・平野九郎右衛門・足輕大將立石助

兵衛ナトノ類御陣屋ニ附ラレケル、

追考、阮西堂ハ松平仁右エ門兄也、幼年ヨリ出家ス、手跡

モ宜ク、短冊杯書シモノ有、武勇モ如形ヨカリケルトゾ、

平生衣ノ下ニ朱鞘ノ大小ヲサシテ往来セント也、

一同日、細川一手ヨリ三ノ郭外水堀ヲ埋ル事、傳曰、鳥

原追手ニテ三ノ郭外ニ古来ノ水堀有リ、深ク湛テ水草

ナト多、兎角ニ城責ノ節障ニ成ルヘシト、妙解公御了

簡有テ、長岡佐渡可理由仰渡サレ、即西郡要人・谷主膳、其外平野彌次右衛門・尾藤金左衛門・出田左兵衛・足輕大將中根一左衛門・國友式右エ門・高田角左衛門・楯岡孫一郎、右ノ面々ニ佐渡家司松井外記、其外手ノ郎等自分ノ鉄炮打スル者ヲ添へ、急ニ埋ントス、時ニ妙解公・眞源公トモニ大栖樓ヨリ見分アリ、佐渡新之丞ナト竹束裏ニ在テ諸事ヲ差図ス、鉄炮大將ハ其組ヲ帥テ上箭ヲ打セ、惣ノ人數竹束ノ内ニ扣テ布團ヲ張り、或ハ幕筵ヲ釣テ一揆ノ鉄炮ヲヨケ、足輕・小者・中間・ナト何モ土ヲ運ヒ、土俵ヲ持テ萱ノ類・草ノ葉ヲ集メ、何レモ堀ヲ埋ント持ケル、一揆爰ヲ埋メサセント一所ニ集リ、二重柵ヨリ鉄炮間無ク打カクル、佐渡守家来山口彦之丞創ヲ被リ、鉄炮小頭本田作兵衛・足輕志水權之助・野間清右衛門、是モ創ヲ被リ、松山仁兵衛足輕ニハ板楠仁右衛門・平山與三右衛門ハ討死ス、其外一組ノ手負・死人多ハラノト倒レシ時、城中ヨリ一同ニ関ノ音ヲ上ケ、門ヲ開テ突テ出シ故、足輕共ドツト崩レ、侍ノ備ニ雪類カ、ル、時ニ佐渡守家司松井外

記・堀口庄右エ門・秋永十郎右エ門蹈止リ、逃散ル奴原ヲ罵リ、竹束ヲ手々ニ響テ一揆ニ向イ進ミ行、是ニ勳マサレテ何モ敗軍一同ニ守返シ、波ノ打如ク競掛ルヲ、一揆難叶城中ニ逃入ル、秋永十郎右エ門ハ眞先ニ進、一揆一人ニ切付ケ、已ニ首ヲ搔ントスル時、一揆ノ鉄炮ニ中リ、疵ヲ被リ働成兼候時分ニ、一揆味方ノ手負ヲ引立テ城中ニ逃入ケル、佐渡父子此様子ヲ見テ、貝ヲ吹テ人數ヲ靜メ、次第ニ堀ヲ埋メ路出来ス、妙解公栖樓ヨリ使番ヲ以佐渡へ仰ラレケルハ、只今騒働ノ節ニ、疵威ノ鎧着スル武者、同ク黒絲ノ鎧着スル者并ニ白齒者一人、蹈止リ小返ノ様子ナリシハ何者ソト御尋有時ニ、佐渡申上ケルハ、火威ノ鎧ハ家司松井外記、黒絲ノ鎧ハ同家司ニ堀口庄右エ門、白齒者ハ秋永十郎左エ門候由申上ラレケレハ、妙解公大ニ御感心也、右ノ通水堀ヲ埋、城ニ向テ路ヲ付ル、竹束ヲ以仕寄ケル、其節用心鉄炮ハ寺本八左衛門組ノ鉄炮五十丁、谷仲兵衛組ノ足輕十丁、外張ニ出シ置テ、何モ進テ仕寄ケルニ、一揆トモ最早今日乘リ取ラル、ト思ケル故ニヤ、



多此口ニ集テ鉄炮ヲ打カクル、平野彌次右エ門是ヲ見テ、眞先ニ進テ鎗ヲ提ケ擧、城戸ヲ開テ出ントスル故ニ、佐渡是ヲ推留ケル、妙解公平野ヲ召テ、軍令ヲ破事御叱リ被成ケル、弥次右衛門申上ケルハ、若者共ウカノト致シ罷有候ヲ見テ、目醒ニ一鎗イタシ候ハント存御軍法ヲ忘却仕候、迷惑ニ奉存候ト申ケル、妙解公御機嫌能心地ヨキ口上ト御感ニアイニケル、續テ味方ノ人數一揆ノ集ルヲ見テ、鎗ヲ提テ段々ニ屏ト竹束ノ間ニ詰寄スル者多シ、路モ付仕舞候ニ付、柵外ノ軍勢可引入由被仰下ケレトモ、何モ引取事ヲ不承知尚々扣居タリ、妙解公栖樓ヨリ御覽被成、大勢柵外ニ罷出居候間、諸手ヨリ若一手ニテ城ヲ可乗取カト不審スヘシ、早々可引入由追々使番ヲ下サレケル、然トモ何トカ心得ケン、一人モ不引入、妙解公重テ寺本久太郎ニ、其方早々參リ人數可曳上由被仰渡ケル、久太郎早速柵外ニ罷出申ケルハ、先刻ヨリ道附終リシニ、何モ此所ニ扣ヘラル、コト、諸手ヨリノ見分モ如何數、御為ニ不宜候ニ付、再三御使番ヲ被遣候ニ、何レモシタルク

扣候儀如何成心得候ヤ、御為惡ト有儀ナラハ何事ヲモ闕テ早々可引入候事專一ノ忠勤也、各強ミ立ニテ被居候カ、此場所ハ堪忍成兼候事モ無シ、拙者杯ハ屏ニ寄掛り候トモ支不申候、ケ様成場ニ被扣候儀、各ニハ似合不申候、何レモ早々可引入候由上意也ト高声ニ申ケレハ、何レモ合点シ、尤トテ一同ニ靜ニ引入ケル、久太郎儀ハ知辨相兼候ト、妙解公御稱美有ケルトナリ、

154の1

同日早天、村田郷左衛門経乘、島原より上津浦に還へる、世子御出陣あらば從軍を増るへし、その賦と今迄の陣衆と合すれハ、逆も齋糧の憂あれば、前議の如くいづれ島原も上津浦も多く列来れる人ノは滅し班<sup>2</sup>さるべきに、島津久元・山田有榮も決せられしとて、舟の有次第に千二百を帰さる賦に定けり、さりて又上津浦に詰たる衆は、塞下の兵威をだに見ず、敵も無き陣營に徒に日を送ること、壯士何れも本意なくおもへども、御下知を背き拔渡せん事は自船自糧の令下りしより、尚以て犯されず、責てハ軍行せし土産に御陣場またハ一揆共か城守せし形勢

154の2

にても見んとて、島原と上津浦と交代せん事を願出たり、故此日久賀・忠政書を島原の薩將に遣し、此等の事を計議せり、

一書令啓候、仍以村田郷左衛門殿御返事之通、今朝奉達候、

一薩州様御渡海候ハ、多人衆可被渡御賦、御書物見届申候、前後之衆被打合候ハ、御兵糧過分ニ入申事候、然者其地も此地も此中如御談合人衆御帰之御賦、如其御談合之由承届候、舟無之候間、長嶋之ふくら迄送可申候、舟從御方被遣候て被下候ハ、送届、早々如御方舟者可參候、千式百程可帰事候間、舟奉行へ舟之賦被仰渡候ハ、合点可被申候、

一爰元之歴々衆、其地へ替合ニ参度由被申候間、其由申上候、爰元談合次第可然由承候、就其御談合ニて候、從最前其地へ被參候衆者少候、此地へ被居候衆者大勢ニて候間、替合と候てハ往来舟小屋以下迄事六ツ敷候、爰元之衆ハ只御陣城之様子なと見物申度存申迄ニて畢

竟被申候間、以小舟一日充ノ逗留ニ十人廿人充、主從二三人之躰ニて被參候ハ、能候ハ、小舟者此方へも似合御座候ハ、左様ニ被成尤候、此御返事次第談合可申間、御返書待入候事、

一從出水御方此方へ被仕出候米之分量御書立見申候、米奉行黒田三左衛門殿・土持左馬權守殿へ申渡候間、究候て可申入候、大方右之分者次第ニ參候様ニ被申候、爰元出合候者、粟を被召寄軍衆へ御引候ハ、無吳儀可被下由被申候、米少ツ、御添候者、主從談合申可相續候、御奉公之儀候間、吳儀有ましく候、米相廻候由聞得候間、御奉公ニ可仕由心有衆皆々被申候、御國へも此由申入候、恐惶、

二月八日

(喜入)  
忠政  
(島津)  
久賀

(有榮)  
山田民部少様

(島津久元)  
下野守様

155の1

加久藤地頭伊知地柰右衛門將ひ来れる百五十人許の中よ

り、此日三十五人上津浦を發して歸らしむ、

米拂方但出入賄

155の2  
与力

立久井七助 内衆 喜左エ門 吉右エ門 但馬介

源兵衛 助市 久右衛門 山介

以上八人 李右エ門手勢三十二人ノ内也、

加久藤衆

水間平左エ門 二宮平兵衛 木野作右衛門 田中十左

衛門 高戸慶左エ門 楠田平介 川口安房介 郡山傳

内左エ門 田中休兵衛 税所利左エ門 奥民部左衛門

黒田三之丞 瀬戸山撰津介 奥郷兵衛 園田安左エ門

付衆中 佐土原六右衛門 桑原寛兵衛内 益山七兵衛内 西田和泉守内

田中休兵衛内 伊地知弥右エ門内 利介 藤七 權右エ門

五兵衛 七兵衛 西田和泉守内 右同 半兵衛

坂本郷右エ門内 弥兵衛 小右エ門

以上二十四人 人躰被官九十五人ノ内也、

中村丹波守 池田八千左エ門小者 園田市右エ門内 藤右エ門

以上三人自力立 三口合三拾五人

一真米壹斗壹舂式合五夕 立久井七介殿

右者、正月拾六日之晚より二月八日之晚迄、日数廿二

日一かたけ、 新町之 喜左衛門

一真米壹斗壹舂式合五夕 右者、正月十六日之晚より二月八日之晚迄、日数右同、

一真米壹斗一舂七合五夕 内衆之 吉右衛門

右者、正月十五日之晚より西田ニ而賄、二月八日之晚

迄、日数廿三日、一かたけ分、 内衆之 但馬介

一真米壹斗壹舂式合五夕 右者、正月十六日之晚より二月八日之晚迄、日数廿二

日、一かたけ分、 善川之 源兵衛

一真米壹斗壹舂式合五夕 右、日数右同、 天麩ノ 助市

一真米壹斗壹舂式合五夕 日数右同、 七左衛門殿内之 久右衛門

一真米壹斗壹舂式合五夕 日数右同、

一真米壹斗壹舂式合五夕

一真米壹斗壹舂式合五夕

一真米壹斗壹舂式合五夕

一真米壹斗壹舂式合五夕

一真米壹斗壹舂式合五夕

一 真米斗尅舛

西田之  
山介

右者、正月十七日之朝より二月八日之晩迄、日数廿二日分、

一 真米尅舛七合五夕

右者、出水より天草へ御渡ノ時、ろをし七人ニ賄申候、

正月十六日之晩より二月八日ノ晩迄  
合真米九斗六舛五合

右者、詰衆召帰候衆飯米相究分以下載于二月十三日

覚

薩州様御下向目出度 思召由、 黄門様より以伊東二

右衛門尉被 仰候事、

一 御召料之御具足遣可申由、以東郷肥前守被 仰出候、

自昨日見合申候得者、 義久様九州御退治被成、度々

勝軍ニ御着用被成候御嘉例能候間、持せ申候事、付

御甲臺遣申候事、

一 薩州様被成 御着陳、伊豆守殿へ御加勢之儀可被仰入

候、何程ニ相究候哉、早々可被仰越候、就其人数之差

引可仕候間、一刻も急ヶ敷存候、早々御到来待入申候

事、

一 御加勢被成ニ相極御人数入候へ、北郷式部太輔□可  
為御參陳由御承候、御左右次第可有□

一 於其元伊豆守殿より先御開陳被成候へと被仰出候者、

上方軍法殊外稠候間、強而可被遊御在陳と 薩州様被

仰候而者可惡候間、左様ニ不被仰様ニ兵部少輔万事能

様ニ可被申上由、以東郷肥前守被仰候間、其御心得尤

候事、

一 薩州様御暇被成御給、忝儀候間、自 黄門様江戸へ以

御使者御礼可被仰上由御意被成候事、

一 兵部少輔殿へ御小袖・御道服被成拜領候事、

一 軍衆賦之儀、二右衛門尉殿を以申入候事、

一 自琉球舟二十艘ほと参由候、其内五艘ハ早山川江着津

ニ而候事、付先日如申南蛮人琉球へ度々参候、自今以

後参候へ、御嚙之様子上使へ可被得御意事、

二月八日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

(山田有榮)  
山民部少殿

(伊勢貞昌)  
伊兵部殿  
(島津久元)  
野州老

伊東二右衛門尉殿有馬へ被持候、

(宗友)  
市来八左衛門尉殿

御宿所

158 此状肥後八代之一色左頭殿へ遣候間、よりかろき

衆ニ可被持せ候、左候而世上之物音何となく聞まはり被

罷帰候様ニ可被申付候、恐々、

二月八日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

勝目助左衛門尉殿

御宿所

159 一書申候、仍國分十右衛門尉殿有馬江被相越ニ付、為御

肴料於獅子嶋鹿被執候而持参可然由候、其通出水噉衆江

可被仰付候、猪も参候て能候はん間、出水・高尾野・阿

久根などへ被仰付、可有御進上候、猶巨細者十右殿可被

申達候、恐々、

二月八日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

九日癸卯

160の1

九日、世子直に有馬へ着せ給へんとの事、御供の御家

老伊勢兵部少輔貞昌より鹿兒島へ上之関より申上られた

るよし、島原へ告来れるにて、賦方村田郷左エ門経乘・

普請奉行相良満右衛門頼屋・村尾源左衛門重候、及び夫

々その筆者、或は功者衆讀良善助貞資、またハ木場源

左衛門等を島原に徴さる、故此日上津浦の薩將四人より

島原の兩將に書を復して、其事を報知す、

160の2

尚々、佐州・石州陣所少遠候、急便候間、為兩人申

入候、兩所へも此首尾談合申候、

御状之旨令拜見候、仍薩州様如其地直ニ御下着之由、

上之関より伊勢兵部少輔殿鹿へ注進御申之通相聞得候哉、

目出度奉存候、御陸衆早々如其地被参候様可申付之旨、

得其意候、迎舟被遣之由待入申候、村田郷左衛門尉殿・

相良満右衛門尉殿・村尾源左衛門尉殿・同普請方之筆者

衆何も申付候、将又鹿兒嶋より功之入候衆并木場源左衛

門殿此方へ被参候様可申付候、舟被遣候ハ、早々可被参

候、舟数之儀者爰元船奉行可被申上候、恐惶、

二月九日

(入米院)  
重國

(北郷)  
久加

(喜入)  
忠政

(島津)  
久賀

(有米)  
山田民部少輔様

(島津久元)  
下野守様

御報

161の1  
村田経乘島原へ渡海につき、五ヶ條の計議を久元等にな

さしむ、左ありて其返詞を聞せんか為に、本田隼人佑親

紀を経乘に副て行しむ、

161の2  
一書令啓候、仍村田郷左衛門殿御方へ被召寄候間、以条

書様子申入候、此御返事早々被仰聞度候間、本田隼人佑

殿相添申候、以彼人万々可被仰越候、恐惶、

二月九日

(入米院)  
重國

(喜入)  
忠政

(島津)  
久賀

(有米)  
山田民部少様

(島津久元)  
下野守様  
参

161の3  
覺

一有馬へ爰元之衆被罷越替合日限之事、但五日替にてハ

如何候事、

一二重ニ在陳之衆可被帰哉之事、

一かうつらの御番所出合之事、

一薩州様御着之時可被参衆次第御賦之事、

一如米之津差越候舟数之内、上津浦へも以御賦可被召置

事、付不参已前者従其元折々御遣有へき事、

162の1  
此日、久賀等出水に中取として出張をれる御使役市来八

左エ門宗友にも檄を飛バして、兵糧の運漕を促せり、

猶々、先日如申候、雜穀にて有合ニ御渡候而然へく由出合候、

態令申候、仍爰元かうつら軍衆五千にて候、爰元へ相届候米千卅石相残候、右一ヶ月之兵糧有之事候、早々續飯米之事被差渡尤候、無其儀候へハ軍衆可為迷惑候、其御方覚第一ニ候、物奉行其地へ御座候間、萬事御談合此時候、薩州様有馬へ直ニ御下之由相聞得候、爰元之衆可被帰談合候へ共、今分者難成候間、為御存候、恐々、

二月九日

市来(宗友)八左衛門尉殿  
人々御中

(入来院)重國  
(喜入)忠政  
(島津)久賀

163の1  
鹿兒島にてハ、世子直に有馬へ御出陣あらんとの御左右より、益軍兵を差立られ、此日山口内藏助直重等も外城衆二百四十七人を引卒して出発せり、

163の2  
「山口甚九郎元禄十一年寅十一月廿六日訴狀」

一五郎兵衛嫡子山口内藏助、寛永十五年肥前之嶋原一揆之節、外城衆貳百四拾七人被召附嶋原へ差向候へとも、落城故、事ニ逢不申罷帰候、其節被仰渡候覺書覚悟仕申候事、

覺

弓衆 壹与  
一川邊衆拾七人内老人賄衆 一帖佐衆拾貳人

合貳拾九人内老人賄衆

壹与

弓衆 右同  
一福山衆拾三人内老人賄衆 一庄内高城衆拾貳人

右同  
一恒吉衆六人

合三拾老人内老人手明

壹与

弓衆 右同  
一牛根衆拾三人内老人賄衆 一串木野衆拾貳人

一横川衆六人

合三拾老人内老人手明

壹与

鑓衆  
一指宿衆拾三人内老人賄衆  
右同  
一曾於郡衆四人  
右同  
一山野口衆式人

合三拾式人内老人手明衆

壹与

鑓衆  
一末吉衆式拾八人  
右同  
一敷根衆三人

合三拾式人内老人手明

壹与

鑓衆  
一加世田衆三拾人内老人賄衆

壹与

鑓衆  
一清敷衆拾九人内老人賄衆  
右同  
一串衆衆拾人

一踊衆式人

合三拾式人内老人賄衆

壹与

鑓衆  
一伊作衆式拾人内老人賄衆  
右同  
一郡山衆七人  
右同  
一小根占衆五人

合三拾式人内老人手明

惣合式百四拾七人

惣合式百四拾七人

内八拾八人 弓衆

百五拾式人 鑓衆 八人 手明衆

右者、人衆今日御兵具等渡濟候間、爰元被罷立候、中途ニ而氣任無之様被入御念可被成御同道候、今晚ハ伊集院留ニ而候、賄方者從惣奉行方其所ニ被仰渡候、米之津ニ而次飯米者可被相渡候、各其心得尤候、又御鉄炮中途之儀ハ、なめし袋ぬかせあるへく候、為心得候、

寅二月九日

仁禮主計助印  
新納勘解由允印

山口内蔵助殿  
参

164 「國分賦所日記」

一喜吉兵衛殿二月九日ニ國分を御打立候、付衆大学坊、永吉源助殿・奥原篠之丞殿・堀切与右衛門殿・存堯坊・

上原孫左衛門殿・有馬源四郎殿・有馬喜兵衛殿・川上

吉右衛門殿・宇田左近兵衛殿、

一組 鍋式ッ 物奉行ヨリ出、

鉄炮衆

一人躰廿式人内老人賄衆

高山衆中



一同四人

始良衆中

鉄炮衆  
一人躰十五人内老人賄衆

財部衆中

一人躰四人

大始良衆中

一人躰拾四人

清水衆中

一同二人

勝岡衆中

一同二人

田布施衆中

合三十拾式人内老人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

合三十拾式人内老人賄衆 外三人間夫丸老人ツ、  
五口十四ヶ所  
合百五拾四人内五人賄衆

一組 鍋式ツ 物奉行ヨリ出、

一組 鍋式ツ 物奉行ヨリ出、

鉄炮衆  
一人躰廿八人内老人賄衆

蒲生衆中

弓衆  
一人躰十八人内老人賄衆

伊集院衆中

一同式人

日當山衆中

一人躰拾人

市来衆中  
帖佐

合三十人内老人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

一同三人

山田衆中

一与 鍋式ツ 物奉行ヨリ出、

一組 鍋式ツ 物奉行ヨリ出、

鉄炮衆  
一人躰拾七人内老人賄衆

國府衆中

合三十拾式人内老人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

一人躰十四人

栗野衆中

弓衆  
一人躰拾四人内老人賄衆

頼娃衆中

合三十拾式人内老人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

一同拾人

谷山衆中

一与 鍋式ツ 物奉行ヨリ出、

一組 鍋式ツ 物奉行ヨリ出、

鉄炮衆  
一人躰廿八人内老人賄衆

向之嶋衆中

一人躰八人

大村衆中

一同六人

吉田衆中

合三十拾式人内老人賄衆 外三人間夫丸老人ツ、

一人躰四人

百引衆中

一組 鍋式ツ 物奉行ヨリ出、

合三十拾人内老人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

弓衆  
一人躰拾七人内老人賄衆

川邊衆中

一与 鍋式ツ 物奉行ヨリ出、

一同十二人

帖佐衆中

合式拾九人内老人賄衆 外ニ三人間ニ夫丸老人ツ、

一組 鍋式ツ 物奉行より出、

弓衆  
一人躰拾三人内二人賄衆

福山衆中

一同拾二人

庄内  
高城衆中

一人躰六人

恒吉衆中

合三拾老人内一人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

一組 鍋式ツ 物奉行より出、

弓衆  
一人躰拾三人内一人賄衆

牛根衆中

一同拾二人

串木野衆中

一同六人

横川衆中

合三拾一人内老人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

五口十四ヶ所  
合百五拾四人内五人賄衆

一組 鍋式ツ 物奉行より出、

鑪衆  
一人躰十三人内老人賄衆

指宿衆中

一人躰十三人

阿多衆中

一同四人

曾於郡衆中

一同式人

山之口衆中

合三拾式人内老人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

一組 鍋式ツ 物奉行より出、

鑪衆  
一人躰廿八人内老人賄衆

末吉衆中

一同三人

敷根衆中

合三拾老人内老人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

一組 鍋式ツ 物奉行より出、

鑪衆  
一人躰三十人内老人賄

加世田衆中

外三人間ニ夫丸老人ツ、

一組 鍋式ツ 物奉行より出、

鉄炮衆  
一人躰拾九人内老人賄衆

清敷衆中

一同十人

串良衆中

一同式人

踊衆中

合三拾老人内老人賄衆 外ニ三人間ニ夫丸老人ツ、

一組 鍋式ツ 物奉行より出、

鑪衆  
一人躰廿人内老人賄衆

伊作衆中

一同五人

小根占衆中

一同七人

郡山衆中

合三拾二人内老人賄衆 外三人間ニ夫丸老人ツ、

五口十三ヶ所  
合百五十六人内五人賄衆

三口四十一ヶ所

合四百六拾四人

内四百四拾九人御道具持衆

拾五人賄衆

右、諸外城衆今日被打立、如其表被参候条、其元軍  
衆賦帳ニ被書載候而飯米可被渡候、此外ニ茂追々可  
被参候、以上、

寅式月九日

軍衆賦所筆者

岩切八兵衛尉殿

大山民部左衛門尉殿

賦所

165 「北郷久加世別記」上文在  
三〇日」

天草ニ而切支丹狩之帳、久加有馬へ可致持参之由、久賀  
より承付而、同二月九日上津浦致出船有馬江罷渡也、則  
嶋津久元同心ニ而松平伊豆守信綱殿・戸田左門氏鉄殿へ  
罷出、狩之帳掛御目候、帳面ハ左門殿御方へ被召置云々、

下文在  
十二日、

166 御状令披見候、然者 薩州様如有馬表直ニ御下向ニ付而、  
(島津光久)

其元衆中被召烈可被成御立之由被仰候、雖然御加勢之儀  
未相究、松平伊豆守殿より下野守殿へ前廉被仰渡候ハ、  
(信朝) (島津久元)

薩州様縦有馬へ御越候共御加勢可為御無用候条、御陳場  
も入間敷候、天草之薩摩衆番手を被成御見廻、御國江被  
成御下、  
(島津家久) 黄門様御養生被成專可然由被仰候間、弥其筋

ニ相替間敷と存候条、當國人数罷立儀、一左右可為次第  
由陳所へ申觸候、定而其御元江茂可相違候、其地題目之  
境目之儀候条、此方より無御下知已前衆中召列可有御打  
立儀、必々御無用候、

二月九日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

大膳亮殿

御報

167 此状有馬表江可有御届候、先日如申、貴老御事其元江し  
かと御座候而、御下知可被仰付候、此方より無引付衆渡

海儀堅可被仰留候、將又(島津光久)薩州様御着之□申来候者

早々御注進有へく候、次者(島津家久)黄門様御氣色昨日より重り

申候而、御食一圓ニ參不申候、心遣千萬候、恐々謹言、

二月九日 (三原) 重庸

(川上) 久國

市来(宗友)八左衛門尉殿

御宿所

尚々、從琉球竹之下善左衛門尉・大口之衆中養田五

兵衛尉被罷上候条、糸舟も正月九日迄者不致帰朝之

由被申候、從琉球參候書状持せ申候、其外細成様子

御座候間、追而可申入候、

從(島津家久)黄門様為御使弟子丸治左衛門尉被遣候、御氣色之御

様子も、御側ニ被居候女房衆之口柄を能々承可被參由申

渡候間、可被聞召達候、將又御陳御加勢之儀、何分ニ相

定候哉、不依夜白被仰越候へ、跡立之人数差渡可申候、

中川内膳殿より(島津久元)野州老へ參候御受箱持せ申候、被成御返

事尤存候、恐惶、

二月九日 (三原) 重庸

(久國力)

(山田有榮)山民部少輔様

(伊勢貞昌)伊兵部少輔様

(島津久元)下野守様  
人々御中

急度以繼飛脚申候、

(二カ)□黄門様御氣色、一昨日よりハ又重り申候而、昨日なと

ハ御食少茂不參候故、以之外被成御草臥、咲止之御鉢

ニ候、此由御陳へ為御注進書状遣候、早船を以急速可

被遣候、

一貴老其元之首尾被仰置、可被成參陳由被仰越候、可惡

と存候、嶋原表へ御加勢被成候者、跡立之人衆可為無

際限儀候、其繰渡□紛候而可被參衆之御沙汰・兵糧

之儀、彼是太粧之儀候、又御加勢不入由候ハ、猶以御

參陳入ましく候間、先しかと其元へ御座候而、諸事被

仰付可為肝要候、

一前ニも如申、從此方無手形人衆・御船并兵糧、曾以御

渡有間敷候、岩六右殿・川彦左殿へ堅可被仰渡候、猶

期後音候、恐々謹言、

二月九日

(三原) 重庸

米之津(宗友)  
市来八左衛門尉殿

御宿所

次飛脚

(川上) 久國

170 従琉球竹下善左衛門尉被持上候南蛮人之道具、有馬へ持

参候而、野州老・兵少老・民少老へ慥ニ可被懸御目候、

恐々謹言、

二月九日

(川上久國) 左将監

(三原重庸) 三左衛門佐

山川ニて  
寺師与左衛門尉殿

171

尚々、薩州様豊後鶴崎ニ御舟を召候様ニ風説御座

候、御直左右ニ而無之、無正儀候へとも如此候、

其方可被聞召合候、又此度御道具持候而被参候諸

所衆中先四百人ニ被賦付候由候、次第ニ其元へ可被

参候、為御心得候、以上、

諸所衆中衆御番道具を持候而、追々可被参候、一刻も急

ニ有馬へ渡海候様ニ可被仰付候、中途之儀者成程被急、

夜かけ被参候へと可被仰付□嚙衆へ申渡候、人衆送状

之儀者、賦所より可被相付候、毎々如申、手形不持人衆

不被相渡候様ニ御校量尤候、傳承候得者前廉も上乘衆へ

□候而、無賦衆有馬へ被参、殊之外口能在之由候間、

堅可被仰付候、恐々謹言、

二月九日

(三原) 重庸

米之津(宗友)  
市来八左衛門尉殿

(川上) 久國

御宿所 弟子丸治左衛門尉殿使

172

一書申候、仍其元より参候使飛脚など存之外遅参候、去

七日申ノ刻ニ米之津へ致着船候御道具衆、漸今日八ツ時

分ニ参着候間、曲事之通申付候、其元ニて何之使ニも稱

被仰付被遣候へ、此方より茂稠可申付候、殊はや月夜ニ

成候間、道をかけ候様ニ可被仰付候、恐々、

二月九日

(三原) 重庸

(川上) 久國

市来八左衛門尉殿御宿所

尚々、井伊掃部頭殿被成御下向候哉、可被聞召合候、  
左様候者治定可為城攻候、人数も大勢可被召列候と  
存候、後便ニ可被仰越候、以上、

去六日之御状今晝令拜見候、

一 井伊掃部頭殿より 薩州様へ参候御状御もたせ候所、

如申 薩州様直ニ如其地可為御着陳候間、自然御急用  
之儀も哉候へんと存、則もたせ申候、上使□御返書差  
上申候、

一 立花飛驒守殿・有馬玄番頭殿へ御認候而可被□由  
被成 御意候間、可被成其御心得候、慶祐法印□能様  
御状御調候而可被遣候、

一 御状之御返事細ニ可仕候へ共、弟子丸治左衛門尉殿早  
被為立候間、追せ申ニ付、大方ニ御座候、恐惶、

二月九日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

(山田有栄) 山民少様

(島津久元) 野州様御報

尚々、昨日之御不食故今朝へ就中御草臥被成、御音  
聲なども日ニ増御よやく御座候、去年より一事も御  
驗氣之躰ハ無御座候而、御病症悪事ハ増申候、瑞仙

ハ去年七月迄御脉うかゝい申候て、それより以来此  
比始而御脉ニ参申候へは、右之通ニ御座候、以上、

一 書令啓上候、然者 黄門様御氣色此中些御かろき様ニ  
被成御座候而、目出度奉存候処、昨朝より御氣色悪御座  
候、御脉はやく成候由、琢庵被仰候、昨日ハ御食一圓不

被召上、夕部夜入候てより御粥を少為参由候、今朝ハ弥  
為被成御衰由安心被申候、昨日瑞仙ニ御脉被仰付候、瑞  
仙被申候茂、御脉よいはやニ御座候、去年八月之比より

ハ諸事以外之御衰ニ而候、御一大事之御氣色之由被申  
候、瑞仙之くすりを可参由、以安心被成 御意候間、先

一 服進上申候、中々相當可申儀ニ而無之候、 御意次第  
ニ御葉進上申候、菟角御一大事之御氣相候間、我々へ其  
通内證申由承候条、何共笑止ニ奉存候、□より御側ニ

被居候女房衆ニ相尋候へは、此中一日おとり御草臥増申  
候、御食参申候とても、いかにも少分ニ候、題目御喉さ、

天草説書云

吉利支丹ニ立帰り候村々覺

へり、少參候も暫御口中ニ御座候、それを御きはり被成御のミ籠被成候、表方江者かやうの委儀、野州老□御存相知不申候、納殿衆など御氣色能候由被申候得者、其を真ニ存罷居候、何共く心遣千萬奉存候、書状ニ而者具ニ不相達候間、弟子丸治左衛門殿へ御女房衆之口柄を具ニ聞せ申候条可被申達候、治左衛門尉殿其元へ參着ハ次飛脚より少ハ遅可有之と存、先々早々右之御注進申上候、猶追而御吉左右可申候、恐惶謹言、

二月九日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

(島津久元) 野州様  
(伊勢貞昌) 伊兵部様  
(山田有榮) 山民部様

人々

十日甲辰

一 貳萬六千九百八拾五人

内 壹萬四千廿五人男

内 千八拾貳人

吉利支丹ニテ無之者

壹萬貳千九百六拾人女

内 千六拾老人

右同断

一 壹萬八千四百七拾老人

吉利支丹ニテ無之村々并嶋

原町者共

内 九千九百五拾九人男

八千五百拾貳人女

貳千六百貳拾六人

三會村

千四百貳拾四人

吉利支丹百姓

内 内六百貳拾七人男

五百七拾五人女

千貳百貳拾貳人

殘百姓

内 六百貳拾七人男

五百九拾五人女

竈數五百八軒

内 貳百六拾

吉利支丹

貳百四十

殘百姓

八百四拾三人

四百廿五人

内

内貳百貳拾五人男

貳百人

女

三百八拾八人

内 貳百拾三人男

内 百七拾五人女

竈数百四拾七軒

内 七拾三

内 七拾四

七百拾九人

六百三拾五人

内

内 三百三拾五人男

内 三百人

女

八拾四人

内 五拾老人男

内 二拾五人女

竈数九拾九軒

吉利支丹

残百姓

吉利支丹

残百姓

吉利支丹

残百姓

嶋原村

内 八拾五

十四

七百八拾六人

内 百四拾四人

内

内 百三拾人男

八拾老人女

五百貳人

内 貳百七拾老人男

内 貳百三拾老人女

竈数百拾五軒

内 貳拾六

内 八拾九

千八百貳拾四人

内 千六百四拾人

内

内 九百五拾三人男

内 七百八拾七人女

百八拾四人

内 九拾四人男

内 九十人女

吉利支丹

残百姓

切支丹

残百姓

切支丹

残百姓

切支丹

残百姓

安德村

中木場村

沢江村



竈数三百拾六軒

内 式百六拾七

三十九

切支丹

残百姓

千百三人

内 五百八拾人 男  
五百三拾三人 女

布沢村

竈数八百式拾七軒

三千九百四拾九人

式千三拾四人 男  
千九百拾五人 女

加津佐村

竈数五百八拾壹軒

千九百六拾式人

内 千四拾老人 男  
九百式拾老人 女

串山村

竈数百九拾六軒

八百六拾五人

内 四百七拾人 男  
三百九拾五人 女

堂崎村

竈数式百九拾式間

千四百六人

千六拾七人

内 六百式拾六人 男  
五百四拾老人 女

小濱村

竈数百八拾三軒

四千五百四拾五人

内 式千式百九拾三人 男  
式千式百拾式人 女

有江村

式百三拾九人

内 百三拾六人 男  
百三人 女

残百姓

竈数七百七拾軒

五千百七拾式人

内 式千六百六拾四人 男  
式千五百八人 女

有馬村

竈数式百四拾式軒

内 式百〇(四九)  
三拾八

切支丹  
残百姓

貳千壹人

千々岩村

八百貳拾五人

切支丹

内

四百貳拾壹人男  
三百九拾八人女

千七百七拾六人

殘百姓

内

六百七拾六人男  
五百五人 女

竈數三百九拾五軒

内

貳百九拾 切支丹  
百八拾六 殘百姓

合貳万七千六百七拾壹人

切支丹貳萬三千八百九拾壹人  
老萬貳千三百三拾壹人男  
老萬五千五百六拾人女

殘百姓三千七百七拾五人  
貳千六拾三人男  
千七百七拾貳人女

竈數合四千六百七拾六軒  
三千九百九拾壹軒  
千七百七拾貳人  
切支丹  
殘百姓

寛永拾五年寅二月十日

多賀主水  
(次定)

岡本新兵衛  
(政信)

田中宗夫  
(宗行)

176の1

上津浦に鎮戍せし薩將喜入撰津守忠政、島原の薩營に居れる基多村越中守忠智に檄して、御陣營の隣に立營の地を擇給はん事を請へり、曰、世子近日御光着あらんと聞く、その時参謁に使せんと欲す、

176の2

一書令申候、仍其後者不申通候、然者 薩劬様近日其元へ可為御光陣由、目出奉存候、我等も追付罷越、御見得可申覺悟候、其元へ逗留者不知候へとも、小屋かけ申度候間、御陣屋之近所ニ少地を望ニ候、近所へ無之候ハ、少遠候ても無是非候、見合為可申一人遣申候、萬頼入候、恐惶、

(喜入)  
忠政

二月十日  
基太村越中守殿  
(忠智)  
人々御中

176の3

此日、吉利三郎九郎久在天草より帰国、

177

「國分賦所日記」

一たての板拾枚・熊手かき十、出水米之津竹内宮内左衛

門殿と申曆(歴)々衆へあつらへ被置候由、

但喜入舎人助殿・堅山郷兵衛殿存知、正月十七日ニ

被預たる由候、

「季安、今園分左田十左エ門景親より聞けり、宮内左エ門預たる  
受取書は園分役所に存す、楯板は出水竹内家に傳をとらん」

一 たてのいたニ打候釘地かねハ、爰元へ長櫃に有之候、

大釘三拾本、税所宗左衛門殿・上野九右衛門殿江相渡

候而被調候、是ハ公儀より拂外にて候、

右者、嶋原立ニ付、たてのいた十五枚・くまでかき十

可相調之由、喜入久右衛門殿より被仰付候通と申、有

馬喜兵衛殿書状を以承候、普請奉行税所宗左衛門殿・

上野九右衛門殿、任差出銘々ニ御渡可被成候、已上、

家村源右衛門

二月十日

長崎千右衛門

堅山郷兵衛

柳主殿助殿

大迫弥助殿

178 其許ニ罷居候とりい事、川窪慶右衛門用之儀候間、早々

可参由可被申付(候カ)□、送等之儀者其元殿役之内を以相調、

後日其首尾殿役奉行ニ可被申達候、少も延引候へ、可為

越度候、恐々、

二月十日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

吉利役人

179 其元へ焼酎壺有之由候、便船々ノ刻、如有馬可被遣候、

定向田之御假屋ニ可有之候間、御尋有へく候、恐々、

二月十日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

川越三右衛門尉殿

御宿所

180 去四日之御状、委曲得其意申候、然ハ桂外記殿・柳元喜

左衛門尉殿旧冬於鹿兒嶋町出合御座候故、福昌寺・浄光

明寺へ被為寺領候処、今度其地へ被相越候哉、従向寺可

被召出由被仰越候、いかやうニ可被成候哉と御尋にて候、

最前出合候刻、兩人共ニ我々寺領候而、町奉行江茂為被申述之由候、從寺も其段喜入久右衛門尉殿・相良李助殿迄御理被仰候、從公儀(マ)より者とかく不被仰出候、町奉行被為聞分候者可相濟かと存候、併氣任之儀候間、從町奉行公儀へハ御尋共候者、談合之否も成合候様返事可申候、恐惶、

二月十日

(三原) 重庸 (川上) 久國

(山田有榮) 山民部少様

(島津久元) 下野守様

御報

181 一書申候、然者爰元へ御宮作被仰付候、蒲生於御城山楠・

たぶ之間材木可被相伐之間、舟楫木ニ可成木者被殘置、其外之木を引渡有へく候、為其用一行候、恐々謹言、

二月十日

(三原) 重庸 (川上) 久國

蒲生噯衆中

182 御状令披見候、如仰 薩州様從上之関直如有馬可為御光

着由、千萬目出度存候、就其御兵具衆ハ早々可被遣候、其外之人数者一左右次第可被召立候、貴老被成御出陣度由、御尤存候、乍去松平伊豆守殿より有馬へ御加勢之儀者可為御無用由、下野守殿へ被仰候間、多分御人数ハ入間敷と存候、其上境目之儀候間、先々しかと可有御座候、若御加勢相究、跡立之人数出候へ、御息と出陳可被成候、恐々謹言、

二月十日

(三原) 重庸 (川上) 久國

伊集院備後守殿

御報

183 一書令啓上候、黃門様御氣色、此一両日者おもり候て、

御(食)参かね申由候、御養生方之儀彼是得貴意、醫者衆へも(承)合申度候条、被成御越駕候て可然奉存候、此等之旨可申上との 御意ニ而者無之候へ共、御連枝様何れも

御若輩之儀候間、貴公被成御越被聞召合尤奉存候、將又有馬へ 薩州様御着之御到来、今朝迄ハ未申来候と而も、

御左右候ハ、早々御注進可申上候、去六日、従有馬之書  
状参候、其比迄者何ぞ替儀無之由候、猶奉期後音之時候、  
恐惶謹言、

二月十日

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

吏部様

参人々御中

184 今度為軍衆其元へ可被参衆、從此方手形無之衆へ者御船

兵糧曾以被出間敷候、若緩ニ於被出者、軍法之可為妨之

間、至各後日可及御沙汰為届申越候、恐々謹言、

二月十日

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

岩切六右衛門尉殿

川上彦左衛門尉殿

市来八左衛門尉殿

十一日乙巳

185の1

十一日、薩將島津久賀等、上津浦の戍兵に武功ありて與  
に事を謀ほととの土なく、此日島原の薩將島津久元等に檄  
を飛ばして、讚良善助貞資・浦川内藏丞を上津浦に置ん  
事を計る、

185の2

一書令啓候、仍其元へ被召寄候衆之内、皿良善介殿・浦  
川内藏允殿兩人之事者、此方へ被召置候而可被下候、其  
故ハ爰許多人衆御座候処、一所衆其外鹿兒嶋衆何も若輩  
迄ニて候、為何出合候共、功之入たる衆一人も無之候、  
餘々咲止之躰候、此地も相調候様御校量所仰候、恐惶、

二月十一日

(入米院)  
重國

(喜入)  
忠政

(島津)  
久賀

山田民部少様

下野守様

参人々

186の1

伊地知重政米津までは主従三十五人召列、米津より少し  
ハ差歸し、上津浦にては主従三拾壹人分の兵糧を申受し

186の2

「重政付兼小原織部取拂留」

が、またく上津浦より帰らしめ、現人數二十四人ばかりにて島原へ渡海せしと見ゆれ共、九人許は自力賄おけるにや、此日始めて島原にて給たるハ左の如し、

米請取方并銀子錢

二月十一日  
一真米四斗六舛式合五夕

有馬ニ而

右、主從拾五人分内

同日  
一赤米四斗六舛式合五夕

右同

右、主從拾五人分内 「以下載于十二日」

米拂方但出入賄

二月十三日  
一真米尅斗

松岡長右衛門尉殿

同日  
一赤米式舛

同人

右者、正月十七日之晚より二月拾一日之朝迄、日数廿

四日之飯米とシテ相渡申候、

買物方

二月十一日  
一真米九舛ハ

右者、ふかの魚尅ツ三尺五寸之代、有馬ニ而買申候、

「重政内衆」  
一使者善兵衛召つれ申候、

二月十一日  
一真米尅舛六合者

右者、野菜めふか式把之代

同日  
一真米五舛ハ

右者、出水米之津ニ而、町より船手までたわら拾式分

はこびちん、瀬戸山主左衛門殿相渡  「以下載十四日

下」

187 「旧傳集」

一中納言様、讚良善助殿を召候而被仰付候而、肥前天草

一揆籠城之次第、繪圖を以御覽候、繪圖ニ違候所ハ無

之候哉、罷越繪圖ニ引合見候而可申上由也、御請ニ而

天草江罷越、御意之趣左衛門殿江被申出候者、善助殿

別ニ案内之者被為呼候而、城内見得候所善助殿江可申

聞旨左衛門殿被仰候ニ付而、案内之者申候ハ、城内能

見得候所有之候ヘ共、此所者鉄炮・さし矢ニ參所ニ而

あふなく候、外之所者能不見得由申候、善助殿被申候

ハ、城内見候様ニと被仰付為罷越事ニ候ヘハ、其あふ

なき所より可見届由ニ而、明日見分ニ究也、就夫若キ  
衆城内見度候間召列可給旨望候由なり、御家老衆御下  
知ニ而候ハ、左茂可有之候ヘ共、夫共ニ被致無用可  
然候、其子細者、鉄炮被中候事無益之事ニ候、我等者  
御使なれハ無是非候由ニ而留被申候、左候而見分ニ被  
参候時、右之衆江城内見度候哉と被申候ヘハ、いかに  
も見申度由也、さらハ我する様ニせよと言舎、兩人同  
道なり、案内者ハ城内見届手前留置、兩人之手ヲ引高  
キ所より被見候、案中鉄炮とろくくと打掛候時、地に  
ひたとふし、ひらはへくと言而手を引なから押付候  
而被居候、暫有而、起上りのひ上候而空を見よと被申  
候故、如斯被致候なり、最早見分濟候間いそげくと  
て走被退候、城内能見候、繪圖そこくと為替事共被申  
出、早速被致帰國候、其後何様之訳ニ而地ニ臥せ、亦  
のひ上なと被致候哉と、同道之若キ衆被尋候、善助殿  
被申候ハ、最前鉄炮ニ臥候而見せ候間、打上候故如此  
候、おしこみて打と下知する筈也、夫故其後見候時者  
のひ上り見候なりと、此二箇の内能見候と被語候由な

188

り、功者故敵之氣を察し難を通れ、御用被相辨候由、  
酒匂太郎左衛門殿此咄被致候、此咄伊集院藏人殿江い  
たし候処、藏人殿被仰候ハ、功者ハ皆其通也、高麗奥  
入城責之時、加藤清正仕寄石火矢ニ而打破也、され共  
清正者床机に腰を掛けて、かゝれくと下知して被責候  
時、石火矢打上候而、こし矢之時、自分床机よりころ  
ひ落被見候得者、下墨能城内心得候而、其後打出候ハ  
皆こし矢也、其間ニ責破被得勝利由也と御咄なされ候、  
功者之下墨者不違由也、

追而申候、

一 昨晚従有馬今一兵衛尉殿為使帰國候、去七日ニ野州老  
松平伊豆守殿へ被成御差出候処、先日如被仰、薩摩  
守殿有馬へ御出陳之儀弥可為御無用之間、其段被申越  
候へと為被仰聞由候、然時ハ御人衆も入まじきかと存  
候事、

一 御手まわり道具・同御道具持衆ハ可被召渡事、  
一 御兵具同前之事、

一御代官并御振舞奉行・包丁人、其外之役者ハ可被召渡  
事、

一文箱持之者ハ可被召渡事、

二月十一日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

市来(余左)八左衛門尉殿

御宿所

189 去七日ニ伊豆守殿へ野州老御參上候処、薩州様有馬へ

御越之儀可為御無用、又々被仰候旨、今井市兵衛殿口上

承、以東郷肥前守奉(兼脱力)上聞候、右之通伊豆守殿被仰候者、

強而御加勢之儀可被仰事ハ御無用ニ 黃門様思召候間、

其通可申越旨被仰出候、恐惶謹言、

二月十一日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

(島津久元)  
野州様

(伊勢貞昌)  
伊兵少様

(山田有栄)  
山民少様  
人々御中

190

猶々、江戸之書状ニ見得申候間、御中間五人、先御  
道具衆十人、早々可罷上之由申渡候、以上、

追而令啓候、

一今晚七ツ時分ニ今井市兵衛殿參着ニ而、其元之様子委  
細承届候、

一薩州様去八日までハ無御着陳候哉、頃者打續天氣能候  
間、定最早可為御着と奉存候、早々御左右可被仰越事  
奉待候、

一其地繪圖并條書、東郷肥前守を以達 上聞候、

一御陣屋大形相調候哉、目出度存候、從爰許可參御兵具  
并諸道具等、追々持せ申候、定可相届候、

一傳承候得者、天草之衆殊之外氣任ニ御座候由申候間、

於其許御三老被成御談合、可然様ニ可被仰付候、從此  
方申迄も無御座候、其地江茂礎ニ雖可相聞得候、承及  
候通申入候、

一去廿四日ニ江戸罷出候飛脚今朝下着候、江戸よりノ書  
状為御一覽遣申候、先以江戸御屋敷御無事之由、目出  
度存候、



「七カ」  
 一 今十一日、野州老伊豆守殿へ御参上候処、薩州様有

馬へ御越之儀御無用ニ思召由、又々為被仰通市兵衛尉

殿口上ニ承届候、左候ハ、天草被成御見廻、此地之様

ニ可被成御帰國候、早々御注進奉待候、若又御加勢ニ

相究候者、諸外城之人衆一左右次第、片時茂急ニ可罷

立用意仕可相待由堅申觸候条、依御下知早速可申渡候、

猶期後音之時候、恐惶謹言、

二月十一日

(三原)  
 重庸  
 (川上)  
 久國

有馬(山田有榮)

山民部少様

(伊勢貞昌)

伊兵部少様

(島津久元)

野州様

次飛脚

人々御中

一 書申候、黄門様御氣色之儀、先日弟子丸治左衛門

尉殿を以申入候、其後何ぞ無替儀も日ニ増[ ]御草臥

儀多御座候、御側ニ不断被居候衆へ、平田主殿助殿を

以相尋申候、此五日者就中被成御苦[ ]かと見上候、

其段々御座候と被申候、

一 毎朝御ぐし御結被成候、五日者御怠被成候由候事、

一 御看經も五日者被成御止候事、

一 御膳参候時、殊外御太儀がり被成之由候事、

一 御大小便の度々、其外ニも節々御手水御仕被成候、是

も止申候事、

一 御雪隠ニ御出之時も内迄手を御引れ被成之由候事、

一 今朝琢庵御脉被為見候處、御食物少も無御望候間、其

御加減の御業可被進之由被成 御意候事、

一 御脉者次第ニ御よハく罷成候得共、悪敷御脉ハ[ ]

琢庵此方之醫者衆被申候、とかく久敷御病中故、日ニ

増被成御草臥候間、此節之御養生肝要候、御側之衆も

打續事故、夜起ニ以外草臥被入由候承及候、其元御加

勢ニ相究候哉、若御[ ]用之由伊豆守殿被仰候者、

薩州様ハ如此方可被成御帰陳候哉、早々御注進可被成

候、黄門様も殊外被成御待御様子と聞得候、

二月十一日

次飛脚

(三原)  
 重庸  
 (川上)  
 久國

(島津久元)

野州様

(伊勢貞昌)  
伊兵部少様

(山田有榮)  
山民少様

人々御中

192 去九日之御状、今晝九ツ過ニ参着、則 黄門様入御耳申

□、薩州様御船、八日之晩七ツかま迄御着船之由、一

段御満足ニ思召候、御加勢之一着、早々 聞召度由被成  
御意候、恐惶謹言、

二月十一日

次飛脚

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

(島津久元)  
野州様

(伊勢貞昌)  
伊兵少様

(山田有榮)  
山民少様

御報

193 一書申候、仍鮎御用ニ而候間、取せ候而新惠内被持せ、

爰許納殿衆へ可被相渡候、そこね候へハ役不立候間、中

途急候て可有進上候、聊油断有ましく候、恐々、

二月十一日

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

吉田 蒲生 山田

帖佐 嚙衆中

194 覚

一番 吉田 二番 蒲生 三番 山田 四番 帖佐

如右番次にて、鮎取候て廻合ニ無懈怠可被進上候、少も  
油断有ましく候、明日より可相始候、勿論来月未迄可被  
相納候、過分ニ者不少候、十廿ニ而も新敷内此地へ参着  
儀肝要候、

二月十一日

(三原重庸)  
左衛門佐

(川上久國)  
左近将監

195 薩州様御船、去八日ニ七釜迄召候由召候由、可目出度存

候、就其諸役人又ハ御道具等、早々可被召渡候、余不入

人数ハ被召置候而、御用之方可□御調候、恐々、

二月十一日

(川上)  
久國

(三原)  
重庸

市来八左衛門尉殿

参

十二日丙午

切支丹ニ而無之村々人数并竈数

式百六拾八人

東空閑<sup>ウツ</sup>村

千百六拾七人

土黒村

内 百四拾四人 男

内 六百七拾五人 男

百貳拾四人 女

竈数百十四軒

竈数五拾軒

九百四拾五人

西江村

七百貳拾貳人

大野村

内 五百貳拾九人 男

内 四百壹人 男

竈数七拾三軒

三百拾四人 女

八拾四人

伊場村

竈数百九拾四軒

七百四拾人

湯江村

内 四拾四人 男

内 四百壹人 男

竈数拾三軒

三百三拾人 女

四百貳拾人

伊福村

竈数百五拾軒

千貳百八人

多比良村

内 貳百三拾五人 男

百八拾五人

竈数七拾五軒

貳百五拾五人

三宝村

内 百三拾九人 男

内 百拾六人 女

竈数五拾軒

六百貳拾五人

守山村

内 三百三拾六人 男

内 貳百八拾九人 女

竈数百拾九軒

三百五人

野井村

内 百七拾八人 男

内 百貳拾四人 女

竈数五拾七軒

貳百四拾八人

愛津村

内 百四拾五人 男

内 百三人 女

竈数<sup>(四カ)</sup>百拾三軒

八百八人

内 四百三拾三人 男

内 三百七拾五人 女

竈数百貳拾九軒

五百貳拾八人

日見村同断

内 貳百八拾老人 男

内 貳百四拾七人 女

竈数百軒

千貳百五拾七人

茂木村

内 六百九拾老人 男

内 五百六拾六人 女

竈数百九拾八軒

百九人

枕崎村

内 五拾三人 男

内 五拾六人 女

竈数貳拾老軒

合老萬八百九人六千七拾八人男  
四千七百九拾老人女

竈数千九百六十式軒

寛永十五年寅二月十二日

多賀主水<sup>(次定)</sup>

西宝閑村長嶋迄  
「空閑カ」

岡本新兵衛(政信)

田中宗夫(宗行)

右、有馬へ来り候目録也、

197の1

三原重庸在陣せられし時、上使信綱の御下知にて、出水より山元左近等忍の者十人を島原に徴しをけり、斯て重庸は帰られしが、此日左近等に書問いたされけり、

197の2

帰陣之後者不申通背本意候、其後為何様子共候哉、各御辛勞之段難申尽候、其地仕合能帰郷待入候、御加勢ニ宛候ハ、可致参陣候間、萬々期其節候、恐々謹言、

三原左衛門佐

二月十二日

重庸

出水よりの

しのひ衆拾人

御宿所

198

「伊地知左右衛門付衆中小原織部佑取拂帳」

米請取方并銀子銭

二月十二日

一真米壹石式斗五舁

羽月米

199の1

右者、瀬戸山主左衛門殿より請取申候、

一銀子五匁六分

上津浦ニ而

酒之代分とシテ請取申候、但國元より参候銀、

「肝付兼屋從臣緒方主殿介覚書」

一鍋嶋殿より城へ

はてれんをとらへて首を切支丹日本二度こんれんすかな

一城より

一鍋嶋かわかす湯なれとぬるくしてたつれどきかん肥前がさかな

「島津久實從兵時任氏日記ト合セテ写ス」

一答すも噉矢文伊豆どのゝよせかねたるや豊後横目衆

一日本より寄てもならぬいきりすの打ころされて何もお

らんだ

一落城をいつまでとてか松倉か心長くもなんぎ嶋ばら

一侍の身を捨て社本戸なれ御免なれとて逃る兵庫衆

一肥後殿ハ聞けは昔ハをそろしや今は越中空にかくれや「へこにかくなり如比本なり」

199の2

一 信濃とのあさ田に敵をおもひなしきはい軍してぬるゝ  
鍋嶋

一 五月まで待立花のちかゝにむかしに替る尻の百ひた  
一人なみに寄てくるめのやさしやな打ころされて跡ハ有

馬に

「原本なし、緒方本にて補ふ也」

一 左衛門殿ぢいハぞうすい親ハかゆめしでなければ今に

見えぬハ

一 嶋津殿人ハ一人もやらずして口計にてやろうゝと

「以下緒方本無之」

二月十二日酉刻城より矢ニ付

浮武士頭 有馬龜之丞時貞

口之津左兵衛正利

右は、時任氏日記と肝付兼屋が従臣緒方主殿介が覺書と  
校訂せしに、互に得失あれバ誤を正して載せおくなり、

陣營にてをのゝ隨意に寫歸れるにや、緒方が本は月日  
を省き、島津殿人ハひとりもの歌より十三日に載せおく  
橋の匂といふ歌と書連ね、時任が本は左衛門殿祖父ハ  
雑吸ひ親は粥と云歌などハ脱漏せり、季安二百年許の今

から按るに、此歌と島津殿との歌をならべよミシハ、三  
原左衛門佐殿其頃塞下に見得られぬ事をよミたる歟、石  
谷貞清元日の檄にて、 慈眼公に兵を島原に徴すにより  
多く遣されしに、松平信綱・戸田氏鉄より薩兵は江戸の  
御下知にて、天草に五六千渡して警固させよとの事なれ  
バ、島原に援軍は無用なりと仰らされ、賊等はや引退た  
る天草に軍衆を渡おかるゝを、 慈眼公甚御無念に思召  
て、同くハ有馬の加勢を御願遊ばし、甲斐掃部と有馬左  
近を馳せて頻に請給へる事ども、正月九日久國より三原  
重庸等に贈らる狀に詳なり、此事をバ城中の賊等も聞知  
たるにや、口許にてやろうゝとハよミしならん、左あ  
れども上使より御免なきのミならず、寄手に名を振ひし  
左衛門殿までも御暇にて、正月二十八日九日の頃ハ鹿兒  
島に歸宅ありしも、二十九日久國と連署の狀に見へれば、  
此二月十二日頃は、賊等城中より觀望しても、左衛門殿  
の今見へられぬハ、島津殿より軍衆を島原にやろうゝ  
と御願ひあれども、上使より御召なければ、今は詰居た  
る左衛門どのさへ塞下に見得ぬハと、二首にて我藩の師

をバ雜すいと粥とを枕詞にして、上使の薩兵を御召なき事に引かけて讀たるならん、但その頃我陣屋も兵糧乏しく、雜穀にても續けられずんば笑止と言ひあへる程の事なれば、城中にも聞知て倭尼によミたる軟、抑また久留米侯有馬豊氏の衆をよミたる次ぎに左衛門殿とよめるに據れば、延岡侯有馬康純の事をよミたるも知るべからず、兎に角に寄手の事城中によく洩けること見へたり、

猶く、御帰陣之御到来、今夕ニても候へ、可申通候、以上、

態野元志磨之助殿を以様子被仰越候、細く令披見候、上様御帰陣之刻、御通之道いまた不相知候、御到来次第可申越候、其元御假屋之普請急度出来可申哉、一段幸ニ存候、弥無御油断可被仰付候、道作之事も可為同前候、將又自鹿兒嶋御城山ニて楠・たふ御用之由候哉、任御状られ候由尤候、次ニ者鹿兒嶋御道具持ニ被参候衆書立被持遣候、何も今日爰元<sup>〇</sup>数々被入御念、首尾承候、猶く相替儀候へ、可被仰越候、恐惶謹言、

市八左衛門尉

宗友(花押)

二月十二日

松下源五左衛門尉殿

酒<sup>(向之)</sup>彦兵衛尉殿 御宿所

201

尚く、從琉球竹之下善左衛門尉殿被罷上候刻、南蛮人より具之御送状うつし先日持申候、可為同前候へとも、又々遣申候、以上、

去九日之御状昨晚到来、細く令拜見候、薩州様御船八日之晚七ツ釜迄御着船之由、則 黃門様へ申上候、一たん為被成御満足由被成 御意候、定而十日ニ者可為御着陳と奉存候、

一御加勢之儀、伊豆守殿何分ニ被仰候哉、一刻も早々御注進待入申候、御加勢ニ相究候者、御人数も不殘可相立候、急度様子承度候、

一黃門様御氣色無替儀候、御食も日ニ増参かね被成御草臥、心遣迄ニ候、御子様達いつれもの儀ハ<sup>〇</sup>薩州様御事計被成 御意之由承及候、御帰國被遊御養

生候者、御快御座候而御食なども可参かと [ ]、

一口之津次郎兵衛と申者、去年秋之比爰許江も為商買参

由候、其時分塩硝なと方々為尋由、于今取沙汰 [ ]、

左候而往来之時分者手形を不取ニ為出由候、然処諸浦

ニも于今同類候て、何とそ隠シ舟にのせ候哉と無心許

存候、次郎兵衛ハ于今城之物頭之内と、先日之日記ニ

見得申候、其外旅人之出入度々堅申渡候へ共、色紛候

而出 [ ] 仕由申候、何共心遣之儀候、

一爰許之若衆無御下知處ニ其地へ被参由相聞得候、ケ様

候て向後軍法之為如何候はん哉と、御談合可入儀候、

天草之軍衆も殊之外氣任ニ候て、御談合衆も手ニ餘 [ ]

よし、度々被仰越候得共、黄門様者御氣色悪候 [ ] 事

々ニ細成儀被聞召事不罷成候、御袖判御判紙被遣、

色々御法度被仰渡候、其上ニ而も氣任候者、從此方者

難及候、定而御方へも可被得御意候間、 [ ] 被聞召候、

但頃者右様ニ茂無御座候哉、此方江者不相知候、

一氣任ニ被致出陳候衆、自出水乗船被渡間敷由、市来八  
左殿・川上彦左衛門尉殿・岩切六右衛門尉殿迄以書状

届置申候、從御方其段被仰越尤存候、船之儀ニ付而も  
定而氣任可被申候はん、

一細川越中守殿より昨日御飛脚被遣候、其御状ニ上使追

々被成下向候、從江戸も敵城いかにもゆるくと仕寄

を以 [ ] 被仰下候故、けが共無之様ニ丈夫ニ被仰付

候、城中二月中之兵糧可有之由、落人共申通相 [ ]、

其許之取沙汰何分ニ候哉、切々御注進可有候、恐惶、

二月十二日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

(島津久元) 下野守様

(伊勢貞昌) 伊兵部少様

(山田有榮) 山民少輔様 御報

十三日丁未

202 「喜入撰津守地頭所加世田衆中小川監物日記」

一十三日、殿様有馬へ直ニ御着之由相聞得候、就其撰  
州様も有馬へ御渡り候、加世田衆十五人被召列候、人



なミニ御供申、七ツ時ニ有馬へ着舟申候て、諸大名衆陣屋又敵之城跡共見物申候、以下、十四日に抄載す。

203 「薩本嶋原軍記」

正月

十三日ニ薩摩守事阿部豊後守殿江被召寄、可罷下由被仰聞、其夜江戸罷立、二月十三日ニ肥前之内口之津迄致着船、則有馬表江伊勢兵部少輔を以松平伊豆守殿江申候者、鬼利支丹一揆ニ付而罷下候間、人数共於入儀者有馬江相詰申含遣、嶋津下野守同心を以申入候御返事ニ、扱者御下國御太儀ニ候、人数共入候ハ、可被在陣由尤ニ候、併御親父煩ニ付て御暇ニ而候間、早々如國元被為帰國可然と被仰候云々、以下載、十四日、

204 「善傳集」

一或時藥丸氏にて石原愚見老ニ會しけるに、石原氏の物語に曰、自分杯若年之頃迄嶋原へ被立候、仁禮九郎左衛門尉殿存命被致候由、九郎左衛門殿ハ嶋原之次第を尋候に、九郎左衛門殿成程嶋原へハ立しか共、合戦之

手に不合、依之軍物語不存候、併自分之立し次第を語り聞せ申さん、扱自分事ハ老番立と願しか共、三番立ニ被仰付参候、出水・米之津より船にて嶋原へ可渡賦にて、巖之間ハ米津町へ致止宿罷在候、夜中ニ遠く神鳴どろめきの様ニ聞得候、依之亭主ハ尋けるハ、雨ハふり候半哉と尋申候、亭主申けるハ、あれハ神鳴ニテハなひを嶋原之石火矢之音よ、御身達ハあの玉の下ニ立めす筈也と云、扱もと思ひしに、船も時分よし被召候へと申候ニ付、夜明ニ舟ニ乗候に、其日入時分ニ嶋原ニ着候、船頭此下ニ御入候へと申によつて、垣之様ニ有之下ニ入候、追付城より打出候鉄炮玉上を通候、今之垣の様ニ有之候ハ、皆仕寄之竹束ニ而候、段々竹束ニ而仕寄有之候、薩摩陣を尋参候に、爰と申所へ参候、左候へハ足輕共此木屋ニ御入被成、他之木屋へ自分用事ニ而獲ニ一向御出被成間敷由稠敷申候、下文ハ十四日に分載す、尤次日 光久公江戸ヨリ御下着ト云ニ據レハ、仁礼氏着セシハ十三日ナルヘシ、故此ニ載セ置、三番立トハ二月朔日重人数賦ノ列ナラン、此賦ハ正月二十九日戌ノ刻ニ御到来アリテ、世子直ニ島原へ御着陣遊バ、ス管ノ事知レシニ依テ、益兵士ヲカサメラレタリ、然ルニ重人数賦ノ中ニ仁禮九郎左衛門ト云ナシ、高百六石仁礼善左衛門ト云アレハ、此人後ニ改名セシニヤ、糺スヘシ

205の1

「島津久賀從兵時任氏日記」

一有馬之城御見物ニ、十三日上津浦御出船にて候得共、

順風悪敷候て、柳之瀬戸船かゝりにて、其夜ハ御泊り

云々、下文ハ、十四日ニ、

二月十三日酉刻城より矢文「イナシ、異本ハ緒方主殿寛書也、旁註の通書入おくなり」

206 「上文在二月九日」

205の2

「全」

有馬陳中城より矢文

一立花の匂ひをとむる瀆「春イ」の城皆くれないに花をさかせる「んイ」

一大鍋を焼名たつるや肥前殿男「たきへりたるやイ」「殿イ」の役にもたゝんものかな「ぬなりけるイ」

一板倉をうたせてきむる肥前殿「まイ」あまり心のはかなかりけ「心のうちのイ」

り

一世にすめる男役ともさかしくもふるひくく「もイ」「に」てこ「かミ」の木の文

の文

一鎗つきと世間に云し後藤殿本味「くさりてイ」ハくさし石突となる

一板倉ハ今ハ身にしむ三シン「米をかなイ」やうき名をハかに恥「世にはかるはちのかす」の数

くくイ

一武士のそろはん計せんにして百姓と申「もイ」に鐘「リイ」をうけけり

「いさはいを持って少ハ肥前殿こミをのこせるくイ」

一人 躰六拾二人

高岡衆中

内三拾六人 鐘衆

廿四人 鉄炮衆

二人 賄衆

一組

一人 躰二拾四人

穆佐衆中

内十三人 鐘衆

十人 弓衆 耆人賄衆

一十 耆人ハ弓衆

倉岡衆中

一組

一廿八人 鉄炮衆内耆人賄

野尻衆中

一三拾 耆人弓衆内耆人賄衆

綾衆中

五ヶ所

合百五拾六人

右者、御道具被為持、堀弥右衛門殿主取にて、如其表被參候条、其許軍衆帳ニ書のせ、飯米可被渡候、

以上、

寅二月十三日

川上彦左衛門殿〔久康〕

岩切六右衛門尉殿〔信亮〕

村田郷左衛門尉殿〔経乘〕

猪俣為右衛門殿〔則康〕

一昇さし百五人御藏入より出ル内五人賄夫

都合七百三十六人

内百拾六人 鹿兒嶋衆

六百二拾人 外城衆

外  
昇さし百五人

詰夫廿老人

季安云、二月朔日ヨリノ重人數、是迄惣擧ト見ヘタリ、

207 「喜入忠政從臣聞書」

一同年二月十三日ニ有馬江御渡被成候事、

208 「堀與延日記」

一寛永十五寅二月十三日、御兵具鑓・弓・鉄炮百五拾人

分、日州方外城之士百五拾人御道具之者代被仰付、興

延堀弥右衛門後四郎左衛門召列、向田迄差越候処ニ、嶋原為事濟由

候ニ付、御兵具持百五拾人并興延致帰候事、

209 態申越候、仍 黄門様御養生ニ付、生匏・さしいか・う

□・なからめ御好物ニ参候間、追付とらせ候て、不依

夜白急度可被持せ候、聊油断あるましく候、恐々、

二月十三日

(三原重胤)  
左衛門佐  
(川上久國)  
左近将監

状一ツ 同一ツ 同一ツ  
指宿 市来 阿久根

山川 串木野

穎娃 状一ツ 加世田

十四日戊申

210 「加世田小川監物日記」

殿様之御船十四日之朝着申候、即刻上使御陣へ御見舞候て、則御暇にて御船へ被召候、摂州様も御國へ御供之由候て、次十五日ニかうつら出船候、三ヶ一被召帰候衆も、一時にて無之候へ共、便次第ニ可被帰之由、豊州様・北佐州様・本民部右衛門殿・それかし罷出候て御尋申落着候、廿一日ニ仁禮佐渡守殿三ヶ一之帰衆出舟候、

211 「薩本嶋原軍記」

翌日十四日ニ、薩摩守有馬江致着船、在陣仕御奉公申度由、重而伊豆守へ申候得共、前々ニ不相替被仰付候故不及力、頓而十四日ニ出船仕帰國候、其後民部少輔人数千餘人ニ而在陣仕、御暇被下罷帰候、

212 「御恩徳記」

二月十四日、有馬江御着候處、家久様御病惱重キ由豆州被為聞候、嶋原之儀者御心易思召、御入國候而、家久様御保養可被遊旨被仰候、然共 光久様御承引無之候而被仰候者、適致参陣、家久病氣と者乍申、空可致下

國儀残念至極候、是非共責口をも請取可被成御奉公旨再三被仰候、従 家久様茂被成御下儀御無用ニ候、必御在陣候而凶賊追討之行可為肝要由、節々被仰越候故、其趣迄被仰断候得共、豆州より最早人数も過分ニ候、可被成御請取場も無之候条、必可被成御下旨強而被仰候、嶋津下野・伊勢兵部よりも理を申出申上候得共、豆州曾不被為肯候ニ付、不及力被遊御下國候、乍然御病中御孝行をも被為尽候儀者、大猷院様御仁慮之施所ニ而御座候、

213 「御功恩之次第大概」

二月十四日到嶋原、右之旨豆州ニ相達候處ニ、父之病太切之由候間早々致帰國可看病之由、豆州強而被申候ニ付而、任其意令帰國候処へ、同廿三日家久病死仕候云々、

214の1

此日、伊地知左右衛門重政、島原の陣屋に鹿兒府の土土持平左衛門綱辰・田中善兵衛・吉田次郎兵衛康清・中上内藏丞を饗す、

〔重政付衆小原織部取拂留〕

御振舞方

二月十四日  
一上白米壹舂五合

。土持平左衛門尉殿。中善兵衛殿。吉田次郎兵衛

殿。中上内蔵丞殿

右者、有馬ニ而御振舞衆六人以下載于十七日、

〔全〕

買物方

同十四日  
一真米八舂四合八夕

右者、天草須本より出水米之津へ瀬戸山主左衛門殿

被相渡候船ちん以下載于十五日、

215 「舊傳集仁礼九郎左エ門物語」  
〔舊傳集上文ハ十三日ニ載ス〕

次日、光久公江戸より御下着有之候、殿様御着被成

候上ハ城責可有之候間、似合敷働可致と存居候処ニ、

光久公松江平伊豆守殿より、薩摩へ御下御父中納言殿御

病氣可被為御覽大切之由承候、必々御下可被成之由頻々

被仰候ニ付、無是非御下向被成候、直ニ御供被仰付候、

依之致御供罷下候、夫ゆへニ合戦之手ニ合す軍物語ハ無  
之由、咄ニ而候、

216 「島津久賀從兵時任氏日記」  
〔上文ハ十三日ニのする也〕

同十四日有馬御着船にて候、殊ニ薩州様御着船ニ付、

御船本にて御目見得、左候而陳場また城御見物被成、十

四日之晩有馬より御出船にて上津浦へ御着船也、

217 「浦乃波」

嶋原陣の時、光久公御入國にて、彼邊御通船ニ付伊勢

貞昌御供ニて合戦半之事ニ候故、光久罷通候間、一虎

口被仰付候ハ、可相勤旨被仰遣候處ニ、無構御下國候様

ニとの返答故、無御構御通被遊候、嶋原城ハ海に作り掛

たる城也、其時貞昌の下知にて、嶋原の城の屏下にすり

かけて御船をやられ候、夫故矢さまより鉄炮を打事なら

す候、城を過る比、又下知にて船のともへ楯をつかせら

れる、頗而鉄炮を打掛る事、如雨なりしと也、

218 「伊勢貞昌與力有川喜左エ門覚書上文正月十七日  
にのするなり」

嶋原にて御陳揚無之由にて、松平伊豆殿より御差圖にて、  
かこしまへ御着、獅子嶋にて御狩有之、中納言様御逝  
去被遊ニ付而、追付又江戸へ御下云々、下文ハ三月十七日  
ニのするなり

219 態申越候、仍 黃門様御氣色御養生ニ付、御好物竹の子  
参候、其地へ大名竹有之儀候間、地之中を堀せ、竹の子  
早々可被差上候、少も延引有間敷候、恐々謹言、

二月十四日

(三原重庸)  
左衛門尉佐  
(川上久國)  
左近将監

谷山 喜入 指宿 頴娃 知覽

伊集院 市来 くしきの 伊作

阿多 田布施 川邊 かせた

秋目 久志 泊 坊之津

220 追而申候、仍有川藤左衛門尉先年 御成之時、植木之入  
組ニ付、御糺明之上ニテ流罪被仰付、数年之儀候間可被  
召帰由、東郷肥前守を以被 仰出候、肥前守先御差合ニ

被申上候者、川上泰介も同罪之由承及候、如何可有御座

哉と被申上得候、泰介事者植木之入組同罪之儀候、女狂  
など為仕由出合申候間、各別たるへき哉と為被成 御意  
旨、肥前守被申候、兩人申上候へ、右之入組江戸ニ而之  
御穿鑿ニテ候故、我々然と不存候、其元へ申越罷帰可申  
通御返事申上候、御報次第ニ鹿児可申下候、恐惶、

二月十四日

(三原重庸)  
(川上久國)

(山田有栄)  
山民部少輔様

(伊勢貞昌)  
伊兵部少輔様

(島津久元)  
野州様

参

新納二右衛門尉殿有馬へ持参候、

221 尚々、二右衛門尉殿一昨日被罷帰候、又今日此元被

罷立候、以上、

追而申候、新納二右衛門尉殿東目御下向之由相聞、為御  
迎豊後かたへ迄被参候処、又西目より御下向之御到来候  
而被罷帰、今日被打立御陸衆之御賦被下候間、直可被相  
達候、恐惶、

二月十四日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國(山田有來)  
山民部少様(伊勢貞信)  
伊兵部少様(島津久元)  
下野守様

人々

昨日之御状并有馬より之文箱今朝相届申候、

一有馬へ為御使新納二右衛門尉殿被参候間、早舟可被仰

付候、北郷式部様御使一人同心にて候事、

一薩州様御着船之到来御座候者早々可被仰越候事、

一黄門様御氣色日増御草臥ニ而心遣千萬候事、

一薩州様御供へ被参候衆何ほとはや□□哉、承度候事、

一兵粮何程相残候哉、應人数不足候者、又々琉球船まハ

し可申候、猶追々可申越候、恐々謹言、

二月十四日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國(宗友)  
市来八左衛門尉殿

覚

一最前よりノ御南戸衆吉田次郎兵衛尉殿・高崎伊豆守殿・

蒲地新介殿・今井市兵衛尉殿、又頃被仰付候喜入吉兵

衛殿・渋谷三四郎殿・野村右衛門佐殿ニ而候処、二郎

兵殿ハ其地へ御使被参于今不被帰候、右衛門佐殿ハ甌

嶋より直ニ如天草為被参由候、伊豆守殿ハ上陸、市兵

衛尉殿ハ高岡移衆相良李助殿を以留申候処、押而其地

へ被参候、新介殿出水へ於御一宿者見廻ヲ被為頼由、

民部少殿被仰越候故達 上聞、御暇出候、爰元へ者三

四郎殿一人被居□□(申力)若輩其上頭被仰付候間、御物有所

不存候条、御用相達間敷之由被申候、如此候故實□□御

事闕ニ候間、其元江御南戸衆少々御隙入□□必急度可

被罷帰候事、

一如御存知近年小番衆緩成儀弥こそり候て、或一人ニ而

御番相勤、或一人も御番衆無之日も御座候、頃者番之

日ハ當病之由ニ而、翌日よりハ自用ニ被行衆も在之様

ニ風聞申候、當時 黄門様御病中之故細成儀不被聞召

上候ニ付、如右緩ニ成立申候、但堅固ニ被相勤衆も在

之躰ニ見得申事ニ付、御番帳ニ書付申たる衆申分在之

由被申、御番不被仕候、御番帳ニ在之上縦申分候共、

御免之由不被仰出候ハ、先御番者如帳面被相勤可然  
存候、於御同心者御返事次第右之旨可申渡候事、

一大番衆も小番衆ヲ見習緩ニ候条、大番衆・小番衆へも

今朝新納勘解由次官殿・仁禮主計助殿を以申渡候、

薩州様於御下知者、御沙汰共候ハ、咲止ニ存候、其上

義久様 惟新様 黄門様、 御三殿 御連判之御条書

ニも、御番狩普請之懈怠及三度候者可没取知行由被仰

出、其御条書之写ヲ餘之事ニ見せ申候而届置、先日も

伊東二右衛門尉殿・相良左助殿を以申渡候間、於其地

二右衛門尉殿口柄可被聞召候事、

二月十四日 右、新納二右衛門尉殿有馬へ御使之時被遣候、

急度申入候、

一只今從琢庵被仰候者、 黄門様御氣色も弥相重り候、

其御注進江戸御年寄衆へ可被仰上□松平伊豆殿へ被仰

候ハ、公儀之御飛脚□可被遣候間、早々江戸可相聞

得候、急度其地へ持せ候様にと被仰候条、文箱持せ申

候、伊豆殿へ御進上尤候、

一只今彈正殿奥方より鮫嶋大藏丞を以被仰候者、

黄門様御氣色御一大事と被及御覽候、御女儀として無

御似合儀ニ候へ共、餘り之事ニ被仰候、何れ 薩州様

御事先爰元へ被成御見廻候へかしと思召候、直ニ御申

可被成候へ共、如何ニ御座候間、我等より各迄可申入

由被仰候、ケ様之儀承弥驚入、御帰國御急之儀何とそ

可被仰上候、

一今日者 黄門様三度御食被上候處、晝ハ被召上候、朝

晩ハ少も不参候、就其漸々ニ御草臥被成候、為御心得

申候、恐惶謹言、

二月十四日

(川上) 久國

(山田有來) 山民部少様

(伊勢貞昌) 伊兵部少様

(島津久領) 豊州様  
まいる

225 態以次飛脚申候、仍 黄門様御氣色相衰申ニ付、從琢庵



松平伊豆殿迄御注進之状被<sup>□</sup>申候、早舟ニテ有馬へ御届有へく候、何共笑止千萬可申様無之、又薩州様御着船之儀、不依夜白御注進待申候、恐惶謹言、

二月十四日

(川上)  
久國

市来八左衛門尉殿(宗友)まいる

去十三日之御状、今日酉ノ刻ニ到来、具令拜見候、

一薩州様御舟十日ニのむへ御入津被成候、兵部少殿ハ

上使江御使として御先ニ被為参、伊豆守殿へ被得内意

候得者、さつま御人数御加勢ハ御無用ニ、先天草へ人

数被召渡、薩州様御事 黄門様御氣色御見廻候而可

然候由被仰候哉、則 黄門様入御耳申候、如此方可被

成御下向段被成御満足候、片時も御急被成 御對面致

被成御意候事、

一其元之依様子、先々如此方御越可被成か、又中途へも

可被成御座欵、相究次第追々可有御申由候、我々存候

ハ嶋原へ御出陳無御座候ハ、黄門様御氣相もはや御

大事之由、御子様達・御側廻之衆・醫者衆被申候条、

一刻も御急被成御越候へかしと存事候、左様ニ候て御氣色も御快驗候へ、又被成 御打立、天草迄も可被成御見廻候間、此節へとかく先此方へ被成御帰國可目出度候、かこしまへ御越之道筋、あくね筋紫尾越何方ニて候はんや、市来八左衛門殿迄早々可被仰越候、御宿彼是可申付候、御迎之御馬へ、國分帯刀長如川内表明朝引せ候而可被罷越候、恐惶、

二月十四日

(三原)  
重庸  
(川上)  
久國

(島津久元)  
下野守様

(伊勢貞昌)  
伊兵部少様

(山田有栄)  
山民部少様

御報

尚々、此元談合ニ者川内表可然候はん哉、御泊之賦別紙、於其元可有御相談候、

昨日戌刻之御状并従有馬御三老之文<sup>□</sup>只今酉刻ニ相届候、先以兵少老為御先有馬江十三日ニ御着船之由、目出度存候、薩州様可為御着候間、御左右奉待候、

228

一跡立之衆御道具等可被相戻由、從嶋原被仰候哉、萬端  
自彼方如御下知被仰付尤候、

一薩州様直ニ如鹿兒嶋御帰國ニ弥相極候間、其地へ早々

可相知候間、其方より可被仰遣候、從爰許も物奉行衆

へ堅申渡候、併川内筋・祁答院表共難定候、其地へ

早々可相知候間御油断有間敷候、

一此飛脚以早船有馬へ可被遣候、黃門様御氣色弥重り

候ニ付、一刻も急ニ御注進申上候間、御使草臥候者、

從其元衆中を使ニ可被仰付候、聊御油断有間敷候、恐

惶、

二月十四日

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

市来八左衛門尉殿  
(宗友)  
御宿所

追而申候、昨日之御状今晚酉刻ニ相届□見候、仍大炊

頭殿・讀岐守殿より黃門様へ被進候御状、懸御目候、

然者薩州様為御使早々有馬へ被參候儀、黃門様御満

足之由被成御意候、薩州様有馬へ御在陣御無用之

229

由、伊豆守殿被仰候哉、左候者急度此地へ可為御着候、

兵部少事可為御供候間可被成御對面儀、御祝着ニ思召

之由候、一段目出度存事候、御氣色之様子以別帛申候間、

不能詳候、恐惶謹言、

二月十四日

(三原)  
重庸

(川上)  
久國

(伊勢貞昌)  
伊兵少様

御報

去十一日之御状今朝相届候、

一薩勿様十一日迄者無御着船候哉、定而十二三兩日之

間可為御着陳と存候、早々御注進まち入候、

一黃門様御氣色、日ニ増被成御草臥、何共心遣奉存候、

巨細之段者新納二右衛門尉殿へ申含候間、御□可被

聞召達候事、

一其元城攻之様子替儀無御座候哉、黃門様聞召度由、

每々被成御意候間、□候へ、可被仰越候、

一御陳所御普請相調候哉、御肝更故と存候、御賄方之道

具相調、松山六兵衛尉參着被申□承届候、

一松平伊豆守殿・戸田左門殿より天草之[ ]可被召帰由  
 被 仰出候ニ付、寺澤殿衆へ被成御談合、出水表へも  
 被仰渡候哉、御尤ニ存候、於富岡ニ者松平主税殿・伊  
 東大和守殿・寺澤兵[ ]人衆と、かうつらへ被居候  
 薩摩衆相加可被成沙汰由御承候故、かうつらへ被仰越  
 之旨承届候、彼退衆多人衆ニ而候処、被召帰儀[ ]  
 存候、恐惶謹言、

二月十四日

(三原) 重庸

(川上) 久國

(島津久元)  
野州様

(有榮)  
山田民部様

覚

一黄門様御氣色一日おとりニ御瘦衰被成候事、  
 一夜中御痰御せき出申候間、殊之外御熱氣さ[ ]之故、  
 御脉ニもよはくはやく御座候由、薬師衆被申候事、  
 一昨日ハ御食も弥参かね候、今朝七ツ時分ニ御粥少参候  
 とても、いかにも少分之[ ]にて候事付、御膳可参

と候てハ殊外御太儀かり由、今朝琢庵・理心御脉ニ被  
 参候、兩人共ニ悪敷御脉ハ未出申由被申候事、

一琢庵へ被成御逢候刻ハ、奥之表之御座ニ而、いかにも  
 御行儀正被成 御對面候付、十一日之朝御脉之時[ ]

[ ]我々見上申候、今朝ハ御草臥弥増申候、

一御禁物沙汰之事、

一御薬之事、

一薩州様御着を御待かね被成候、御連枝方餘多御座候へ

共、薩州様御一人之御事計毎時被成 御意之由、御

側衆被申候、

一式部太輔殿去月之末ニ被成御帰宅、又一昨日被成御越

候事付、以之外御草臥候間、御脉者悪敷無御座候得共、

御煩不圖おもひ候ハ、今之御[ ]にてハ御脉も御衰

同前ニ可替由被申候事、

二月十四日 新納二右衛門尉殿使之時

(山田有榮)  
山民部様

(伊勢貞昌)  
伊兵部様

(島津久元)  
野州様

231 寛永十四年  
一嶋原一乱之節茂 中納言様御病中ニ而、光久公江戸

より初而御下國、直ニ嶋原江御加勢被遊之由ニ而、  
中納言様より御召之御錯式両祐昌江被仰付、嶋原ニ為  
御持御越被成候、薩州陳ニ祐昌御入被成、光久様を  
御待上ケ被成候所ニ追付御着被遊候得共、御加勢ニ不  
及由ニ而、直ニ御國元江御入國被遊候ニ付、祐昌も御  
帰リ被成候事、

右者、伊東肥後守祐昌家来吉田与三右衛門と申者、  
八拾老歳ニ而覺咄候趣を、宝永六丑八月廿四日、同  
人家来坂元武右衛門書留置一冊ニ有之、寫載之早、

232 「喜入忠政從臣聞書」

一中將光久公ハ、中納言家久公薩州於鹿兒島御病氣ニ付、  
武州より御下向被遊候ニ付、肥前有馬之浦へ御船を召  
候而上使江御使者を以被仰入候者、此節爰元罷通候而  
城を乗取可申由被仰入候得者、直ニ御通候得と御返事  
有之候、左候而同日有馬を御出船被遊候事、  
下文在  
十六日、

233の1 覺

式拾目御持筒老挺 石神源兵衛・重永重次作と有之候、  
右、九字筒与帳面相見得候、委細之御由緒相知不申候、  
以上、  
丑十二月十八日  
御納戸奉行  
左近允与太夫  
米良九右衛門

233の2

覺

御鉄炮九字式拾目  
右者、先年御由緒同氏山栖承知仕候趣御座候而、私江  
物語承候、其通書付差出候様ニ承候ニ付申出候、  
寛陽院様御代山栖三郎次郎と申節、鉄炮教擬御用ニ付  
進上仕候、依之 御持筒之内老擬拜領可被仰付候条、  
御鉄炮蔵江参見合可備御覧旨 御意候故、右御鉄炮持  
参拜領仕度旨申上候処ニ、其通被仰付候、然處ニ嶋津  
市正殿・嶋津安藝殿、御前ニ被詰居候而被申上候者、  
右御鉄炮御由緒三郎次郎不存候故、頂戴仕候、拜領難  
被仰付御由緒有之由ニ而被申候、先年 御家督之節、

御嘉例能御鉄炮之由候而、御迎ニ被差上候、御下

向之砌、嶋原籠城ニ而、御通船之砌御手自被遊候

御持筒と申傳候段、兩人御沙汰被申上候ニ付驚入、早

速其断申上御蔵江相納候、以後八匁十匁之御鉄炮式挺

山栖江拜領仕候事、折節物語承候、此節右之御用筋ニ

付、又々山栖江茂頃日相尋、右之段ハ至只今忘却不仕、

右之通覚罷在候由申事御座候、以上、

寅二月十五日

種子嶋十左衛門

御記録所

十五日己酉

234 「忠政從兵小川監物日記」

撰州様も御國江御供之由候て、次十五日ニかうつら出船  
候云々、

235の1

鹿兒島にてハ有馬より 世子十五日御光着あらんとの御  
消息ありしとて、此日久國等檄を諸外城に移して、猪鹿

の肉を徴す、

235の2

尚々、此外ニ所ニ有之肴可成程相調可有進上候、

急度申越候、薩州様今日可為御□着由、從有馬相聞得

候、就夫猪鹿取□来廿日廿一日之間ニ此方へ持せ可

被申候、猪者□猪ニ而可被差上候、少も油断有

ましく候、恐々、

二月十五日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

谷山 吉田 國分 郡山 牛根

伊作 蒲生 清水 伊十院 百引

田布施 山田 曾於郡 市来 高山

阿多 帖佐 財部 串木野 始良

加世田 横川 末吉 隈之城 大始良

川邊 栗野 高城 百次 小根占

知覽 山田 田代

穎娃 清敷

236 「伊地知左右衛門付衆中小原織部取拂帳」

買物方

二月十五日

一真米三斗 おこし 代銀拾七匁五分

同日 一赤米六斗 おこし 代銀三拾匁匁 右ニ付

以下ハ三月朔日ニのせおく也、

237の1 此日、加久藤衆中ども召列たる内の者五人、有馬より帰

らしむ、

237の2 渋谷長介内 西田治部左エ門内 同名隼人佑内 岩崎禪之允内  
千介 関右エ門 内藏之介 甚兵衛  
宮竹越右エ門内 元介

238 尚々、夜道御かけ被成儀も可有之候間、諸所へたいまつ用意油断有ましく候、以上、

薩州様今明日中□阿久根へ被成 御着、川内筋可被成御通由、自有馬被仰越候間、道橋作之儀少も油断有ましく候、為其用一行候、恐々、

二月十五日

(三原重勝) 左衛門佐

(川上久國) 将監

鹿兒嶋 隈之城

よこ井 水引

伊集院 高城

市来 阿久根

くしきの 噯衆中

239 尚々、御方へ御注進候て、爰許諸事申付□段被

入御念候、黄門様も被聞召上、御満足由被仰出候、将又三五郎殿御事路次之宮仕ニ御供可仕候、

昨日之御状今朝到来、具ニ令披見候、仍 薩州様去十三日十四日之間、有馬へ被成御着船、松平伊豆守殿へ御禮相濟候者、阿久称へ御着船候而川内筋を可為御通道由、一段目出度奉存候、其元之儀者萬事貴老被仰付候へ、西方御晝休者仁禮主計助殿、向田ハ鎌源左衛門尉殿・相良新右衛門尉殿、市来湊御晝休新納右衛門佐殿可被見廻衆申渡候、川内・市来湊御船□奉行迄申付候、於御着船者不依夜白以次飛脚可被仰越候、聊御油断有間敷候、恐

と謹言、

二月十五日

涉谷四郎左衛門尉殿御報

(三原)

重庸

(川上)  
久國

241

今朝從阿久根涉谷四郎左衛門尉殿以書狀被仰越候、

薩州様松平伊豆守殿御禮被仰、夫より阿久根被成御着

船、川内筋可為御通道由被仰候、向田御一宿之由候間、

御振舞方彼は無油断申付候、 御使來差越可申候、

西方・市來湊可為御晝休、是も同前ニ申付候、

一薩州様御殿東之丸ニ可被成 御座由、黃門様被成

御意、御普請等茂 御直ニ被 仰付候、為御存 、

一黃門様御氣色之御様子、昨日如申弥然も無御座候、

今曉茂御せき出、殊外御難儀被成候、其時分安心被診

御脉候、浮大ニよ(小脱力)ハくさく御座候間、心遣之由被申候、

御食も次第ニおとり申候、昨日も晝之御膳半分程被召

上、朝晩者不參候、今朝之御粥も不參候、ケ様ニ御座

候故、日ニ増 草臥被成候、一刻も御急候て被成 御

光着、目出度候、

一我も中途迄成共御迎ニ可致伺公候得共、黃門様御

氣色然も無御座候、其上御用繁候間、はつし申事不

罷成候、御次之刻者御取合頼入申候、恐惶謹言、

二月十五日

240 一書申候、仍從松平伊豆守殿被仰出候ハ、天草百姓共旧

冬貴理師旦ニ致与同、諸所放火仕、富岡之城をも為責由

候、彼者共松平主税助殿・伊東大和守殿・寺澤兵庫頭殿、

薩摩之人數參合遂糺明候様ニと、野州老・山田民部小老

まで被仰候、頃者稠御改可在之候、去年きりしたん同意

之者共ハ難被遁罪科存候而方々へ可致逃散候、就中甌之

嶋程近候間、治定落候而可參候間、涯分諸浦へ番を被付

置可被搦捕候、就夫久左 渡海候条、萬事無緩可有御

談合候、恐々謹言、

二月十五日

甌之嶋  
本田伊賀守殿

御宿所

(三原)

重庸

(川上)  
久國

此状本田久左衛門尉殿へ相渡候、

(伊勢貞昌)  
伊兵少様

242

尚々、手形不持もの稠留置、早々此方へ可申出候、  
以上、

急度申候、仍天草之百姓共之内きりしたんニ立帰候者、  
御沙汰有之由候、治定其邊へ可落来候条、旅人改候而、  
以書付此方へ可被申上候、勿論此節参候旅人、念入可有  
沙汰候、恐々謹言、

二月十五日

次飛脚

(三原)

重庸

(川上)

久國

一谷山 喜入 指宿 山川 穎娃 知覽 川邊 鹿籠

坊泊 久志 秋目

一日置 吉利 永吉 伊作 田布施 阿多 加世田

一伊集院 市来 くしきの 隈之城 山田 百次 平佐

中江 (郷) 東 (郷) 高江 水引 高城 阿久根 高尾の

出水

243 昨日之御状今朝到来、令披見候、薩州様昨日有馬へ被

成御着陳、松平伊豆守殿御一禮相濟候者、阿久根へ御着  
船にて川内筋を此方□可為御光着由、一段目出度奉存候、  
萬事無油断可被仰付候、於御着船者不依夜白以次飛脚可  
被仰越候、乍不申獅子嶋邊より御船見得候者、遠見を御  
付火を立候様被仰付、此方□可被仰越候、又此状有馬へ  
可被遣候、恐々、

二月十五日

(三原)

重庸

(川上)

久國

市来 (宗友) 八左衛門尉殿  
御宿所

御宿所

244 急度申越候、薩州様今日可為御着由、従有馬相聞得候、

就夫猪鹿取□来廿日廿一日之間ニ此方へ持せ可被申候、

猪者□猪ニ而可被差上候、少も油断有ましく候、恐惶、

二月十五日

(三原)

重庸

(川上)

久國

同廿日廿一日 同廿三日四 同廿六日七 同廿八日九 来月朔日二日  
ニシ、可被上 日ニ可被上 日ニ可被上 日ニ可被上 日ニ可被上  
由候、由候、由候、由候、由候、  
伏一ッ谷山 伏一ッ吉田 伏一ッ國分 伏一ッ郡山 伏一ッ牛根



伊作 蒲生 清水 伊集院 百引

田布施 山田 曾於郡 市来 串良

阿多 帖佐 財部 串木野 高山

加世田 横川 末吉 隈之城 始良

川邊 栗の 高城 百次 大始良

知覽 山田 小根<sup>(古)</sup>

穎娃 清敷 田代

十六日庚戌

245 寛明日記云、十六日 上使市橋三四郎有馬へ着、

一小笠原右近大夫・同信濃守・松平丹後守等追々参着ス、

246の1 平塞録云、十六日、細川大先手長岡佐渡、軍令一通組中

へ相渡ス、

246の2

條々

一被仰出御軍法、堅可相守候、於相違背者越度可申付事、

一備之儀、別紙ニ書出候通可相守候、破其旨下知無之拔

ヶ掛之働仕間敷事、

一一揆郷人たる之首取不申討捨可仕之旨、從

公義之仰ニ而候、可守其旨事、

一立花殿表口にて討捨之者ニハ、心印可仕置旨 御意候

間、可得其意事、

一番頭者組之者引廻し、敵を防可申候、組中一分之持仕

間敷事、

一鉄炮頭者預之鉄炮を打せ、敵を防可申事、鉄炮之者に

不構一分之持仕候ハ、曲事可申付候事、

一我等側に召置候者、別紙ニ書出たる得貴意、先ニ如何

様之働有之共側ニ可罷在候事、

右之条々堅可相守者也、

寛永十五年二月十六日

(松井興長) 佐渡 式部

247

「喜入忠政從臣聞書」

一同十六日ニ鹿兒嶋江目出度御帰陣之事、

248 「薩本嶋原軍記」

一同十六日、薩摩守鹿兒嶋江致参着候而、中納言病症之衰驚入候、養生無油断候つれ共、弥日に増草臥入致迷惑候云、巳下廿日、にのす、

249 「御譜技萃」

二月十六日夜、光久下着鹿兒府、

250 「國分賦所日記」

二月  
一薩州様嶋原表之様ニ被成御着、二月十六日ニ鹿兒嶋へ被成御着候、

251 「伊地知重政付衆小原織部取拂帳買物方」

同十六日  
一同老奴者 使織部佑「小原氏」  
右者、「刻烟草」

季安按に、元和中までハ烟草は堅く禁ぜられしに、既に如此成ゆけると見へたり、

252 蒲生衆、此日蒲生を発して島原に赴けり、松下源五左エ

門書留に見へたり、十七日にのす、

十七日辛亥

253の1

十七日、伊地知重政有馬の陣屋に加久藤よりの詰衆を饗す、付衆小原織部が取拂帳に出たり、

253の2

御振舞方

二月十七日  
一真米七舁老合 白米ニシテ五舁六合式夕五才  
右之振舞方西田和泉守殿 宮内宇兵衛殿 萩原甚介殿  
前田彦左衛門殿 同内蔵介殿 膳長坊 東郷作左衛門殿  
岩崎弾允殿 坂元郷右衛門殿 川野与右衛門殿  
西田市左衛門殿 同大蔵殿 同七左衛門殿 赤川兵左衛門殿 井上 殿 伊地知弥右衛門殿

合拾六人之御振舞ニ入以下ハ十八日にのする也、

買物方

同十七日  
一同式奴ハくしら六斤之代 一同四分ハめふか四把之代

一同三分ハたうふ老丁之代 一同老奴老分たこ忝盃之代

一同五奴ハ酒五舛之代 一同六分酢忝盃之代

一同老分□しかミ老合代

右者、加久藤衆有馬江詰衆御振舞之時、買物使者八右

衛門・織部佑兩人ニ而買申候、

二月十七日 銀子三奴ハ清酒三舛代

右者、内衆振舞とシテ取寄申候、使ハ八右衛門尉、

254の1 此日、重政また内衆三人を有馬より帰らしむ、

254の2 「付衆小原取拂帳」

米拂方但出入賄

二月十七日 一真米老斗五舛七合五夕

右者、正月十六日之晩より二月拾七日之晩まで日数卅

同日 老日一かたけ分

一真米老斗五舛七合五夕

長前之

清右衛門

右者、正月十六日之晩より二月拾七日之晩まで日数卅

一日一かたけ分

同日 一真米老斗五舛七合五夕 荒武弥五右衛門尉殿

右者、正月十六日之晩より二月十七日之晩まで日数三

拾老日一かたけ分 以下載十九日、

255 「國分賦所日記」

一御迎衆今月十七日嶋原より帰宅ニ而候、

256 「蒲生暖松下源五左エ門書留」

才二月十六日ニ有馬へ打立、同十七日ニ米之津着候、同

立之着ヲ相待申候、同廿二日出船申候、次日廿三日ニ有

馬へ参着申候、地頭同廿一日ニ出船被成、廿二日ニ有馬

へ御着被成候、敵廿二日之夜切出、二百七十うて申候、

按、地頭市来八左エ門宗友なり、

257 加久藤地頭伊地知左右エ門重政召列たる人衆、段々御

減少により差帰せとも、西田左允時榮・赤川彌七郎兩人

は特に心掛たる若武者なれハ、城責トモにハ一涯勇力を

振ハんとの目利にて、早く自力ニ成とも馳参れと重政

「伊作國分戸左衛門訴狀」

より申こされしかば、兩人勇進んで、李之允ハその小者  
八郎左エ門を召つれ、俱に三人此日加久藤を発して島原  
に赴けり、斯て皆自力に相詰けると也、

其後十右衛門殿山川御地頭職被仰付候、其後嶋原一揆差  
發候ニ付、諸外城より御勢被差遣候、十右衛門殿地頭所

山川よりも人数百五拾人參候、上之川傳左衛門・私兩人

ニ主取役被申付候而、百五拾人之賄出水完嶋迄參候、其

時出水米之津御蔵より百五拾人之兵糧米を、傳左衛門と

私請取候而則精調申候、然共 大隅様嶋原御暇ニ而、  
「季安云、二月十四日  
朝ノコト也」

黃門様為御看病之 御帰城被遊候故、右之兵糧米を米之

津御蔵へ返納可申由申候得共、精米難請取由蔵衆被申候

ニ付、傳左衛門・私、  
「又云、此時島原在陣ナリ」

山田松蔵老御宅へ罷出、御直ニ右

之旨申上候、松蔵老被仰候へ、蔵衆不案内之故左様ニ被

申ニ而可有之候条御書付可被遣由被仰候而、御書付被下

候、又々被仰候者、若此上ニ而も蔵衆違背申候へ、直ニ  
御蔵本へ御越被成候而、米御納可被成由承候、依之御書

付持參仕候へハ無口能兵糧米納候、 大隅様御事御船ニ

而阿久根之こくとく被為召候、阿久根へ御船懸り可有之由

沙汰仕候得共、直ニ川内之こくとく御船廻り候故、十右衛

門殿儀御振舞方被為聞候ニ付、夜白急ニ而川内へ被為着

候、然共向田之渡舟陣立之人衆・御供之人數不渡得、川

より向ニ數百人野宿仕候、夫より 殿様御急被遊、市来

湊ニ而御昼休有之、猶々御急候故、兵部殿馬ニ被召候へ  
「又云、十六日昼ノコトナラン」

共以之外御難儀ニ見へ候故、十右衛門殿より私と傳左衛

門へ如何様之乗物ニ而も才覚仕候而可參由承候故、御假

屋へ參、古キ女乗物ヲ見出、傳左衛門と私持參候而、兵

部殿を乗せ申候、然共目懸りニ下々之者見得不申候故、

二三町程私・傳左衛門乗物をかき候へハ、兵部殿別而重

き御礼我々兩人、十右衛門殿方へも承候、然處ニ山川衆

あらく追付奉り被申候内ニ、日高安右衛門・内田權兵

衛兩人騎馬ニ而參候、十右衛門殿より兵部殿へ被為申上

候へ、此兩人自力ニ騎馬ニて陣立仕候由披露候へハ、兵

部殿別而御悦喜被成候、夫より弥御急被遊候故、鹿兒嶋

迄之御供人少々御座候、嶋原へ被遣候人衆、御下り御供

〔季安云、十六日  
夜ナラン〕  
之人數數百人、伊集院より横井・西田・水上之邊ニ野宿  
被仕候、十右衛門殿ハ鹿兒嶋へ御供候故、私參候、御

城下之儀、黃門様御機嫌別而重被遊御座、  
〔又云、十六日  
夜ノコト也〕  
大隅様御着  
城、陣立之衆追々被參、別而為取紛事共ニ御座候云々、  
上下略之、

正月十一日

國分舍人殿

國分戸左衛門

國分堅右衛門殿

國分徳兵衛殿

259 「堀興延日記」

一同寅年、光久公御在江戸候ニ付、嶋原江御下り候様

ニと御承、則正月十四日江戸御發駕、御供少人数被召

列、道中早追ニ而御通り、嶋原御光着候處ニ、嶋原事

濟、御當國江同年二月十六日之夜被遊 御着、中納

言家久公御病中首尾能 御對顔候事、

今朝渋谷四郎左衛門尉殿より申來候、薩州様御船昨

日阿久根へ 御光着之由候、一段目出度奉存候、打續  
天氣能候間、今明日之間、此方へ被成御着候、隨而

薩州様御歸國之由相聞得候而より、黃門様御氣色俄  
能御座候、昨日者御ちりとり召候而、御庭の花など

被成御覽由候、今朝ハ御脉も一段能御座候由、醫師衆  
被申候、誠々奇特成時節、薩州様被成御歸國、弥以

可為御快□□目出度儀候、此上無御座候、御氣色おも  
り申候由、□□御注進申上候処、右如申御氣色直候

間、早々御吉左右為可申上以次飛脚申入候、恐惶、

二月十六日

〔三原〕  
重庸  
〔川上〕  
久國

〔伊勢貞昌〕  
伊兵部少輔 次飛脚

261

尚以、此状右衛門佐殿御覽候而、早々源左殿へ被差  
遣へく候、

急度申候、薩州様御着候者、何方□□早被成御越候哉、

左様成□□追々以次飛脚可有御注進候、聊御油断有間布

候、恐々、

260

262

二月十六日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

仁禮主計助殿  
(願充)

鎌田源左衛門尉殿  
(政有) 右者次飛脚

新納右衛門佐殿 御宿所

從獅子嶋昨日九ツ時之御状、今晝九[ ]相届、則入

御耳申候、今日者川内へ[ ]、明日者此地へ可為

御光着之由、一段御満[ ](足カ)思召之由被成 御意候、今

朝も如申、殊之[ ](外カ)御待かね候間、其御心得尤存候、

一 黄門様御氣色、昨日よりハ 薩州様急度御着候由被聞

召上御機嫌者御能御座候得共、御食參かね候、今朝之

御粥[ ]少も不被召上、御膳も九ツ時ニ被上候いつもの

中碗ニ七合被盛候を、五分一程參候、御菜も被成御咽

候様 [ ]かね候由承候、 薩州様被成御着候者、御養

[ ]御手立可有御座と存候、

一 江戸へ御書參候、則御方より參候飛脚、今日のほせ申候、

263

一 薩州様御暇御給之御禮為可 仰、為御使相良丹後守被

仰付置候、爰 [ ]御光着被成、御用次第可被召 [ ]

可被成御着之間、其節可被申入候、 [ ]

二月十六日

(伊勢貞昌) 伊兵少様

參御報

急度申候、仍 薩州様昨日あ久根へ可為御着候条、明晚

者此地へ可被成御着 [ ]、然者有馬へ節々御使可有之

候間、其許舟大小御誘候て可被召置候、八左殿ハ有馬御

越之由、伊地知寛右衛門尉殿被申候、左候ハ、御三人へ

其元儀髓ニ被仰談、御渡海可有之候、恐々謹言、

二月十六日

(三原) 重庸  
(川上) 久國

是枝喜右衛門尉殿  
(快風)

市来八左衛門尉殿  
(余左)

岩切六右衛門尉殿  
(官亮)

郡山筋次飛脚

川上彦左衛門尉殿御宿所  
(久藤)

十八日壬子

264 平塞録云、十八日、有馬右衛門佐殿地雷ノ術、其謀ヲ破、

傳云、舊冬以來寄手ノ人數馳集ツテ、都合三十萬人城ノ

四面ヲ環ツテ、大筒無間断打入ケレトモ、一揆左ノミ屈

服ノ様子モ無シ、時々鼓譟ノ音杯聞ルコトモアリ、上使

衆甚頃日ニ至リテハ退屈アリ、有馬右衛門佐殿ハ相談ア

ツテ日向國ヨリ金堀ヲ十人呼ヨセ、鉄炮峯十郎兵衛・三

原半太夫ヲ差副テ三ノ丸海手ノ堀ヲ堀<sup>(堀)</sup>拔セ、鉄炮ノ藥ヲ

入、地雷ヲ伏テ焼立テ、其鏡ニ城中エ乗入ント、正月末

ヨリ堀初、今夜マテ夜々城中へ堀入ント類ニ致出精ケル

ニ、一揆合点シテ飽マテ堀ラセ、其鍬音ヲ考へ、横一文

字ニ堀切テ、堀道ヨリ来ル者ヲ鉄炮ヲ以テ打殺シケル故、

再右之穴ニ入ル者ナシ、數日ノ計略今夜限ニ相止ム、鍋

島信濃守殿も出丸ノ脇ヲ堀ラセ、藥ニ火ヲ付、是モ同堀

ケル處ニ一揆合点シ、其穴ヲサクリ知テ、不淨ヲ瀧ノ如

ク流シケル、故ニ其者共ハ目ヲ見明ル事難成、這々逃テ

出ケル、其益ナカリケル、其外ニモ忍ノ者諸手ヨリ城内

ニ被入トモ、城内元來一致セシ故一人モ近キ不得、鉄炮

烈シク打掛ル故、竹束ノ外迄面出コト難成、寄手ニハ大

坂ヨリ武□ノ人々多キ故、種々才覺イタシケレトモ、城

内必死ニ守リケレハ其詮ナシ、四郎太夫者本丸ニ道場ヲ

設ケ、天主<sup>テウツ</sup>ノ像ヲ掛、夜々七重ノ談議ヲ始、一揆ノ心ヲ

堅固ニスル故、一人モ四郎ニ違背スル者ナシ、兎ニ角ニ

堅固ノ籠城珠敷心底ト寄手モ稱美イタシケル、

265の1 此日、伊地知重政召列たる人衆の内より十二人、また有

馬を發して歸らしむ、

265の2 加久藤衆 赤川喜早兵衛内 前田内藏内 萩原甚介内  
長山仲右エ門 千介 與七 弥太介  
自力立 右ノ内

萩原藤介 次左エ門 大門豊前守 井上弥左エ門

同 内田大學介 園田市右エ門 池田八千左エ門 久米方

左エ門

以上十二人

266 「重政付衆小原取拂留」

御振舞方

同十八日  
一同六合式夕五才 白米ニシテ五合

右者、膳長坊・川野与右衛門殿式人ニ振舞なり、

買物方

同十八日  
一同沓奴ハ、使ハ新町之彦八 真米餅くわし八拾目代

267の1 「肝付兼屋從臣緒方主殿實書」

右之城より矢文ニ封出し候、

267の2 當城之士民為宗門屍捨野山、名欲留後代、加之忝上使板

倉内膳正奉討、生前死後之本望不可過之、冀近日遂一戦、  
不願萬死、盡相果矣、且又依有楮余邊疑漫字訛綴狂歌、抛軍

中畢、一笑、

一戦功成鎖古城 三軍望死責難成

九州大勢十余萬 一冬立尽待花盛

嶋原や有馬の城を責かねて心盡しにミゆる上使衆

肥後守いかに心ハ細川やなか／＼し日を明し暮して

物数寄ハ越中流と聞けれと敵ハ逢ハならぬ物すき

268

有吉やたのも甲斐なき先手ニて敵をバ打たて味方をぞ打

立花や袖の香ふれし昔より猶かふはしき武士の道

信濃路や敵に心をかけ橋のかひ／＼敷も上る世樓

有馬山すその、桜咲ミだれ軍ハ花をちらす古城

「十七日」  
ヲ二月十八日ニ

上使様

まいる

尚々、木下右衛門太夫殿へも御状被遣候、彼使其□

地可被居候間、御渡可被下候、又琢庵よりノ状三ツ

相添候、銘々可被相届候、以上、

一書申越候、從 薩州様伊豆守殿・越中守殿 □被遣

候間、御道具衆へ持せ申候、御両所御 □可被成持参

候、恐々謹言、

二月十八日

(三原) 重庸

(伊勢) 貞昌

(川上) 久國

(島津) 久元

市来(余左)八左衛門尉殿 御宿所



尚々、彦左衛門尉殿若被罷帰候ハ、噯衆以校量、  
彼御道具衆早々渡海候様ニ被申付へく候、以上、

一書申越候、仍市来八左衛門尉殿へ書状遣候、如有馬渡  
海候者、速舟ニ而此御道具衆可被相渡候、恐々謹言、

二月十八日

(三原)  
重庸

(伊勢)  
貞昌

右御道具衆請取

(川上)  
久國

(島津)  
久元

出水噯衆

川上彦左衛門尉殿

御宿所

十九日癸丑

270 平塞録云、十九日、細川ノ仕寄場ヨリ城中ノ虚實ヲ伺ウ、  
傳曰、追テノ魁妙解公ハ種々ノ智略ヲノミ用、夜中内道

サカケ(細川忠利)

ヲ堀テ柵ヲ付、竹束ニ狭間ヲ切テ、鉄炮ヲ打テ、築山ノ  
上ヨリモ大筒ヲ類リニ放サセ、手ヲ替へ品ヲ替へ攻具ヲ  
用意シ、今日迄堀下三四間ニ攻詰ル、ヨツテ大船ノ帆柱

ヲ並へ堀立テ、莖帆・布帆ヲ引揚テ城ヨリノ鉄炮ヲ禦キ、  
厚板ニテ箱ヲサシ、此箱ニ猪ノ目ノ狭間ヲ切り、大綱ヲ

付ケ、帆ヲ引如ク彼帆柱ニ曳上テ、箱ノ中ニハ佐渡足輕  
高野平右衛門ヲ入レ、様子ヲ得ト見濟シ、此帆柱ニ横木  
ヲナラへ、其上ニ足輕ヲ配リ、物頭ノ面々其下ニ扣テ梯  
ヲ引ノケ、足輕ヲ必死ノ格ニテ城中ヲ見下シテ無透間鉄  
炮ヲ打入ケル、手負・死人算ヲ乱シテ重リ伏ヌ、故流石  
ノ一揆是ヲハ禦難、堀道ヲ付テ屏下ヲ往来シ、火箭ヲ怕  
テ小屋ヲ土塗ニシ、城中却テ寄手ノ如ク氣遣スルコト甚  
シ、頃日有馬玄蕃殿・立花飛彈殿・松倉長門守殿三家ノ  
衆相談ニテ、三ノ郭ノ出丸ニ向テ横ニ大築山ヲ被築、其  
高サヲ城ヨリモ拔群上ニ峙へ、誠ニ至極ノ大功也、其上  
ニハ三家ノ足輕ヲ配リテ鉄炮ヲ打ケル故、一揆コトノ外  
ニ弱リテ、是モ形ヲ不アラハ内道ヲ往来シ、偏ニ狐狸ノ  
栖居ニ似タリ、

271の1

此日も亦、伊地知重政が召列たる加久藤衆の中より減少  
せられて、二拾八人をして有馬を発し帰らしむ、

271の2

小川千介  
林田平内左エ門  
西田治部左エ門  
同隼人佑  
宮路兵衛左エ門  
西田和泉守内  
源兵衛  
彦作  
谷口弥兵衛

右之内

加兵衛

上田弥市

宮竹越右エ門  
右ノ内

赤川喜早兵衛

相ノ夫  
源介

兒玉清左エ門

利左エ門

竹内志摩介  
東郷作左エ門内

園田助左エ門

永田主殿介

赤崎内藏允

豊前介  
右ノ内

益山七兵衛

渋谷長介  
伊地知弥右エ門内

前田伊兵衛

金藤  
右小者

以上貳拾八人

弥五介

自力立  
白坂左京亮

加右エ門

272の1

重政手勢よりも、付衆中池上内膳正をハ一人、人躰衆と  
同しく此日に発して帰らしむ、

同日  
一同六合式夕五才 白米ニシテ五合

右者、野津安右衛門殿へ弥右衛門殿より御振舞ニ而候、

272の2

「伊地知左右衛門付衆中小原織部取拂留」

同日  
米拂方但出入賄

一真米耆斗六舛七合五夕

池上内膳正殿

右者、正月十六日之晚より二月拾九日まで卅三日一か

たけ分賄也、

御振舞方

272の3

重政の弟伊地知弥右エ門重延は其頃加久藤噯にて、此島  
原の役には小頭と為り、家僮六人を列れて、兄重政に従  
行せり、故陣屋にて兄の物をもて如此、

同日  
一同五分ハ 一酒五合代  
同十九日 買物方

野津安右衛門殿へ弥右衛門殿振舞とシテ取寄被成候、

矢文

一上中下押鍋嶋はをくひやうものをきてをるなと濱野成

らん

一無理に死す出家もならず玄袖付甲斐もなきさの船をと

らるゝ

一世にすめる男とてやさしくもをすゝなから爰にきの

かミ

丑二月十九日 是より先切て不被写「本まゝ」

右、嶋津豊後守殿家来時任氏嶋原へ致供候日帳なり、

右、本田萬次郎殿被寫置本ニ而、文化八未十二月、佐々木

猪之助高柄丈為被寫本を以、季安補書之、他日良本可校合

事、

右通載せ置しに、肝付兼屋の從臣緒方主殿介か覺書を借覽

したる処、右上中下といふ歌の前に三首の歌を合せ六首に

して、末に丑十二月十九日とあれば其日に寫おく、併せ觀

るへし、尤丑二月とハ誤なる事明けし、

「キレナシ」

右ハ、蒲生衆中嶋原へ被為渡候ニ付、乗舟として如此  
候、以上、

才二月十九日

伊地知喜左衛門(印)  
坂本権右衛門(印)

川崎織部佑殿

275 「蒲生土谷口氏上文在正月十五日」

一其已後二月十九日ニ打立、同廿一日ニ米の津より出船

仕、有馬へ廿一日之四ツ時に着船申候、下文在、廿一日、

276 先日貴老・下野守以御同心、柳原飛彈守殿・三郎

左衛門尉殿へ申入候、琉球より参候南蛮人此寺師与

左衛門尉宰領として遣申候、御請取せ候て、御両所へ被

仰入、御下知次第可有御校量候、御両所へ被仰入、御下

知次第可有御校量候、委者送状ニ可相存候間、不能

細筆候、恐惶謹言、

二月廿日

(三原) 重庸  
(伊勢) 貞昌

有馬(有榮)  
山田民部少様

(島津)  
久元

人々御中

二十日甲寅

277の1  
平塞録云、廿日、上使衆ヨリ火用心別而入念候様ニト諸

手へ申觸ル、傳曰、頃天氣打續、能ク晴、東風頻ニ吹、

故一揆共風上ヨリ火ヲ付ル事モ有ヘシト、上使衆甚氣遣

ニテ、火用心嚴密ニ可致由被申觸ケル、其節細川ノ大先

手長岡佐渡守備頭エ觸ケル書面一通、

277の2  
為御意申觸候、何共火用心申付候儀、何より肝要ニ思召

候間、速々堅可申付旨御詮候、火事出来不仕候以前、火

本したらくニ仕候者ハ曲事ニ被思召候間、随分堅可申付

候由被仰出候間、被得其意、各御与中江茂入念可被仰觸

候、各御手前之下々ニ堅被仰付候事肝要ニ而候間、為後

日御判候而可觸候、以上、

(松井與長)  
長岡佐渡守

判

二月廿日

立花様

有吉頼母殿(英惠)

長岡右馬助殿(重政)

小笠原備前殿(長元)

清田石見殿(兼米)

278 「薩本島原軍記」

一同十六日、薩摩守鹿兒嶋江致參着候而、中納言病症之(島津家久)

衰驚入候、養生無油断候つれ共、弥日に増草臥入致迷

惑候、廿日之晩本ニ嶋津下野守・伊勢兵部少輔呼候而(久元)

申候者、今度之煩迎茂致快氣間敷候、扱々権現様以來

之御高恩、難有仕合、至今無忘却、誠ニ関か原乱之後

も義弘事御赦免之仕合、偏ニ忝儀言語ニ難述、一身を

投ち可致御奉公と存候得共、何事茂徒に成果、無念至

極候、大坂両度之御弓箭之時分も遅參、残多候、相構

而薩摩守御奉公方之儀無疎可奉存由申聞尤候、某相果

候ハ、下野守江戸へ致參上、此有様可申上、薩摩守事

者御膝下ニ被召置、従是御取立と思召可被下由、御年寄中迄申上、國之儀者如何様ニも御意次第たるべし、

「正宗之刀・貞宗之脇差・茶入瀬戸物・三幅對之掛物「本まゝ」、  
通ニ後鳥羽院秀能、此中手馴たる物ニて候間、上様江致進上

由申置云々、廿三日の下  
にのす、

279の1

「伊地知左右衛門付衆小原織部取拂留」

買物方

同廿日

一同四匁ハ 一酒四舛之代

城乗討出之酒ニ取申候、

279の2

按に、元日の城責には、三原左衛門佑重庸牛の角にて造れる酒筒に泡盛を入れて携させ、衆屯オウチンにて上使板倉重昌にも奉たる事、前巻に載るが如し、又むかし天正十四年丙戌七月六日、薩兵の筑紫廣門が鷹取城を攻るるや、木脇刑部左エ門祐定入道正徹、三郎次郎忠隣に従軍して、水を土瓶に盛て、その槍に繫け攻登けるに、忠隣進て焼山を駈上られ、汗顔に灰つき面深黒なりしを、忠隣近臣脇

元城之介、彼水を乞て濯ひ上たる事もあり、此に伊地知重政が城攻の前かど、討出の酒とて四舛買をけるハ、攻

城の時などニ習ある事なるべし、矢石を冒し、要嶮の堞に附候てハ、美酒喉を濕し、其息ニ攻登らば、必それ勇氣を助る物ならし、

280

「國分賦所日記」

一御兵具持衆、今月廿日ニ帰宅ニ而候、

二十一日乙卯

281

寛明日記云、二十一日、一揆等夜討ニ出、其次第ハ三千餘人ヲ三分ト致、一手者芦塚忠兵衛・布津村代右衛門兩人千百人ヲ率ヒ黒田忠之陣ニ向フ、一手ハ天草玄札六百余人ヲ率テ寺澤カ陣ニ向フ、一手者上總三平・千々岩五郎左衛門千三百人ヲ率テ鍋島勝茂カ陣ニ向フ、此一手ヲ二手ニ分、上總三平五百餘人ハ火付ノ役ト定大栖樓ニ向フ、千々輪カ八百人ハ夜討ノ役ト定、然上

總ガ手鍋島カ栖樓ヲ焼立ト同ク、千々岩カ一手作時討  
入陳中騒動ス、此時城中ノ三萬人合凱、鍋島カ軍兵一  
揆ノ族百餘人ヲ討取、鍋島ノ士秀島四郎右衛門・石井  
九郎右衛門討死也、手負士二十餘人、足輕以下八十餘  
討死手負有之、

一天草玄札六百人寺澤陣へ討入、寺澤カ先手三宅藤右衛  
門長刀ヲ以三人雜伏、其身三ヶ所手負、陰山源左エ門・

池田新助・松下半之丞・谷崎八左エ門、此外手負死人  
二十四人、討取敵ノ首三十五級也、生捕三人、

一芦塚忠兵衛・布津村代右衛門千百人ヲ卒シテ、黒田之  
陳エ討入、然黒田カ仕寄番黒田監物ハ忍ヲ城辺ニ兼テ  
付置ニ、忍来テ告ル、故ニ監物ハ足輕ヲ立、矢鉄炮ヲ  
備ヘテ潜ニ待チ、又本陣ヘモ知ス、偕一揆ノ者討入シ  
ニ、監物二度迄突崩ニ、三度ニ及テ責入、監物胃ヲ鉄  
炮ニテ打貫レタヲル、子息岡田佐左衛門、父ノ死ヲ見  
テ敵ノ中ニ馳入、從ヒ行者ハ小河縫殿介・菅勘兵衛・  
郡勝太夫・新見太郎兵衛・杉山久太夫、其外五六十騎  
相進ミ稠敷戦フ、夜討一黨不堪引返ス、城兵ヲ討取コ

ト百余人、生捕十七人、黒田忠之カ兩弟モ敵ヲ討取コ  
ト百二十三人也、黒田手ノ討死ハ、黒田監物・子息岡  
田佐左衛門・新見太郎兵衛・杉山久太夫、并ニ黒田市  
正家老明石權之丞討死ス、手負士廿五人、討死手負雜  
兵五十餘、鍋島・寺澤・黒田手ヘ討取首三百五十八級、  
生捕廿四人ナリ、城内ヨリ打出シ一揆ハ有江口ヘ引入、  
勝鬨ヲ揚ト云ク、

282 平塞録云、二十一日、城内ヨリ寄手江夜討ノ軍議ス、傳

曰、城中天艸丸ノ大將芦塚忠右衛門・馬場監物入道休意・  
毛利平左エ門ノ面々、四郎太夫ニ參テ申ケルハ、九州ノ  
諸大名不殘當城江相向候処、緩々トイタシ、柵竹束ニテ  
仕寄候、必竟毎度城中ノ手並ニコリテ、兵糧詰ニ仕ト察  
候、城内大人數ノ事故如此緩々ト仕候内ニハ、兵糧乏罷  
成リ申候テ及餓死候事眼前ニ候、事行詰リ不申候内御了  
簡候テ可然欵ト申ケル、四郎太夫聞テ、各ノ仰ノ通、先  
達テノ城攻ニ度々手ヲ不出サ緩々ト取巻候様子ハ、必定  
兵糧詰メト見ヘタリ、籠城百日ニ及候ハ、城内糧乏事

目前ニ有リ、一向ニ門ヲ開キ突出テ勝負ヲコ、ロヨク決シ候様ニ可致、各此節至極ノ了簡モ有ラハ無遠慮被申様ニト申ケル、馬場休意進出テ、四郎殿ノ仰至極仕候、我等ヲ初メ天艸ノ者トモ大江ノ郭ヲ舊冬ヨリ堅固ニ拘ヘ候得共、敵攻寄不申、只矢軍迄ニテ未手詰ノ勝負無之候、久々籠城仕、鬱氣ニ相成候間、近々一夜打シテ、敵ノウロタヘルヲ御目掛ケ可申候、其節ハ御慰ニ出丸マテ御出有ツテ御覽候ヘシ、寄手モ毎日ノ事故、殊ノ外致退屈油斷ノ様子相見候ト申ケル、時ニ忠右衛門・平左エ門申ケルハ、休意ノ仰ノ通り敵油断相見得候間、一向ニ今夜人數ヲ出シ、我等三人物主シ仕リ、諸手臆病侍ノ肝ヲ潰サセ、手ニ立ツ者ハ一々ニ首ヲ刎ネ可申候間、今夜御免候ヘト申ケレハ、何モ尤ト同心シ、直ニ可打出ト浮立ケル、四郎暫ク思案シ申ケルハ、各早マリテ事ヲ仕損シ候テハ大切也、夜討ナトハ人毎手配リ相言ハ相印能々下々迄合点不仕候テハ難成、其上物馴タル武家ニ對シテ手詰ノ勝負ハ大低(マ)ニテ難叶候、先寄手ノ様子ヲ見候ニ、追手ノ両口ハ細川ノ大軍間近ク攻詰、日夜稠ク鉄炮ヲ打、故ニ此

口ヘハ推ヘノ人數計リヲクベシ、此大軍ト勝負決シ候ハ、味方モ大勢致打死、敵ノ付入ニアイ申候ハ、大事ノギ也、有馬玄蕃ハ小勢ニテ少モ手強敵ニ非ト見ヘタリ、乍然此ヨセ口有江口ハカケハアシク、敵ハ高所ニ備タリ、是モ打テ益ナシ、其外ハ黒田・鍋島・寺澤等ノ陣所ヘ蜜ニ忍入テ、栖棲竹束焼立ニ、其火ヲ相圖ニ致シ、脚下ヨリ切テ入り、縦横ニカケテラシ、城内ヨリ一同ニ関ノ声ヲ揚サセハ、寄手思モ不寄騒立テ、大方ハ同士打スヘシ、陣々ヲ騒動イタサセ候ハ、細川・有馬ノ陣モ共ニ浮立ヘシ、左アラハ寄手ノ兵糧・大筒・石火矢・玉藥ヲ奪取テ城中ニ籠ヲクナラハ、天竺・震旦ヨリ攻ルトモ落城之氣遣ナシ、少モ暗夜ニ成ツテ可打出、先々其内ハ手配等可申渡ト、其日ノ軍議ハ止ケル、同一揆之中、山田衛門佐内通露頭ス、傳云、寄手ノ中有馬左衛門佐殿ハ有江ノ邊ハ舊領ナル故ニ、種々ノ才覺ヲ以テ一揆ノ内通ヲ求、爰ニ城中ニ山田衛門佐ト云者一方ノ大將ニテ籠候由被聞及ケル、彼者ハ元来有馬家ノ家来ナリシカ、先年致浪人、近来ハ松倉長門守殿扶持ニテ渡

世致シケルカ、今度邪宗門ニ與シ、四郎モ大切ノ人ニ存シ八百人ノ頭ヲ申付ケル、有馬左衛門佐殿是幸ノ儀ト節々致返忠候様ニ被申送、衛門佐モ近来ハ城内モ困窮ノ體故、自分手ニ付候八百人ノ者ニ、内々有馬殿ノ勸ニヨツテ致返忠心底ナリト申聞候処、何モ致同心シケル故、矢文ヲ以テ返忠ノ儀申送りケル、有馬殿右ノ矢文ヲ直ニ上使衆エ披露アリケル、上使衆ノ讚談ニ、衛門佐儀ハ諸藝ニ通達シ、四郎モ專一ノ者ニ頼、城内萬事ノ裁判モ四郎同前ニ仕由、然處只今返忠ノ儀無心許、多分ハ城内ヨリノ謀ニテ、引寄テ打取ラントノ儀ナルヘントテ、更ニ許容ナシ、山田又々矢文射テ、來ル廿一日ニ山田持口ヨリ寄手ヲ入レ、城ニ火ヲ掛ケ、三ノ郭ヲ乗取セ、其節衛門佐ハ本丸ニ參リ、四郎ヲ欺三十挺立ノ早船ニ乗セ、船中ニテ生捕忠義ニ備ント、熊野牛王ニ彼宗門ノ誓詞ヲ載セ、血判ニテ申送ケル、其矢又寄手ノ者見付不申候故、手筈相違セリ、然處ニ今晚有馬殿ヨリ矢文ヲ以テ幾日寄手ヲ可引入ト、其日取ヲ可申送由射込ケル折節、城内ノ夜廻リ人は拾イ、四郎ニ相達ス、四郎不審シ、衛門佐儀ハ隨

283

一ノ味方ニテ、ヨモヤ異心ハ有間敷也、敵ヨリ城内ヲ疑ハスルナルヘシ、乍然難捨置トテ衛門佐ニハ繩ヲカケ、大江・松山ノ人質郭ニコソ置ケル、

天草說書云、夜討の前、天草丸の者共大将四郎へ申候ハ、今度天草の者共諫早口御渡守之候へ共、抽たる働も無之候、其上年を越へて久ノ籠城ニ氣を詰候間、近ノ夜討を掛ケ、敵のあわてうろたへをも可掛御目候、御慰に出丸にて御見物あれと云けれハ、尤可然との事故、前廣より術可仕とて、諫早口より堀外ニ水の手あり、此水を昼の七ツ時より城中へ汲取候時、先ツ鉄炮を前へ出し立置、水を汲、如此二三日、次第に暮に及び出候て、其後ニハ夜に入水を汲候ゆへ、毎度火繩の火夜に見入候、夜討の時火を見て用心させまじき為也、一兩日前より数千の者共寄合て、デイウスと同聲に高く唱へ、相印ハ繩たすぎ、鉢巻の上にクルスを立、兎角喰物を取帰るへしと云含め、出る口ハ諫早口、勝ても負ても引取口ハ出丸の脇と有江口へ可引入



と申含め、廿一日夜丑の刻、月隴なるに柵際すゝままで忍ひ来る、黒田勢例の水汲と油断する所に、柵際にて凱を揚げ、柵を破り押込、此時城内持口くにも時の聲を合せ、四郎二の曲輪まで出て下知をなす、黒田討死略之、黒田市正大剛の人にて、夜討と云聲を聞付、自身鐘を取て走り出向ふ、敵二三人突伏せ、小姓に首を取りて、或ハ十文字の鐘に懸けて引寄せ、或ハ切捨にし、誓言にて味方をすゝめて云、市正是に有、一寸も引退く兵あらハ打捨にすへしと下知するゆへ、軍兵共陣屋へ入事ならず、寺澤陣にても、三宅藤右衛門強働して三ヶ所疵を蒙り、天草の恥辱をすゝく討死畧之、鍋嶋陣三宅縫殿手にて討死略之、夫より柵際を通り、仕寄り場の井楼・竹束又ハ寺澤・鍋嶋の間ニ陣屋・物小屋掛々、町屋へも火を掛立候、槍をけつり掛、面く腰に指簪の火を付候て焼申候、有馬玄蕃仕寄へ打入、人数を引取跡をしめ、四郎凱頭を取り、勝凱を上申候、又伊豆守手より諸方へ夜廻り、天子八兵衛・岩上角之介兩人黒田陣へ廻り候節、夜討に出合ひ手に合申候、

此節紀筋大納言殿使者山中作左衛門、右夜廻り同道見物に参□候処に、手に合ひ手柄仕候、諸方使者ケ様の節ハ、其手くへ詰申筈にて、内く伊豆守へ指物書付取置候ゆへ、各伊豆守陣へ詰居申故、外之者ハ手に合不申候、

城内より手分ハ前方より宗門の唱同聲に申事

一凱の挙様 一殿に弓鉄炮備へ様 一逆に出順に引取事  
一相印詞丸か丸 一水の手火繩術の事

右の手配無殘所昔より仕寄、竹束を付柵木二三重結し所を打破、勝負仕る事ハ難成、稀成働也、此段黒田睡鷗・水野日向守へ語くれ候へハ、勝成曰、誠以不惜身命強き働仕る事ハ、吉利支丹に越ものハ私の外ハ少く候らんと被申候、

追加

一立花飛彈守城兵の様子を遠見して、今夜ハ何茂用心すへし、大形ハ夜討有へし、併鍋嶋・寺沢なとか手へ定て可打立かと云、諸人疑之所に案の如く夜討有之、翌日此旨扱何の由、諸人飛彈守へ聞候へハ、飛彈守申さ

284の2

「伊地知左右衛門付衆中小原織部取拂留」

御振舞方

□月廿一日  
一白米弍舛五合ハ

右振舞衆、新納二郎四郎殿・三原大蔵介殿・宮原老岐  
守殿・仁禮左近將監殿・村尾源左衛門殿

284の1

れけるハ、城兵夜討を心掛たるゆへ、朝から入替り立  
代り塀・櫓・狭間の内より寄手の陣を物見しけり、中  
にも寺沢・鍋嶋の手を念比に見る由見及ひたるゆへ、  
扱は今夜かならず城兵夜討に出んと思案したる也、此  
事軍道の書にも有之事の由を申す、諸人皆飛彈守の老  
功を感す、

此日、伊地知重政また新納二郎四郎忠秀・大口噺宮原壹  
岐守景之・高尾野地頭仁禮左近將監景頼・須木地頭村尾  
源左衛門重候を有馬の陣屋に饗す、二郎四郎忠秀後ハ刑部と云  
ハは、大口地頭新納加賀守忠清の嫡男にして、重政筆養  
子伊地知主膳重頼の生兄なれば、斯く嚮せしにや、

買物方

同廿一日  
一同壹分六り 一糸六ひろノ代

小さしぬい物被成とシテ与右衛門殿へ相渡申候、

同廿一日振舞方

一同壹分五りハ わらび弍把之代 同廿一日  
一同弍分ハ こぼ

ふ六本之代 一同壹匁四分ハ あわび六盃之代 同廿一日  
一同壹匁四分ハ

同三分ハ たふ老丁之代 同廿一日  
一同弍匁分ハ ちんの魚

六ツノ代 一同五分ハ 九年母拾五之代 同廿一日  
一同壹匁

老分 酒老舛之代 一同五りハ しゃうり二合ノ代  
同廿一日

一同八分ハ いた四拾目りやうがへニ出候、  
十匁ニ付弍分ツ、

右者、新納次郎四郎殿御振舞之時買物、使ハ八右衛門

同心申候、

285

喜入攝津守忠政に従軍せし加世田衆仁禮佐渡守忠頼等、

三分一の帰衆として此日上津浦を出帆せり、

蒲生地頭市來八左衛門宗友は御使衆より中取として、出

水米津へ出張居られしが、是また御加勢に當られ、此日

米津を発船し、有馬に赴けり、噺松下源五左衛門・・等  
(マツ)

は蒲生より軍衆の着揃へるを待合せて、明日も出船の手

當なりとそ、

286 「蒲生土谷口氏上文在十九日」

一二月廿一日之夜九ツ時ニ、貴理師旦二千五百切出、陣

中ニ火ヲ掛候得共、二百九十二皆々打とられ候事、文下

在廿七日、

287 急度申候、仍有馬へ此文箱ニツ遣申候、□其地より以

早船一刻も急ニ可被遣候、将又 黄門様御氣色御一大事

ニ成立候、恐々、

二月廿一日戌之刻

(川上) 久國

岩切六右衛門尉殿

(信巻)

次飛脚

川上彦左衛門尉殿 御宿所

288 去十九日之御状、唯今酉之刻之末披見仕候、□從江戸

之文箱細川越中様より御持せ之□仕候、何そ相替儀

無御座候、乍去為御覽持せ□、将又從半井琢庵細川越

中守殿へ文箱一ツ被遣候間、持せ申候、可有御届候、琢

庵も今晚□明日被成上洛候、 黄門様御氣相昨晚

□被 仰置共、御座候而時を被成御待躰ニ御座候間、

今日迄者御何事も無御座候、菟角□召立儀者御座有間

敷与咲止奉存候、恐惶、

二月廿一日 次飛脚ニ而参候

(川上) 久國

(島津) 久元

山田民部少輔様 人々御中

二十二日丙辰

289 寛明日記云、(二カ)月廿二日、水野日向守・同美作守有馬へ

着陣、伊豆守信綱諸將ニ向テ申ハ、我等未戰功ナント云

トモ、已ニ蒙 釣命テ為御代官、斯ク候上ハ某カ下知ニ

背キ給フ人ハ無之候シ、然ニ下向以来徒然ニ經二箇月候

事、若手ノ面々事長様ニ思給ヘシ、然トモ上意ニモ人數

ヲ不損、地下ヲ治、自然ト一揆弱ル様ニ可致、又水野日

向守ハ古老ノ者ニ候間、彼レカ着陣迄ハ惣攻致ヘカラス

ト度々ノ 上使ニ被 仰聞ノ間、面々其旨相心得ヘシト

被申テ、毎日水野カ方へ道ヲ急キ、一刻モ早ク被来候へト、伊豆守申遣、日向守ハ古老ノ武功達人ナレ、左ノミ不急漸ク今日着ス、

平塞録云、廿二日、一揆寄手ノ諸陣江夜討ス、傳云、四郎一揆ノ頭ヲ集メテ申ケルハ、城内專一ノ者サヘ異心有ト見ヘタリ、夜討ノ儀延コトニテ難叶、一向ニ今晩諸手へ可打入ト申渡ケル、先松平衛門佐殿陣場ニハ芦塚忠右エ門・布津村代右エ門ヲ大將ニテ、一揆□百人ヲ引卒ス、寺澤兵庫頭殿陣所ニハ天草玄札大將ニシテ六百人ヲ引廻ス、此二備ハ大江口ヨリ掛ケテ諫早口へ可引入ト申渡ス、上總三平・千々岩五郎右衛門ハ千五百人ヲ引連テ、諫早口ヨリ鍋島信濃守殿寄口ニ打向フ、内三平ハ五百人ヲ引分テ、兼テ櫓ノ皮ヲケツリ腰ニ挟ミ、其外火打焼草澤山ニ用意シ、一偏ニ火付ノ役ヲ申渡ス、立花飛彈守殿・松倉長門守殿陣場江ハ大矢野三左衛門・上津浦次兵衛ヲ先掛トシテ、五百人ヲ隨テ有江口ヨリ可引入ト申渡ス、相印ハ繩手纏額ニ久留

守ヲ鉢巻ノ上ニ立、相言ハ丸カ丸ト答、シツハライニハ弓・鉄炮ヲ備へ、迎備ハ鎗二百本可遺ト約速ス、頃日大江ノ鹽瀆ニ入江ノ水アリ、此小川ノ水ヲ一揆汲取候節、先鉄炮ヲ屹ト備テ、申ノ刻ヨリ百姓ニ水ヲ汲セ二□□打續テ夫ヨリ次第ニ遅ク汲、後ニハ夜ニ入テモ猶水ヲ汲ム、毎度鉄炮ヲ配リ、火繩ノ光影敷見ル、是ハ城内ヨリ人數出候節、敵ヨリ火繩ヲ見付テモ用心無之様ニ計ケル、黒田殿ノ陣所ヨリ初ノ程ハ城内ヨリ夜討出ルト騒キケレトモ、水汲ノ用心鉄炮也ト了簡シ、今晚人數ヲ出シケルモ例ノ水汲油斷ニ成ケル、又昨日ヨリ城中一同ニ大音ニテデイウスノト宗門ノ唱ヲ成スコト雷ノ如ク、城外ノ物音モ更ニ聞分ガタク、突出節城内ノ物音ヲ敵ニ合点致サセ間敷謀也、一揆トモハ四郎下知ヲ請テ、天草丸ヨリ三千五百人、大江ノ虎口ト諫早口ヨリ一同ニ忍出テ、子ノ刻時分柵際ニ忍ヨル、大塚忠兵衛・布津村代右エ門ハ千四百人ヲ帥テ、先ツ黒田殿ノ陣所ニ打向フ、黒田殿ヨリ火繩ノ光ハ見付ケレトモ、例ノ水汲ニ油斷致シケル處ニ、一同ニ詰寄テ

柵木ヲハラ／＼ト破ケル、惣躰有馬表ノ柵ノ木ハ伊豆殿ヨリ随分丈夫ニ可致由兼テノ申渡故、長二間ノ五寸角ヲ三尺土中ニ堀立テ、手ノ不届様ニ上ニ貫ヲ二段通シケレハ、敵ヨリ急ニハ此柵木ヲ破ル成兼ヘシ、何モ兼テ致安堵ケル、然處ニ一揆トモ、大矢野甚兵衛天艸ヨリ乘来リシ大船ノ碇ヲ彼柵木打掛テ、四五百人ニテ縄エ取付テ、何ノ苦モナク引破ル、柵ノ木一同ニ倒ルト、一揆関ノ音ヲ揚テ、鎗・長刀ニテ突カ<sup>(、)</sup>ル、此節城内ヨリハ持口／＼ニ音関ノ大鼓ヲ鳴シ、其音數百萬ノ勢ト聞シ、其声ニ夜討ナリト上使衆ノ小屋ヲ始、諸手一同ニ致騒動、用意ノ釣鐘陣々ニ突鳴ス、何ヲ何ト聞分カタク、天地モ崩ル、如ク騒動ス、筑前手ノ陣城ノ當番ハ黒田監物ト申大剛ノ家老一萬石ヲ取ル身躰也、其夜仕寄裏ニ相詰アリ、外張ニ出置シ番人急ニ立返テ、一揆打出ル由ヲ申、釣鐘ヲ鳴シケレハ、陣城ノ騒動不斜、六具ヲ着スル隙ナク、手々ニ槍ヲ提テ、我々ト浮立ケル、黒田監物押靜メ、日比兼テ申置如ク何モ軍令ヲ守リ、一同ニ切立ヘシ、先備ヲ定ヨトテ、弓鉄

炮ノ備・侍ノ槍備等法ノ如ニ申付、靜リテ扣イタリ、一揆トモハ水ノウツ巻ク如ク押寄ル、黒田一手猶モ靜リテ、思儘ニ引入レ、監物鎗ヲ引提テ、最早時分ヨシト矢鉄炮ヲ頻ニ打掛サセ、侍中ハ監物ヲ先トシテ、鎗ニテ突殺シ突拂ヒ、爰ヲ大事ト戦ケル、流石ノ一揆、監物備ニ切立、各蹴出ル、逃出ケル、去レトモ一揆今夜限ト究シ故、又一同ニ込入ケル、監物大音揚ケ、今度ハ一人モ不殘切捨ヨト下知シ、太刀打・鎗合、敵モ味方モ汗水ニナツテ戦ケル内、原田吉三郎<sup>二千</sup>・青木佐左衛門<sup>石千</sup>・小川縫殿・新見太郎兵衛<sup>石千</sup>・黒田惣右衛門・郡庄太夫等ノ歷々バラ／＼ト打死ス、監物ハ少モ氣ヲ不屈、組下ヲ下知シ、自分モ十文字ノ鎗ニテ一揆四五人突伏候處ニ、鉄炮中テ兜ノ真中ヲ通シケル故、ノケニ倒レテ打死セリ、嫡子岡田佐左衛門續松ノ光ニテ父監物打死ノ様子ヲ見テ、今ハ是迄ナリト、面モ振ラス一陣ニ進テ一揆ヲ多打捨ニシテ、外張ヨリ追出、是モ同打死ス、續テ打死ノ面々ハ菅勤兵衛<sup>石千</sup>・杉山權左衛門<sup>二千五</sup>等也、味方如此枕ヲ並テ打死スル、故

一揆少々競テ本陣へ切入シト勳ケル、然トモ老功ノ黒田睡鷗繩張シ柵堀武者溜ニ入念ケル故、急ニハ中々難破、追出セハ込入戦フ處、衛門佐殿ノ舍弟市正殿ハ夜討ト呼ル下ヨリ、六具ヲ着シテ手鎗ヲ提ケ本陣江込入候一揆三人手ノ下ニ突伏テ、市正是ニアリ、若シ一足モ逃ル者、日本ノ神祇ニカケ打捨ニ可致ト大音ニ申サレケル、大將右ノ如働故手負・死人又々多クアリ、先ツ市正殿ノ家老明石權之丞千五百石・吉田太郎左衛門等打死ス、黒田甲斐守殿・鉄炮頭臼杵柰之助(マヤ)モ打死ス、然トモ元来武刃ノ家柄ニテ、殊ニ大軍故纒ノ一揆ヲ取包、無透間切立突立ケル、竟ニ散々ニ被打立、七八十人目前ニ打タレケル故、ドツト崩レテ北ノ方寺澤殿ノ陣場へ類雪カ、ル、今夜黒田殿侍中討死六十六人、手負雜兵共二百八十二人ト上使エ相達ス、

諫早口ヨリ一揆ハ上總三平一手五百人、鍋島家ノ陣場ニ掛ル、千々岩五郎左エ門モ一揆五百人、専ニ太刀・鎗ニテ馳向フ、鍋島殿ノ家来野田庄右衛門ト申者兼テ物馴タル勇士ニテ、今夜本陣エ詰居ルカ、傍輩一兩人

エ語ケルハ、今タ何トヤラン氣モ澄ス難熟眠、若城内ヨリ一揆トモ夜討ヲカクルニテハナキヤト申ケル、傍輩中何モ申ケルハ、今夜ハ餘寒甚シ、風モ強故、熟睡成難ニテ可有ト申テ、各致休息、野田ハ猶以心不安堵、夜半マテ不眠有之處ニ、大勢ノ足音シテ、柵ヲ破ル声野田カ枕ニ響ケレハ不審ニ思ヒ、急ニ起立チ、幕ヲ打揚ケテ見ル処ニ、早大栖樓ニ燃立チ細川手ノ鐘音鳴渡ケルコへ、驚破夜打也ト枕上ニアリシ六具ヲ取テ急ニ着シ、上帶ヲシメナカラ、夜討ソ、何モヲリ合ト大音ニ呼リシカハ、各打クツロキ能寝入タル時故、大キニ騒立テ、鎗太刀ヲ取テ防トスル處ニ、一揆不透三平カ一組腰ノ檜ノ皮ヲ取出シ、味方ノ捨篝ノ火ヲ付、手々ニ柵木ニ焼付ル、寺澤・鍋島場所ノ間ニ鹽漬有リ、此所賣人小屋ヲ掛竝シ處ニ火ノカケ焼上シ故、柵ノ火ヲ燃合テ、白晝ノ如クナリケル、鍋島モ組頭組中ヲ下知シテ防戦フ、秀島四郎左衛門・石井九郎右衛門・福地權兵衛各素肌ニテ眞先ニ進テ一揆ヲ切立ル内ニモ、秀島・石井致打死、福地手ヲ負ケリ、其外多久縫殿・惠

良權右衛門・野田庄右衛門・足輕頭龜川庄右エ門・大木主計ノ輩何モ働能シトシ、紀州様ヨリ上使衆ノ附使者山中作右衛門、上使衆ヨリ毎夜夜廻リノ人數ニ加テ、今夜此處ニ廻リ来テ、一手ノ人數ヲ以大路ヲ強ク防候故、一揆引取テ山端ノ大栖樓ニ火ヲカクル、山中作右衛門是ヲ消ント、人數ニ下知スルヲ、鍋島家先手ノ組頭諫早豊前大音ニテ其栖樓ニ火ヲカクル、幸ノ事也、其光ニテ敵味方ヨク見ヘテ、働ノ為ニ至極宜シ、其儘可指置ト申ケル、此言ニ組下力ヲ得テ、追立テ追廻シ一揆ヲ百五十人打取ケル、生捕モ十人餘ナリ、千々石・上總散々ニ被切立、東ヲサシテ逃行キ、這々城中ニ引入ケル、鍋島一手侍中雜兵迄討死三拾六人・手負百三十五人ト、上使ニ相達ス、寺澤ノ陣場エハ一揆夜討ノ大將天草玄札六百人ヲ引連テ、大江口ヨリ忍出、川ヲ渡リ柵ヲ引倒シ、関ヲ同音ニ揚ケ直ニ本陣ニ攻入ントモミニケル、寺澤家ノ人數目ヲ覺シ、太々驚キ太刀刀ヲ尋ネ、六具ヲ引合上下スベテ仰天ス、漸ク各武具ヲ帶シ、備定ノ間モナク走掛

リノ戰ケル、然共玄札ハ聞シ勇者ニテ手ノ一揆ヲ下知シ、矢鉄炮モ不嫌踏込ノ一同ニ切立ル故寺澤家ノ人數崩立テ、本陣サシテ引退キ、右往左往ニ乱ケル、此競ニ付入テハ、最早本陣モ敗北ト見ヘシ處ニ、三宅藤右衛門本陣ニ有ケルカ、夜討ト言フ声ノ下ヨリ早く手人數ヲ集メ、組勢ヲ下知シテ、自身ハ大長刀水車ニマハシテ込入、一揆ヲ四五人雜伏、其外ニ一揆多ク手負セ、自分モ三所ノ疵ヲ被リ、朱ニ染テ切廻ル、組頭如此働故組ノ侍中何モ勵テ切結フ、打死ノ面々ハ陰山源左エ門・池田新助・松下半之丞・谷崎八左エ門、何モ強ク働テ場ヲ不去打死ス、其外組侍今夜限リト防ク故一揆三拾人手ノ下ニ討捕タリ、天草玄札頻ニ進テ攻入ケレトモ、入替ル味方モナク、其上芦塚・布津村ノ人數筑前手ヨリ崩レカ、ル、玄札氣ヲ吞レ、武士ニ對シ手詰ノ勝負叶カタク、餘リ人數損セヌ内ニ何引トリベクト下知シテ、無程城中エ引入ケル、藤右衛門一組ニテ夜討防止メシ故殊外武辺ニ成リ、諸手何モ称美ス、最前天艸島子ニテ敗北セシ恥ヲ少シ雪ケル、立花手ニ

モ一揆村ノニ掛リケレトモ、用心能兼テ被申付候故  
 士卒不騒働、鉄炮ニテ強ク打立シ故何モ敗北シ、一揆  
 少々打取、生捕モ有ケル、右夜討ノ節、四郎ハ三ノ丸  
 迄出テ遠見シ、惣人数引上ルヲ待テ、四郎トキ頭ヲツ  
 クリ、悦ノトキ三度アケ、其後ハ物音ナク静リケリ、  
 細川手今夜夜討ノ節ノ仕寄當番ハ大先手長岡佐渡守也、  
 夜半比夜陣ヲ仕掛ルト覺テ、鍋島殿仕寄場ニ當リ、火  
 ノ手起リ、其光近隣ヲ見透シ、関ノ音ニ雜テ早鐘ノ音  
 聞ヘケル、佐渡守六具ヲ着シ、組勢手人数ヲ揃ヘ、足  
 輕長柄法ノ如ク配リ、床几ニ掛リ、合言ヲ以敵ヲ攻メ  
 用心ス、嫡子式部モ仕寄場ニ来リ、父子同下知ヲ加ヘ  
 敵ノ寄セ来ヲ待居タリ、(細川忠利)・(細川光利)・真源公モ早鐘ヲ被聞  
 付、早速鎧ヲ着シ小屋ヲ御出アリ、細川立允殿有吉頼  
 母佐・長岡右馬助・小笠原備前・清田石見・志水新之  
 丞類ノ組頭各組勢ヲ引連レ、請取場ニ打出ル、妙解公・  
 真源公御内陣ニテ、床机ニヨリ二ツノ箆焼キ連レ、挑  
 燈炬火星ノ如ク、一揆突掛ラハ、相圖ノ石火矢ヲ聞テ、  
 何モ竹束ノ陰ヨリ伏兵ヲ起シ、取包テ打取リ、直ニ城

中エ付入ヘシト下知アリ、志水新之丞一備ヲ物陰ニカ  
 クシ、静リ返テ待居タリ、乍然一揆一人モ不来故、何  
 モ本意ナク無念ナカラ扣ヘケル、妙解公ヨリ使者ヲ以  
 テ上使衆ヘ夜討ノ儀御申達シアリ、上使衆ヨリモ使者  
 参リ、細川一手兼テ申付堅ク有之故、不意事ニモ備ヨ  
 ク定リ、士卒騒働ノ體ナシト称美ナリ、此節上使衆ノ  
 小屋ハ下々騒動ス、是諸国ノ集勢多故ト聞シ、此夜立  
 花飛彈守殿ハ老功ノ大將故、城内ノ様子ヲ伺テ、夜打  
 ノ儀前以合点故少モ騒動ナシ、外ニハ後備ノ内小笠原  
 右近太夫殿家来高田又兵衛、城内ノ烟立チ様ニテ夜討  
 ノ物色察シ、主人ヘ其由申聞ス、兼テ一揆ニハ今夜一  
 揆可打出候、少モ騒動無之様ニト被申渡ケル故、一手  
 ノ静ナル事平日ノ如クナリケル、一揆ノ首ハ、島原口  
 ノ大道筋ニ掛ケル、諸手ノ首數、

一一 揆討取首數八拾九七生捕 松平右衛門佐手  
 一 討取首數百六拾九十二人 鍋島信濃守手  
 一 討取首數三拾三三生捕 寺澤兵庫頭手  
 一 討取首數三二生捕 立花飛彈守手



291 天草説書云、城中一味仕候ゆへ、寄手色く謀致し候へ共、一圓承引不仕、城中にて朝夕宗門の法談有之、持口替く相守候、伊豆守も水野日向守下向を待居被申候所、廿二日に参着致され候、然る所に城内いつとなく三の曲輪小屋明退き、二の曲輪へ番持に仕候ゆへ、三の丸に小屋一軒も無之候、寄手の仕寄追日塀際、二三間近く攻メ寄候、鍋嶋手築山にて石火矢さけて阿蘭陀老人即座に死す、左門も其場に見物して居られ候故、筒損し候ゆへ怪我被致候、少々の事也、細川手より金堀を以て穴を堀り、鉄炮の薬に火を付て城内を焼崩し申へしと、三の曲輪へ堀入候所に、城中の者見付、内より穴を堀り鉄炮を打出し、鎗を以て突合ひ、双方手負死人有之、後ハ穴に竹束を付申候、又鍋嶋手より出丸の脇を堀せ、是も内より返し堀を仕、人糞を流し候ゆへ、是も事不成候、

藤掛氏云、其上事ハ六日にあり伊豆守遠慮深く被仕候、水野

日向守父子被差下之由ニ候、大功之日向守相談之上にて乗候得ハ、縦令一旦に不乗取候へ共、又いか様の誤有之ても江戸へ申分けに罷成との内存にて、日向守下向を待被申候、其故日向守江も追く飛脚到来して、成程いそかれ候様にとの事にて候、然共日向守ハ我等不参候ハ、城を乗崩申合点参間敷由被申候、いかにも緩くと二月廿二日に着陳候、然處に城内も如何存候哉、三の曲輪の小屋へいつとなく明ケ退、二の丸へつばみ、三の丸をハ番持に仕候、其故三の丸に小屋尅間も無之候、寄手の仕寄口を追て塀際二三間近く責寄申候、諸手仕寄場に栖霞を組上ケ、大筒・石火矢夜白被為打候、鍋嶋手の築山にて石火矢さけ候て、阿蘭陀老人則座に相果申候、戸田左門も其場江見物して被居候処ニ、筒損し怪我被仕候、少の事ニて頓て好御座候、嶋原にて疵を被蒙候との誓文ハ成間敷との沙汰に候、誠に大將などの大筒打せ被見候時ハ、居所心得可有之事也、右の如く様く行を以被責寄候中に、細川・鍋嶋寄口より金堀を入れ、穴を堀、鉄炮の薬に火を付、城

中を焼崩し可申と、三の曲輪に掘入候処ニ、城内の者はを見付、内より鉄炮を打出し、鎗を以突合、双方手負死人有之、後ハ此方の穴に竹束を付申候、又鍋嶋より出丸の脇を掘せ候得者、是も城内より帰り堀を仕り、だうを流し申候故、事成不申候事、

一 揆夜討に出る事

一城内天草丸の者共、大将四郎江申けるハ、今度天草の者共ハ諫早口御渡被成候、尤堅固ニ持詰申候得共、抽たる働も無之候、其上年を越久ノノ籠城に氣も詰り申事に候間、近日夜討を掛、敵の周章うろたゆるをも可懸御目候、御歴々出丸まで御出有て御覧候へかすと申、尤可然との儀に候、左候て前廉より突て出候行を可仕とて、諫早口の塀の外ニ水の手有、此水を昼の七ツ時分より城中に汲取、先鉄炮を前へ出し立置、其後に水を汲、如此候事二三日、次第に日暮に及て出、のちノハ夜に入水を汲候故、毎度火繩の火夜に見入候、是ハ夜討に出る時火繩の火を敵見て用心させまじきとの謀なり、左候て一兩日前より城内に数千の者共

テイウスノノと同音に高く宗門の唱夜ノノ申候、是ハ突て出る時、城内物音を敵にしらせ間敷との謀也と聞ゆる、扱突て出る夜は、究竟の健者五百人いかにも忍て、黒田右衛門佐寄口の柵際へ罷出、先手ハ悉鎗・長刀にて五百人、二番備に弍千計出る、其内をも弍手にして、千五百人ハ先手の同勢を定、残る五百人の内鉄炮持せ殿と定め、都合其勢弍千五百計にて切て出る、相印ハ縄たすぎ、額にクルスを鉢巻の上に立、敵の首も不可取、武器も取間敷候、何にても喰物有之ハ取て帰り、城内の勞れたる妻子等にもくれよと、手賦を定、突て出る口ハ諫早口、勝も負にも引取口ハ出丸の脇有江口へ可引入と能申合、二月廿一日の夜丑の刻計ニ、月も朧也と柵際まで忍来る、黒田手にハ、例の水汲の火と心得油断して居る所へ、柵際(にカ)まで惣勢凱を上ケ、柵を敗り押込、此時城内の持口ノノにも時の聲を上させ、天地四郎二の曲輪まで出て下知をなす、黒田仕寄番の者共討つ恐れつ防之、強敵故味方手負・死人其数を不知、中にも黒田監物家老一萬石・同息佐右衛門則

座に討死、井家来四十三人討死、吉田壱岐杯と云大剛の者共深手負、頓而死す、其外小林八右衛門・原吉三郎・新見太郎兵衛・杉山文太夫・二神七太夫・牧甚之丞・村沢孫右衛門・湯良兵馬・浦野半平、歴々の者真先に討死す、又黒田市正内ニハ明石権之丞・吉田太郎左衛門討死、其外吉田六郎太夫・吉田休太夫・小川縫殿・黒田惣右衛門・郡正太夫杯手負、已に本陣迄も敵押込可申処に、黒田睡鷗製作謀に、柵の事堀の事武者掛場明る事口傳、如此ゆへ本陣へ敵来る事不成、黒田市正と云大剛の人、夜討と云聲を聞付、自身鎧を取て走向、敵式三人突伏せ、手廻の小姓共に首を取せ、或ハ敵を十文字の鎧に掛引寄、或ハ刀にて切捨にし、已に誓言にて味方を進て云、市正是に有、吾人も引退者あらハ打捨にすへしと下知せらるゝ、去ルに付、黒田陣屋へ一揆共打入事不成、右之方寺澤兵庫頭陳へなだりかゝり、兵庫頭者共討死陰山源右衛門・池田新助・松下安右衛門・谷崎八左衛門、三宅右衛門ハ夜討之由を聞、急に掛出強く働仕り敵を討、三ヶ所疵を蒙り、

天草の恥辱をすゝき、此外手負餘多有之て、是又強く防申に付、夫より鍋嶋陣へ討て入らんとす、鍋嶋内宅縫殿其外秀嶋四郎右衛門・石井九郎右衛門など、云者真先に進ミ討死す、鍋嶋陣へ打入事も不成、柵際まで通り、仕寄場に有之栖棲竹束に火をつけ焼立る、寺沢陣と鍋嶋陣の間に店や・物賣候町屋少有之、夫にも火を付焼立る、是ハ一揆共兼て火を付可申支度にて、檜の木をけづりかけにして、面々腰にさし罷出候て、味方に有之箭の火を付、夫にて焼立候、左候て有馬玄蕃頭仕寄場江打入、有江口へ人数を引取跡をしめて、城内の惣勢不殘同音に四郎凱の頭を勝凱を挙候、夫よりいかにも物音なく静り候、其節遠國の沙汰に寺沢・鍋嶋両陣焼立候由申候得共、両陣共に陣屋迄ハ寄付不申候、又伊豆守信綱より諸手の夜廻り番として天子八兵衛・岩上角之助と云者兩人、黒田陳ハ打廻り候刻、夜討に出合、手ニ逢申候、將又心懸強キ者、冥加に叶候や、紀伊大納言殿使者山中作右衛門と云者、右の兩人に断り同道にて見物に参候処ニ、夜討に参合手柄仕

候、何れも諸家よりの使者其手／＼へ相詰申答にて、

内三十二諫早豊前討之

内々ハ伊豆守方へ指物書付被取置候故、伊豆守本陣へ

一同十五

有馬玄蕃頭討之

詰居申に付、夜討の手に逢申者無之候、附敵城より突

一同三

立花飛弾守討之

て出候時の手行ハ、

合首数三百十

一前廉より宗門の唱多勢同音に申候事

右の首、嶋原口の大道筋に獄門に被掛置候事、

一凱の拳様 一相印相詞丸か丸 一逆に出順に引取事

寄衆手負・死人

一殿に弓・鉄炮備やう 一水の手火繩の手行の事

一手負百六人

松平右衛門佐者

右の手賦無残所仕様也、其上昔より城を攻るに竹束を

外ニ討死三十八人

付、柵の木式重三重に詰たる所へ切て出打破り、勝負

一同拾老人

黒田甲斐守者

仕事ハ難成ものに候、古今稀成働と、此段黒田睡鷗美作事

外ニ討死八人

水野日向守勝成江物語仕候へハ、勝成の云、誠以不惜

一同拾人

黒田市正者

身命強く働事ハ吉利支丹に越もの、身共か者の外ニハ

外ニ討死五人

すくなく候半と被申候、夜討の敵味方手負・死人は、

一同九人

寺沢兵庫頭者

一討取首六拾四外ニ生捕式人

外ニ討死五人

一同拾五外ニ生捕五人

黒田甲斐守討之

一同百老人

鍋嶋信濃守者

一同拾老

黒田市正討之

外ニ討死三十三人

一同三十口

寺沢兵庫頭討之

一同五人

有馬玄蕃頭者

一同百六十九

鍋嶋信濃守討之

外ニ討死式人

手負 合式百四十式人

討死 合九拾壹人

合手負・死人三百三拾三人

右者、二月廿一日の夜討、味方手負・死人如此、諸陣  
共に其夜の嫌き不大形候、細川衆ハ仕寄場瀆手にて方  
角違候故、手に逢不申候、後陣の衆ハ先手請留め申に  
付、猶以手に逢不申候事、

293 「出水土山本甚左エ門藏本」

刁二月廿一日、夜寅ノ時ニ城明切出味方手負・死人之覺

松平右衛門佑内

討死

黒田監物 黒田佐左衛門 新見太郎兵衛 原吉三郎

杉山文太夫 庄村八右衛門 村澤孫右衛門 牧甚之丞

浦野半平 二神七太夫 油良久馬助

手負

荷勘兵衛尉 馬杉小十郎 築紫四郎右衛門 同弥平次

杉山少左衛門 戸田覺兵衛 稻葉九右衛門 高屋休右衛門

井口牛右衛門 二神九太夫 本田五郎兵衛 土橋三郎四

衣非安兵衛尉 吉久太夫 岡長三郎 船成久之丞

右之外ニ又家中

戰死十六人 手負四十三人 死人十一人下々

合百四拾四人

死人卅八人 手負百六人

黒田甲斐守内

鉄砲頭討死

伯杵全助

同手負

畑源左衛門

手負

成田二兵衛尉

同

大田多左衛門

同  
松内孫太夫

右外

手負四人 鉄炮之者

内三人又小者

合十式人内 死人老人物頭 手負三人

黒田市正内

明石源之丞

吉永平之丞

中村三郎左衛門

廣瀬清兵衛

川村四郎右衛門

塩川六郎兵衛

手負廿人侍

同四人下々

死人八人下々

合八十一人内 死人老人 手負六十五人

寺澤兵庫守内

討死

杉山源左衛門

松下安右衛門

池田新助

中村十三郎

谷崎八左衛門

三宅藤右衛門

徳賀源左衛門

藤井治右衛門

朝日治部右衛門

野中権之丞

四人足輕

合十四人 内 死人五人 手負九人

鍋嶋信濃守内

物頭討死

多久縫殿助

石井九郎左衛門

秀嶋四郎右衛門

南部十左衛門

稲地権兵衛

野田勝右衛門

相良市右衛門

大木主計助

留岡五郎兵衛

相良源太左衛門

手嶋与三右衛門

龜井勝右衛門

松俣作右衛門

侍廿八人

七十七人足カル下々

合百貳十四人

内 死人九人 侍 手負卅八人 侍

七十七人足カル下々

惣合三百七十五人

内 六十九人 死人

きりしたん首数目録

一首六十一

松平右衛門佑

生捕式人

一首十五

黒田甲斐守

内五人生捕

一同十一

黒田市之正

一同十三

寺澤兵庫守

一同百六十九

鍋嶋信濃守

一同三ツ

立花左近

合首数貳百九十貳

合生捕七人

右ノ時ニ當テ、加世田土人小川監物等へ、地頭喜入摂津守忠政ニ屬シテ上津浦

ヲ成リ、此夜討ノ烽火ヲ遥ニ見居テ、後ニ有増ヲ聞知テ日記ニ略録セリ、

294 「小川監物日記」

一廿二日晝、有馬城へ火之手見得申候、其子細者城より

敵三百程出あひ、いかきヲ破り陳中へ放火申候、筑前

衆・からつ衆・肥前衆相とり、右てき一人不残討取生

取にさせられたる由候、右陣之衆も餘多戦死ニ而候、

295の1

此日、蒲生地頭市來八左エ門宗友等有馬に着陣す、則蒲生の衆本野大學助等十人をして、陣屋の外廻番たらしむ、



【正文在蒲生土有馬氏】

外廻番衆

本野大学助殿 垂野源左衛門殿 尾方對馬守殿 馬渡四郎兵衛殿 赤塚源太左衛門殿 同名主水佑殿 村田五右衛門殿 帆芦舍人佑殿 池田源藏殿 川嶋丞殿

二月廿二日

(市米宗友)  
市八左衛門「切不知」

【蒲生松下源五左衛門書留】

地頭同廿一日ニ出船被成、廿二日ニ有馬へ御着被成候、敵廿二日之夜切出、二百七十うて申候、「此間三月の事ハ三月にのす」

於有馬次飯米請取衆、福崎内蔵丞殿・赤塚源太左衛門殿十日分、新納佐左衛門尉殿より被請取候、送手形之儀被仰候へ共、何とも送手形不出候間、指出ニて江津浦ニて可相濟之由被仰候、

【季安家藏】

買物方

同廿二日 一同六分ハおくしゆすノきれ之代

きやはんのはき

同日 一同五匁六分 しゆちんの代壹尺三寸

壹はニきやはん

同廿二日 一銀子八分ハ糸壹匁六分之代

但きやはん仕立所

覺

- 一 夜番之事但五人宛
- 一 使番之事但三人ッ、
- 一 御使ニ可参刻同心衆日記之事
- 一 御陣中夜廻之事